

民事訴訟法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一	民事訴訟法(平成八年法律第九号) (第一条関係)	1
二	民事訴訟法(平成八年法律第九号) (第二条関係)	9
三	民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号) (第三条関係)	94
四	民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号) (第四条関係)	98
五	人事訴訟法(平成十五年法律第九号) (第五条関係)	135
六	家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号) (第六条関係)	152
七	家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号) (第七条関係)	155
八	民事執行法(昭和五十四年法律第四号) (第八条関係)	168
九	民事執行法(昭和五十四年法律第四号) (第九条関係)	169
十	民法(明治二十九年法律第八十九号) (附則第二十九条関係)	201
十一	担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号) (附則第三十条関係)	202
十二	鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号) (附則第三十一条関係)	203
十三	公証人法(明治四十一年法律第五十三号) (附則第三十二条関係)	204
十四	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号) (附則第三十三条関係)	205
十五	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号) (附則第三十五条関係)	209
十六	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (附則第三十六条関係)	211
十七	郵便法(昭和二十二年法律第六十五号) (附則第三十七条関係)	213
十八	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) (附則第三十八条関係)	215
十九	公認会計士法(昭和二十三年法律第三号) (附則第三十九条関係)	217
二十	刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号) (附則第四十条関係)	219

二十一	少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（附則第四十一条関係）	220
二十二	公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）（附則第四十二条関係）	221
二十三	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（附則第四十四条関係）	229
二十四	民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（附則第四十五条関係）	232
二十五	民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（附則第四十六条関係）	234
二十六	法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）（附則第四十七条関係）	236
二十七	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）（附則第四十八条関係）	239
二十八	企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（附則第四十九条関係）	241
二十九	企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（附則第五十条関係）	242
三十	特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（附則第五十一条関係）	248
三十一	実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（附則第五十三条関係）	261
三十二	意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）（附則第五十四条関係）	263
三十三	商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（附則第五十五条関係）	264
三十四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（附則第五十六条関係）	265
三十五	不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）（附則第五十七条関係）	267
三十六	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（附則第五十八条関係）	269
三十七	商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（附則第六十条関係）	271
三十八	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（附則第六十一条関係）	272
三十九	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）（附則第六十三条関係）	284
四十	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第一百五号）（附則第六十四条関係）	285

四十一	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（附則第六十五条関係）	287
四十二	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（附則第六十六条関係）	288
四十三	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（附則第六十七条関係）	297
四十四	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（附則第六十八条関係）	299
四十五	預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（附則第六十九条関係）	301
四十六	民事保全法（平成元年法律第九十一号）（附則第七十条関係）	303
四十七	民事保全法（平成元年法律第九十一号）（附則第七十一条関係）	304
四十八	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（附則第七十二条関係）	313
四十九	借地借家法（平成三年法律第九十号）（附則第七十三条関係）	314
五十	借地借家法（平成三年法律第九十号）（附則第七十四条関係）	316
五十一	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（附則第七十五条関係）	318
五十二	不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（附則第七十六条関係）	319
五十三	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（附則第七十八条関係）	325
五十四	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（附則第七十九条関係）	328
五十五	種苗法（平成十年法律第八十三号）（附則第八十条関係）	339
五十六	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第八十二条関係）	344
五十七	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第八十三条関係）	347
五十八	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第八十四条関係）	348
五十九	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第八十五条関係）	356
六十	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第八十六条関係）	359

六十一	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第八十七条関係）	365
六十二	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（附則第八十八条関係）	390
六十三	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（附則第八十九条関係）	391
六十四	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（附則第九十条関係）	399
六十五	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（附則第九十一条関係）	405
六十六	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（附則第九十二条関係）	407
六十七	会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）（附則第九十三条関係）	409
六十八	会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）（附則第九十四条関係）	410
六十九	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（附則第九十五条関係）	418
七十	仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（附則第九十六条関係）	420
七十一	仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（附則第九十七条関係）	421
七十二	労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（附則第九十八条関係）	429
七十三	労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（附則第九十九条関係）	431
七十四	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（附則第一百条関係）	436
七十五	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（附則第一百零二条関係）	439
七十六	破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第一百零三条関係）	441
七十七	破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第一百零四条関係）	442
七十八	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（附則第一百五条関係）	450
七十九	会社法（平成十七年法律第八十六号）（附則第一百零六条関係）	452

八十一	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（附則第一百七七条関係）	453
八十二	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（附則第八八条関係）	454
八十三	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（附則第一百十条関係）	459
八十四	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（附則第一百十二条関係）	462
八十五	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（附則第一百十三条関係）	464
八十六	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（附則第一百四十四条関係）	474
八十七	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（附則第一百五十六条関係）	475
八十八	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（附則第一百十六条関係）	477
八十九	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（附則第一百七七条関係）	487
九十	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（附則第一百八八条関係）	489
九十一	特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八八号）（附則第一百九九条関係）	503
九十二	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）（附則第二百二十一条関係）	504
九十三	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）（附則第二百二十一条関係）	505
	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（附則第二百二十三条関係）	510

一 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第七章 電子情報処理組織による申立て等（<u>第三百三十二条の十</u>）</p> <p>第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（<u>第三百三十三条</u>—<u>第三百三十三条の四</u>）</p> <p>第二編 第一審の訴訟手続</p> <p>第一章 訴え（<u>第三百三十四条</u>—<u>第四百七十七条</u>）</p> <p>（秘密保護のための閲覧等の制限）</p> <p><u>第九十二条</u>（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 第一項の申立て（同項第一号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項及び第八項において同じ。）があつた場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をし</p>	<p>目次</p> <p>第一編（同上）</p> <p>第七章 電子情報処理組織による申立て等（<u>第三百三十二条の十</u>）</p> <p>第二編 第一審の訴訟手続</p> <p>第一章 訴え（<u>第三百三十三条</u>—<u>第四百七十七条</u>）</p> <p>（秘密保護のための閲覧等の制限）</p> <p><u>第九十二条</u>（同上）</p> <p>255（同上）</p> <p>（新設）</p>

たときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加後直ちに、その参加があった旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

7 前項本文の場合において、裁判所書記官は、同項の規定による通知があつた日から二週間を経過する日までの間、その参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせなくてはならない。ただし、第三百三十三条の二第二項の申立てがされたときは、この限りでない。

8 前二項の規定は、第六項の参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせることについて同項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

(申立人の住所、氏名等の秘匿)

第三百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによつて当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても同様とする。

2| 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならぬ。

3| 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、前項の規定による届出に係る書面（次条において「秘匿事項届出書面」という。）の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

4| 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5| 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、

この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

(秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則)

第三百三十三条の二 秘匿決定があつた場合には、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る⁹

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分¹の申立てに係る事件の記録をいう。第三百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中秘匿事項届出書面以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（次項において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をする

(新設)

ことができる。

(送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則)

第三百三十三条の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第九九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

(秘匿決定の取消し等)

第三百三十三条の四 秘匿決定、第三百三十三条の二第二項の決定又は前条の決定(次項及び第七項において「秘匿決定等」という。)に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、

(新設)

(新設)

-
- その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。
- 2| 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であつても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第三百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができ
- 3| 裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事実につき疎明があつたときは、これを許可しなければならない。
- 4| 裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- 一 秘匿決定又は第三百三十三条の二第二項の決定に係る裁判をするとき 当該決定に係る秘匿対象者
 - 二 前条の決定に係る裁判をするとき 当該決定に係る当事者又は法定代理人
- 5| 第二項の取消しの申立てについての裁判及び第二項の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ
-

6| 第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7| 第二項の許可の裁判があつたときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

第二編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

(訴え提起の方式)

第百三十四条 (略)

2 (略)

(証書真否確認の訴え)

第百三十四条の二 (略)

(裁判長の訴状審査権)

第百三十七条 訴状が第百三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正

第二編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

(訴え提起の方式)

第百三十三条 (同上)

2 (同上)

(証書真否確認の訴え)

第百三十四条 (同上)

(裁判長の訴状審査権)

第百三十七条 訴状が第百三十三条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正

すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

2・3
(略)

すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

2・3
(同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第四節 送達</p> <p>第一款 総則（第九十八条―第一百条）</p> <p>第二款 書類の送達（第一百条―第一百八条）</p> <p>第三款 電磁的記録の送達（第九十九条―第九十九条の四）</p> <p>第四款 公示送達（第一百十条―第一百十三条）</p> <p>第七章 電子情報処理組織による申立て等（第三百三十二条の十一―第三百三十二条の十三）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節 口頭弁論（第四百八条―第六十条の二）</p> <p>第四章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（同上）</p> <p>第五章（同上）</p> <p>第四節 送達（第九十八条―第一百十三条）</p> <p>第七章 電子情報処理組織による申立て等（第三百三十二条の十）</p> <p>第二編（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節 口頭弁論（第四百八条―第六十条）</p> <p>第四章（同上）</p>

第五節 書証（第二百十九条―第二百三十一条）

第五節の二 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証
拠調べ（第二百三十一条の二・第二百三十一
条の三）

第六節 検証（第二百三十二条―第二百三十三条）

第六章 裁判によらない訴訟の完結（第二百六十一条―第二
百六十七条の二）

第六編 少額訴訟に関する特則（第三百六十八条―第三百八十
一条）

第七編 法定審理期間訴訟手続に関する特則（第三百八十一
条の二―第三百八十一条の八）

第八編 （略）

第九編 （略）

（被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則）
第三十二条 （略）

第五節 書証（第二百十九条―第二百三十一条）

第六節 検証（第二百三十二条・第二百三十三条）

第六章 裁判によらない訴訟の完結（第二百六十一条―第二
百六十七条）

第六編 少額訴訟に関する特則（第三百六十八条―第三百八十
一条）

第七編 （同上）

第八編 （同上）

（被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則）
第三十二条 （同上）

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

一・二 (略)

三 第三百六十条(第三百六十七条第二項、第三百七十八条第二項及び第三百八十一条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

(補助参加人の訴訟行為等)

第四十五条 (略)

2 3 4 (略)

5 次に掲げる請求に関する規定の適用については、補助参加人(当事者が前条第一項の異議を述べた場合において補助参加を許す裁判が確定したもの及び当事者が同条第二項の規定により異議を述べることができなくなったものに限る。)を当事者とみなす。

一 非電磁的訴訟記録(第九十一条第一項に規定する非電磁的訴訟記録をいう。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(第九十二条第一項において「非電磁的訴訟記録の閲覧等」という。)の請求

二 電磁的訴訟記録(第九十一条の二第二項に規定する電磁的訴訟記録をいう。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

一・二 (同上)

三 第三百六十条(第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

(補助参加人の訴訟行為)

第四十五条 (同上)

2 3 4 (同上)

(新設)

若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（第九十二条第一項において「電磁的訴訟記録の閲覧等」という。）の請求

三 第九十一条の三に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

（訴訟代理権の範囲）

第五十五条 （略）

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受
けなければならない。

一 三 （略）

四 第三百六十条（第三百六十七条第二項、第三百七十八条第
二項及び第三百八十一条の七第二項において準用する場合を
含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについて
の同意

五 （略）

3・4 （略）

（訴訟費用額の確定手続）

第七十一条 （略）

2 前項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から十
年以内になければならない。

（訴訟代理権の範囲）

第五十五条 （同上）

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受
けなければならない。

一 三 （同上）

四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条
第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の
取下げ又はその取下げについての同意

五 （同上）

3・4 （同上）

（訴訟費用額の確定手続）

第七十一条 （同上）

（新設）

3| 第一項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するとき、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があつたものとみなす。

4| 7| (略)

8| 第五項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(和解の場合の費用額の確定手続)

第七十二条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条の和解にあつては、和解が成立した裁判所)の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第八項までの規定を準用する。

(訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合等の取扱い)

第七十三条 (略)

2 第六十一条から第六十六条まで及び第七十一条第八項の規定は前項の申立てについての決定について、同条第二項の規定は前項の申立てについて、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てに関する裁判所書記官の処分について、同条第五項から第八項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて、

2| 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するとき、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があつたものとみなす。

3| 6| (同上)

7| 第四項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(和解の場合の費用額の確定手続)

第七十二条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条の和解にあつては、和解が成立した裁判所)の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

(訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合等の取扱い)

第七十三条 (同上)

2 第六十一条から第六十六条まで及び第七十一条第七項の規定は前項の申立てについての決定について、同条第二項及び第三項の規定は前項の申立てに関する裁判所書記官の処分について、同条第四項から第七項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて準用する。

それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

(費用額の確定処分の更正)

第七十四条 (略)

2 第七十一条第四項から第六項まで及び第八項の規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

3 (略)

(担保の取消し)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があつたものとみなす。

4 (略)

(映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等)

第八十七条の二 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見

(費用額の確定処分の更正)

第七十四条 (同上)

2 第七十一条第三項から第五項まで及び第七項の規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

3 (同上)

(担保の取消し)

第七十九条 (同上)

2 (同上)

3 訴訟の完結後、裁判所が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があつたものとみなす。

4 (同上)

(新設)

を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、審尋の期日における手続を行うことができる。

3 前二項の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(和解の試み等)

第八十九条 (略)

2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、和解の期日における手続を行うことができる。

3 前項の期日に出頭しないで同項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

4 第四百八十八条、第五百十条、第五百四十四条及び第五百五十五条の規定は、和解の手続について準用する。

5 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、第

(和解の試み)

第八十九条 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二項の規定並びに前項において準用する第四百四十八条、第五百十四條及び第五百五十五條の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(非電磁的訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、非電磁的訴訟記録（訴訟記録中次条第一項に規定する電磁的訴訟記録を除いた部分）をいう。以下この条において同じ。）の閲覧を請求することができる。

2 公開を禁止した口頭弁論に係る非電磁的訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。非電磁的訴訟記録中第二百六十四條の和解条項案に係る部分、第二百六十五條第一項の規定による和解条項の定めに係る部分及び第二百六十七條第一項に規定する和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）に係る部分についても、同様とする。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

4 前項の規定は、非電磁的訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これら

(訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

4 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物につ

の物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

5 非電磁的訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非電磁的訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(電磁的訴訟記録の閲覧等)

第九十一条の二 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録(訴訟記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(次項及び第三項、次条並びに第九十九条の三第一項第二号を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録された事項(第三百三十二条の七及び第三百三十三条の二第五項において「ファイル記録事項」という。)に係る部分をいう。以下同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができ。

2 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の

いて当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

5 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(新設)

使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 前条第二項及び第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(訴訟に関する事項の証明)

第九十一条の三 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、訴訟に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等(非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等という。第三百三十三条第三項において同じ。) (以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 (略)

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法

(新設)

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 (同上)

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法

第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2～8 (略)

9 裁判所は、第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項において同じ。）があつた場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録中当該営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

10 前項の規定による電磁的訴訟記録から消去する措置が講じられた場合において、その後第一項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該営業秘密が記載され、又は記録された部分をファイルに記録しなければならない。

第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の第二項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2～8 (同上)

(新設)

(新設)

(専門委員の関与)

第九十二条の二 (略)

2| 専門委員は、前項の規定による書面による説明に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により説明を行うことができる。

3| 4| (略)

(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与)

第九十二条の三 裁判所は、前条第一項、第三項及び第四項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条第一項、第三項及び第四項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条第一項、第三項及び第四項の説明又は発問をさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第九十二条の七 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二第

(専門委員の関与)

第九十二条の二 (同上)

(新設)

2| 3| (同上)

(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与)

第九十二条の三 裁判所は、前条各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第九十二条の七 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各

一項、第三項及び第四項の手續を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第三項の手續を行う場合には、専門委員を手續に關与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受訴裁判所がする。

(知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務)

第九十二条の八 裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産に関する事件の審理及び裁判に關して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。

一 次に掲げる期日又は手續において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に關し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すこと。

イ・ロ (略)

ハ 文書若しくは電磁的記録の提出義務又は檢証の目的の提示義務の有無を判断するための手續

ニ (略)

二〇四 (略)

項の手續を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第二項の手續を行う場合には、専門委員を手續に關与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受訴裁判所がする。

(知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務)

第九十二条の八 裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産に関する事件の審理及び裁判に關して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。

一 次に掲げる期日又は手續において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に關し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すこと。

イ・ロ (同上)

ハ 文書の提出義務又は檢証の目的の提示義務の有無を判断するための手續

ニ (同上)

二〇四 (同上)

(期日の指定及び変更)

第九十三条 期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う。

2～4 (略)

(期日の呼出し)

第九十四条 期日の呼出しは、次の各号のいずれかに掲げる方法その他相当と認める方法によつてする。

一 ファイルに記録された電子呼出状(裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判長が指定した期日に
出頭すべき旨を告知するために出頭すべき者において出頭すべき日時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう。次
項及び第二百五十六条第三項において同じ。)を出頭すべき
者に対して送達する方法

二 当該事件について出頭した者に対して期日の告知をする方法

2| 裁判所書記官は、電子呼出状を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

(期日の指定及び変更)

第九十三条 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。

2～4 (同上)

(期日の呼出し)

第九十四条 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

(新設)

(新設)

(新設)

3 第一項各号に規定する方法以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(訴訟行為の追完)

第九十七条 当事者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。

2 (略)

第四節 送達

第一款 総則

(職権送達の原則等)

第九十八条 (略)

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(訴訟行為の追完)

第九十七条 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。

2 (同上)

第四節 送達

(新設)

(職権送達の原則等)

第九十八条 (同上)

2 (略)

(訴訟無能力者等に対する送達)

第九十九条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

(送達報告書)

第一百条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

2 前項の場合において、送達をした者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該送達をした者は、同項の書面を提出したものとみなす。

2 (同上)

(送達実施機関)

第九十九条 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

(裁判所書記官による送達)

第一百条 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら送達をすることができる。

第二款 書類の送達

(送達実施機関)

第百一条 書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によつてする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

(裁判所書記官による送達)

第百二条 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら書類の送達をすることができる。

(交付送達の原則)

第百二条の二 書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

(送達場所)

第百三条 書類の送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営

(新設)

(交付送達の新設)

第百一条 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

(訴訟無能力者等に対する送達)

第百二条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

(新設)

(送達場所)

第百三条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又

業所又は事務所（以下この款において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する書類の送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、書類の送達は、送達を受けべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において書類の送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（送達場所等の届出）

第百四条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならぬ。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があつた場合には、書類の送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の書類の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（送達場所等の届出）

第百四条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならぬ。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があつた場合には、送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一・二 (略)

三 第七十七条第一項第一号の規定による送達 その送達において宛先とした場所

(出会送達)

第二百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する書類の送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかなる者又は同項前段の規定による届出をした者が書類の送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

第六十六条 就業場所以外の書類の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 (略)

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付

一・二 (同上)

三 第七十七条第一項第一号の規定による送達 その送達においてあて先とした場所

(出会送達)

第二百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかなる者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

第六十六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 (同上)

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付

を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、書類の送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

(書留郵便等に付する送達)

第一百七条 前条の規定により送達をすることができない場合〔第一百九条の二の規定により送達をすることができない場合を除く。〕には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 〽三 (略)

2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所に宛てて、書留郵便等に付して発送することができる。

3 (略)

を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

(書留郵便等に付する送達)

第一百七条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 〽三 (同上)

2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所にあてて、書留郵便等に付して発送することができる。

3 (同上)

(外国における送達)

第百八条 外国においてすべき書類の送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

第三款 電磁的記録の送達

(電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達)

第百九条 電磁的記録の送達は、特別の定めがある場合を除き、前款の定めるところにより、この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された送達すべき電磁的記録(以下この節において単に「送達すべき電磁的記録」という。)に記録されている事項を出力することにより作成した書面によつてする。

(電子情報処理組織による送達)

第百九条の二 電磁的記録の送達は、前条の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができる措置をとるとともに、送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によりすることができる。ただし、当該送達を受けるべき者が当該方

(外国における送達)

第百八条 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

(新設)

(送達報告書)

第百九条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

(新設)

法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしている場合に限る。

2| 前項ただし書の届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、同項本文の通知を受ける連絡先を受訴裁判所に届け出なければならぬ。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

3| 第一項本文の通知は、前項の規定により届け出られた連絡先に宛てて発するものとする。

(電子情報処理組織による送達の効力発生の時期)

第九九条の三 前条第一項の規定による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

一 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示をしたものの閲覧をした時

二 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時

三 前条第一項本文の通知が発せられた日から一週間を経過した時

2| 送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によって前項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることが

(新設)

できない期間は、同項第三号の期間に算入しない。

(電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出をしなければ
ならない者に関する特例)

第百九条の四 第百九条の二第一項ただし書の規定にかかわらず、
第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者に対する第百九条
の二第一項の規定による送達は、その者が同項ただし書の届出
をしていない場合であつてもすることができる。この場合にお
いては、同項本文の通知を発することを要しない。

2| 前項の規定により送達をする場合における前条の規定の適用
については、同条第一項第三号中「通知が発せられた」とある
のは、「措置がとられた」とする。

第四款 公示送達

(公示送達の要件)

第百十条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより
、公示送達をすることができる。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場
合(第百九条の二の規定により送達をすることができる場合
を除く。)

二 (略)

(新設)

(新設)

(公示送達の要件)

第百十条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより
、公示送達をすることができる。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場
合

二 (同上)

三 外国においてすべき書類の送達について、第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めらるべき場合

四 (略)

2・3 (略)

(公示送達の方法)

第百十一条 公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。

一 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべきこと。

二 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けらるべき者に第百九条の書面を交付し、又は第百九条の二第一項本文の規定による措置をとるとともに、同項本文の通知を發すべきこと。

三 外国においてすべき送達について、第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めらるべき場合

四 (同上)

2・3 (同上)

(公示送達の方法)

第百十一条 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(公示送達の効力発生の時期)

第一百十二条 公示送達は、前条の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第一百十条第三項の公示送達は、前条の規定による措置を開始した日の翌日にその効力を生ずる。

2・3 (略)

(公示送達による意思表示の到達)

第一百十三条 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送達がされた書類又は電磁的記録に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載又は記録があるときは、その意思表示は、第一百一十一条の規定による措置を開始した日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第九十八条第三項ただし書の規定を準用する。

(判決の確定時期)

第一百十六条 判決は、控訴若しくは上告(第三百二十七条第一項(第三百八十条第二項において準用する場合を含む。))の上告を除く。)の提起、第三百十八条第一項の申立て又は第三百五十七條(第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。)

(公示送達の効力発生の時期)

第一百十二条 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第一百十条第三項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。

2・3 (同上)

(公示送達による意思表示の到達)

第一百十三条 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送達がされた書類に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、第一百一十一条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第九十八条第三項ただし書の規定を準用する。

(判決の確定時期)

第一百十六条 判決は、控訴若しくは上告(第三百二十七条第一項(第三百八十条第二項において準用する場合を含む。))の上告を除く。)の提起、第三百十八条第一項の申立て又は第三百五十七條(第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。)

）第三百七十八条第一項若しくは第三百八十一条の七第一項の規定による異議の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。

2 (略)

(受継についての裁判)

第二百二十八条 (略)

2 第二百五十五条(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、その判決をした裁判所は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(訴えの提起前における照会)

第三百三十二条の二 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知(以下この章において「予告通知」という。)を書面ですた場合には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者(以下この章において「被告通知者」という。)に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を

）若しくは第三百七十八条第一項の規定による異議の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。

2 (同上)

(受継についての裁判)

第二百二十八条 (同上)

2 判決書又は第二百五十四条第二項(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。)の調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、その判決をした裁判所は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(訴えの提起前における照会)

第三百三十二条の二 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知を書面ですた場合(以下この章において当該通知を「予告通知」という。)には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らか

準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は被予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。以下同じ。）のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第六十三条第一項各号のいずれかに該当する照会

二・三 （略）

2・3 （略）

4| 予告通知をする者は、第一項の規定による書面による予告通知に代えて、当該予告通知を受ける者の承諾を得て、電磁的方法により予告通知をすることができる。この場合において、当該予告通知をする者は、同項の規定による書面による予告通知をしたものとみなす。

5| 予告通知者は、第一項の規定による書面による照会に代えて、被予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる。

6| 被予告通知者（第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。）は、同項の規定による書面による回答に代えて、予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができる。この場合に

な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第六十三条各号のいずれかに該当する照会

二・三 （同上）

2・3 （同上）

（新設）

（新設）

（新設）

において、被予告通知者は、同項の規定による書面による回答をしたものとみなす。

7) (略)

第三百三十二条の三 被予告通知者は、予告通知者に対し、当該予告通知者がした予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができる。

2) 前条第一項ただし書、第二項及び第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「書面による予告通知」とあるのは「書面による返答」と、「電磁的方法により予告通知」とあるのは「電磁的方法により返答」と読み替えるものとする。

3) 第一項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができない。

4) (同上)

第三百三十二条の三 予告通知を受けた者（以下この章において「被予告通知者」という。）は、予告通知者に対し、その予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。この場合においては、同条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

(新設)

2) 前項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができない。

(訴えの提起前における証拠収集の処分)

第三十二条の四 裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被告予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方(以下この章において単に「相手方」という。)の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は嘱託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。)の所持者にその文書の送付を嘱託し、又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその電磁的記録の送付を嘱託すること。

二 四 (略)

2 4 (略)

(証拠収集の処分の管轄裁判所等)

第三十二条の五 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならぬ。

(訴えの提起前における証拠収集の処分)

第三十二条の四 裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被告予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方(以下この章において単に「相手方」という。)の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は嘱託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。)の所持者にその文書の送付を嘱託すること。

二 四 (同上)

2 4 (同上)

(証拠収集の処分の管轄裁判所等)

第三十二条の五 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならぬ。

一 前条第一項第一号の処分申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二～四 (略)

2 (略)

(証拠収集の処分の手続等)

第三百三十二条の六 裁判所は、第三百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合には、嘱託を受けた者が文書若しくは電磁的記録の送付、調査結果の報告又は意見の陳述をすべき期間を定めなければならない。

2 (略)

3 第三百三十二条の四第一項第二号若しくは第三号の嘱託を受けた者又は同項第四号の命令を受けた者(以下この項において「嘱託等を受けた者」という。)は、前項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法による調査結果の報告又は意見の陳述を行うことができる。この場合において、当該嘱託等を受けた者は、同項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述をしたもの

一 前条第一項第一号の処分申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者の居所

二～四 (同上)

2 (同上)

(証拠収集の処分の手続等)

第三百三十二条の六 裁判所は、第三百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合には、嘱託を受けた者が文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述をすべき期間を定めなければならない。

2 (同上)

(新設)

とみなす。

4| 裁判所は、第三百三十二条の四第一項の処分に基づいて文書若しくは電磁的記録の送付、調査結果の報告又は意見の陳述がされたときは、申立人及び相手方にその旨を通知しなければならない。この場合において、送付に係る文書若しくは電磁的記録を記録した記録媒体又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を記録した記録媒体については、第三百三十二条の十三の規定は、適用しない。

5| 裁判所は、次条の定める手続による申立人及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を發した日から一月間、送付に係る文書若しくは電磁的記録又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を保管しなければならない。

6| 第八十条第一項の規定は第三百三十二条の四第一項の処分について、第八十四条第一項の規定は第三百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分について、第二百十三条の規定は同号の処分について、第二百三十一条の三第二項の規定は第三百三十二条の四第一項第一号の処分について、それぞれ準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第三百三十二条の七 第九十一条(第二項を除く。)の規定は非電

3| 裁判所は、第三百三十二条の四第一項の処分に基づいて文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述がされたときは、申立人及び相手方にその旨を通知しなければならない。

4| 裁判所は、次条の定める手続による申立人及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を發した日から一月間、送付に係る文書又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面を保管しなければならない。

5| 第八十条第一項の規定は第三百三十二条の四第一項の処分について、第八十四条第一項の規定は第三百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分について、第二百十三条の規定は同号の処分について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第三百三十二条の七 申立人及び相手方は、裁判所書記官に対し、

磁的証拠収集処分記録の閲覧等（第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製をいう。第三百三十三条第三項において同じ。）の請求について、第九十一条の二の規定は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等（第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分の閲覧若しくは複製又はファイル記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはファイル記録事項の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供をいう。第三百三十三条第三項において同じ。）の請求について、第九十一条の三の規定は第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、それぞれ準用する。この場合において、第九十一条第一項及び第九十一条の二第一項中「何人も」とあるのは「申立人及び相手方は」と、第九十一条第三項、第九十一条の二第二項及び第三項並びに第九十一条の三中「当事者及び利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人及び相手方」と、第九十一条第四項中「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2| 第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録については「第三百三十二条の七第一項」と、当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第三百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この章において同じ。)をもつてするものとされていゝるものであつて、裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。

2 前項の方法によりされた申立て等(以下この条において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。)については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て

第三百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)をもつてするものとされていゝるものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申立て等をする者又は第三百九十九条第一項の規定による処分の告知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三百九十七条から第四百一条までにおいて同じ。)を用いてすることができ。ただし、督促手続に関する申立て等であつて、支払督促の申立てが書面をもつてされたものについては、この限りでない。

2 前項本文の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして

等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達によってする。

6 前項の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子

、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項本文の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項本文の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項本文の規定によりされた申立て等（督促手続における申立て等を除く。次項において同じ。）が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項本文の規定によりされた申立て等に係る第九十一条第一項又は第三項の規定による訴訟記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付（第四百一条において「訴訟記録の閲覧等」という。）は、前項の書面をもってするもの

情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

(電子情報処理組織による申立て等の特例)

第三百三十二条の十一 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等については、口頭でするときは、この限りでない。

一 訴訟代理人のうち委任を受けたもの（第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。） 当該委任を受けた事件

二 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者 当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三条第一項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

2 前項各号に掲げる者は、第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。

とする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(新設)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(書面等による申立て等)

第三百三十二条の十二 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。)がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき(当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)

当該書面等に記載された営業秘密

(新設)

二 書面等により第三百三十三条第二項の規定による届出があった場合、当該書面等に記載された事項

三 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第三百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

2| 前項の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、同項の規定によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。

3| 前項の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）

第三百三十二条の十三 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録され

（新設）

ている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密

二 当該記録媒体を提出する方法により次条第二項の規定による届出があった場合 当該記録媒体に記載された事項

三 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、

又は記録された同項に規定する秘匿事項記載部分

四 第三百三十三条の三第一項の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第三百三十三条（略）

2 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面その他最高裁判所規則で定める方法により届け出なければならない。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）中前項の規定による届出に係る部分（次条において「秘匿事項届出部分」という。）について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第三百三十三条（同上）

2 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、前項の規定による届出に係る書面（次条において「秘匿事項届出書面」という。）の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）の請求をすることができない。

4 (略)

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載し、又は記録したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載し、又は記録したものとみなす。

(秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則)

第三百三十三条の二 秘匿決定があつた場合には、秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録さ

4 (同上)

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

(秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則)

第三百三十三条の二 秘匿決定があつた場合には、秘匿事項届出書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第三百三十三条の四第一項及び第二

れた部分（以下この条において「秘匿事項記載部分」という。）に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者が当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない。

4 (略)

5 裁判所は、第二項の申立てがあつた場合において、必要があるとき、電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

6 前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後第二項の申立てを却下する裁判

項において同じ。）中秘匿事項届出書面以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（次項において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

4 (同上)

(新設)

(新設)

が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該秘匿事項記載部分をファイルに記録しなければならない。

（送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則）

第三百三十三条の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面又は電磁的記録及びこれに基づいてされた送達に関する第百条の書面又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

2) 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による決定があつた場合について準用する。

（送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則）

第三百三十三条の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第百九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

（新設）

(秘匿決定の取消し等)

第三百三十三条の四 秘匿決定、第三百三十三条の二第二項の決定又は前条第一項の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。

2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第三百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3 3 7 (略)

(裁判長の訴状審査権)

第三百三十七条 訴状が第三百三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

2 2 3 (略)

(秘匿決定の取消し等)

第三百三十三条の四 秘匿決定、第三百三十三条の二第二項の決定又は前条の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。

2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第三百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3 3 7 (同上)

(裁判長の訴状審査権)

第三百三十七条 訴状が第三百三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

2 2 3 (同上)

(訴えの提起の手数料の納付がない場合の訴状却下)

第三百三十七条の二 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い訴えの提起の手数を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に当該手数料を納付すべきことを命ずる処分をしなければならない。

2| 前項の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3| 第一項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内になければならない。

4| 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5| 裁判所は、第三項の異議の申立てがあつた場合において、第一項の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。

6| 第一項又は前項の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならぬ。

7| 前項の命令に対しては、即時抗告をすることが出来る。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の

(新設)

目的の価額に応じて算出される民事訴訟費用等に関する法律の規定による訴えの提起の手数料を納付しないときは、この限りでない。

8| 前項ただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しななければならない。

9| 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(訴状の送達)

第三百三十八条 (略)

2 第三百三十七条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(釈明処分)

第五十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

一・二 (略)

三 訴訟書類若しくは訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するもの又は訴訟においてその記録された情報の内容を引用した電磁的記録で当事者が利用する権限を有するものを提出させること。

(訴状の送達)

第三百三十八条 (同上)

2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(釈明処分)

第五十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

一・二 (同上)

三 訴訟書類又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するものを提出させること。

四〇六 (略)

2| 前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

3| 第一項の規定により提出された文書及び前項の規定により提出された電磁的記録については、第三百三十二条の十三の規定は、適用しない。

4| 第一項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する。

(通訳人の立会い等)
第二百五十四条 (略)

2| 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によってすることができる。

3| (略)

四〇六 (同上)

(新設)

2| 前項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する。

(新設)

(通訳人の立会い等)
第二百五十四条 (同上)

(新設)

2| (同上)

(口頭弁論に係る電子調書の作成等)

第六十条 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に当事者その他の関係人が異議を述べたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があつた旨を明らかにする措置を講じなければならない。

4 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、第二項の規定によりファイルに記録された電子調書によってのみ証明することができる。ただし、当該電子調書が滅失したときは、この限りでない。

(口頭弁論に係る電子調書の更正)

(口頭弁論調書)

第六十条 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに調書を作成しなければならない。

(新設)

2 調書の記載について当事者その他の関係人が異議を述べたときは、調書にその旨を記載しなければならない。

3 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調書によってのみ証明することができる。ただし、調書が滅失したときは、この限りでない。

第六十条の二 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

3 第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

第二節 準備書面等

(準備書面)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。

一 相手方に送達された準備書面

二 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提

(新設)

第二節 準備書面等

(準備書面)

第六十一条 (同上)

2 (同上)

3 相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面(相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。)に記載した事実でなければ、主張することができない。

(新設)

(新設)

出された場合における当該準備書面

三 相手方が第九十一条の二第一項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(準備書面等の提出期間)

第六十二条 (略)

2 前項の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。

(当事者照会)

第六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができ。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 六 (略)

2 当事者は、前項の規定による書面による照会に代えて、相手方の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができ。

3 相手方(第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれか

(新設)

(準備書面等の提出期間)

第六十二条 (同上)

(新設)

(当事者照会)

第六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができ。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 六 (同上)

(新設)

(新設)

により回答するよう照会を受けたものを除く。）は、同項の規定による書面による回答に代えて、当事者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができる。

（当事者の不出頭等による終了）

第百六十六条 当事者が期日に出頭せず、又は第百六十二条第一項の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。

（弁論準備手続における訴訟行為等）

第百七十条 （略）

2 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書（第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ、第二百三十一条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ並びに第八十六条第二項、第二百五条第三項（第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百五条第四項（第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百十八条第三項の提示をすることができる。

（当事者の不出頭等による終了）

第百六十六条 当事者が期日に出頭せず、又は第百六十二条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。

（弁論準備手続における訴訟行為等）

第百七十条 （同上）

2 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書（第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べをすることができる。

3 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

4・5 (略)

(受命裁判官による弁論準備手続)

第一百七十一条 (略)

2 (略)

3 弁論準備手続を行う受命裁判官は、第百八十六条第一項の規定による調査の嘱託、鑑定の嘱託、文書（第二百三十一条に規定する物件を含む。）を提出してする書証の申出及び電磁的記録を提出してする証拠調べの申出並びに文書（第二百二十九条第二項及び第二百三十一条に規定する物件を含む。）及び電磁的記録の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

(書面による準備手続の開始)

第七十五条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以

3 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

4・5 (同上)

(受命裁判官による弁論準備手続)

第一百七十一条 (同上)

2 (同上)

3 弁論準備手続を行う受命裁判官は、第百八十六条の規定による調査の嘱託、鑑定の嘱託、文書（第二百三十一条に規定する物件を含む。）を提出してする書証の申出及び文書（第二百二十九条第二項及び第二百三十一条に規定する物件を含む。）の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

(書面による準備手続の開始)

第七十五条 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭なしに準備書面の提出等によ

下同じ。)に付することができる。

(書面による準備手続の方法等)

第百七十六条 (削る)

裁判長は、書面による準備手続を行う場合には、第百六十二条第一項に規定する期間を定めなければならない。

2| 裁判所は、書面による準備手続を行う場合において、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

3| 第百四十九条、第百五十条及び第百六十五条第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

(受命裁判官による書面による準備手続)

第百七十六条の二 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続

り争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。)に付することができる。

(書面による準備手続の方法等)

第百七十六条 書面による準備手続は、裁判長が行う。ただし、高等裁判所においては、受命裁判官にこれを行わせることができる。

2| 裁判長又は高等裁判所における受命裁判官(次項において「裁判長等」という。)は、第百六十二条に規定する期間を定めなければならない。

3| 裁判長等は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

4| 第百四十九条(第二項を除く。)、第百五十条及び第百六十五条第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

(新設)

を行わせることができる。

2 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、前条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第三項において準用する第五十条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出)

第七十八条 書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、第七十六条第三項において準用する第六十五条第二項の書面に記載した事項の陳述がされ、又は前条の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

(裁判所外における証拠調べ)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 裁判所(第一項の規定により職務を行う受命裁判官及び前二項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官を含む。)は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則

(書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出)

第七十八条 書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、第七十六条第四項において準用する第六十五条第二項の書面に記載した事項の陳述がされ、又は前条の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

(裁判所外における証拠調べ)

第八十五条 (同上)

2 (同上)

(新設)

で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、第一項の規定による証拠調べの補綴を行うことができる。

(調査の嘱託)

第百八十六条 (略)

2| 裁判所は、当事者に対し、前項の嘱託に係る調査の結果の提示をしなければならない。

(参考人等の審尋)

第百八十七条 (略)

2 (略)

3| 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる。

4| 前項の規定は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

(調査の嘱託)

第百八十六条 (同上)

(新設)

(参考人等の審尋)

第百八十七条 (同上)

2 (同上)

(新設)

(新設)

(書類等に基づく陳述の禁止)

第二百三条 証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第二百四条 裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、証人の尋問をすることができる。

一 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認められる場合

二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる場合

三 当事者に異議がない場合

(尋問に代わる書面の提出)

第二百五条 裁判所は、当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせること

(書類に基づく陳述の禁止)

第二百三条 証人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第二百四条 裁判所は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、証人の尋問をすることができる。

一 証人が遠隔の地に居住するとき。

二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる場合であつて、相当と認めるとき。

(新設)

(尋問に代わる書面の提出)

第二百五条 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせること

ができる。

2| 証人は、前項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該証人は、同項の書面を提出したものとみなす。

3| 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならない。

(鑑定人の陳述の方式等)

第二百十五条 (略)

2| 前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

3| (略)

4| 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又

ができる。

(新設)

(新設)

(鑑定人の陳述の方式等)

第二百十五条 (同上)

(新設)

2| (同上)

(新設)

は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第二十五条の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(鑑定の嘱託)

第二十八条 (略)

2 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の説明をさせることができる。

3 第一項の場合において、裁判所は、当事者に対し、同項の嘱託に係る鑑定の結果の提示をしなければならない。

(文書の留置等)

第二十七条 (略)

2 提出又は送付に係る文書については、第三百三十二条の十三の

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第二十五条の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(鑑定の嘱託)

第二十八条 (同上)

2 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定書の説明をさせることができる。

(新設)

(文書の留置)

第二十七条 (同上)

(新設)

規定は、適用しない。

(筆跡等の対照による証明)

第二百二十九条 (略)

2 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条第一項の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

3 3 6 (略)

第五節の二 電磁的記録に記録された情報の内容に係る

証拠調べ

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出)

第二百三十一条の二 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出し、又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

2 前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(筆跡等の対照による証明)

第二百二十九条 (同上)

2 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

3 3 6 (同上)

(新設)

(新設)

(書証の規定の準用等)

第二百三十一条の三、第二百二十条から第二百二十八条まで（同条第四項を除く。）及び第二百三十条の規定は、前条第一項の証拠調べについて準用する。この場合において、第二百二十条、第二百二十一条第一項第三号、第二百二十二条、第二百二十三条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二百二十六条中「文書の所持者」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を有する者」と、第二百二十条第一号中「文書を自ら所持する」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を自ら有する」と、同条第二号中「引渡し」とあるのは「提供」と、同条第四号中「所持する文書」とあるのは「利用する権限を有する電磁的記録」と、同号ホ中「書類」とあるのは「電磁的記録」と、「文書」とあるのは「記録媒体に記録された電磁的記録」と、第二百十一条（見出しを含む。）、第二百二十二条、第二百二十三条の見出し、同条第一項、第三項、第六項及び第七項、第二百二十四条の見出し及び同条第一項並びに第二百五条の見出し及び同条第一項中「文書提出命令」とあるのは「電磁的記録提出命令」と、第二百二十四条第一項及び第三項中「文書の記載」とあるのは「電磁的記録に記録された情報の内容」と、第二百二十六条中「第二百十九条」とあるのは「第二百三十一条

(新設)

の二第一項」と、同条ただし書中「文書の正本又は謄本の交付」とあるのは「電磁的記録に記録された情報の内容の全部を証明した書面の交付又は当該情報の内容の全部を証明した電磁的記録の提供」と、第二百二十七条中「文書」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体」と、第二百二十八条第二項中「公文書」とあるのは「もの」と、同条第三項中「公文書」とあるのは「公務所又は公務員が作成すべき電磁的記録」と読み替えるものとする。

2| 前項において準用する第二百二十三条第一項の命令に係る電磁的記録の提出及び前項において準用する第二百二十六条の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

第六節 検証

(検証の目的の提示等)

第二百三十二条 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十六条及び第二百二十七条第一項の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。

2・3 (略)

第六節 検証

(検証の目的の提示等)

第二百三十二条 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十六条及び第二百二十七条の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。

2・3 (同上)

（映像等の送受信による方法による検証）

第二百三十二条の二 裁判所は、当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができるとして、検証をすることができる。

（管轄裁判所等）

第二百三十五条（略）

2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者、文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

3（略）

（電子判決書）

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一 主文

（新設）

（管轄裁判所等）

第二百三十五条（同上）

2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

3（同上）

（言渡しの方式）

第二百五十二条 判決の言渡しは、判決書の原本に基づいてする。

-
- 二 事実
 - 三 理由
 - 四 口頭弁論の終結の日
 - 五 当事者及び法定代理人
 - 六 裁判所

2| 前項の規定による事実の記録においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

(言渡しの方式)

第二百五十三條 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

2| 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

(判決書)

第二百五十三條 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 事実
- 三 理由
- 四 口頭弁論の終結の日
- 五 当事者及び法定代理人
- 六 裁判所

2| 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

(言渡し的方式の特則)

第二百五十四條 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかわらず、電子判決書に基づかないことができる。

一・二 (略)

2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをしたときは、電子判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書に記録させなければならない。

(電子判決書等の送達)

第二百五十五條 電子判決書(第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五條、第三百五十五條第二項、第三百五十七條、第三百七十八條第一項及び第三百八十一條の七第一項において同じ。)又は前条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書(第六十條第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一條第五項、第二百八十五條、第三百五十七條及び第三百七十八條第一項において同じ。)は、当事者に送達しなければならない。

(言渡し的方式の特則)

第二百五十四條 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、第二百五十二條の規定にかかわらず、判決書の原本に基づかないことができる。

一・二 (同上)

2 前項の規定により判決の言渡しをしたときは、裁判所は、判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の調書に記載させなければならない。

(判決書等の送達)

第二百五十五條 判決書又は前条第二項の調書は、当事者に送達しなければならない。
2 前項に規定する送達は、判決書の正本又は前条第二項の調書の謄本によつてする。

2| 前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

一| 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達

二| 第九十九条の二の規定による送達

(変更の判決)

第二百五十六条 (略)

2 (略)

3| 電子呼出状(第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。)により前項の判決の言渡期日の呼出しを行う場合においては、次の各号に掲げる送達の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時に、その送達があつたものとみなす。

一| 第九十九条の規定による送達 同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時

二| 第九十九条の二の規定による送達 同条第一項本文の通知が発せられた時

(変更の判決)

第二百五十六条 (同上)

2 (同上)

3| 前項の判決の言渡期日の呼出しにおいては、公示送達による場合を除き、送達をすべき場所にあてて呼出状を発した時に、送達があつたものとみなす。

(判決の更正決定)

第二百五十七条 (略)

- 2 前項の更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があつたときは、この限りでない。

- 3 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があつたときは、この限りでない。

(訴えの取下げ)

第二百六十一条 (略)

2 (略)

- 3 訴えの取下げは、書面でしなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)において訴えの取下げをするときは、口頭ですることを妨げない。この場合において、裁判所書記官は、その期日の電子調査に訴えの取下げがされた旨を記録しなければならない。

- 5 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたと

(更正決定)

第二百五十七条 (同上)

- 2 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があつたときは、この限りでない。

(新設)

(訴えの取下げ)

第二百六十一条 (同上)

2 (同上)

- 3 訴えの取下げは、書面でなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)においては、口頭ですることを妨げない。

(新設)

- 4 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたと

きはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

6| 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、相手方がその期日に出頭しなかったときは前項の規定による送達があった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

（和解条項案の書面による受諾）

第二百六十四条 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

2| 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和

きはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）はその期日の調書の謄本を相手方に送達しなければならない。

5| 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、相手方がその期日に出頭しなかったときは前項の謄本の送達があった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

（和解条項案の書面による受諾）

第二百六十四条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

（新設）

解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(和解等に係る電子調書の効力)

第二百六十七条 裁判所書記官が、和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有する。

2| 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、第二百五十五條第二項の規定を準用する。

(和解等に係る電子調書の更正決定)

第二百六十七條の二 前條第一項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2| 前項の更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3| 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第七章 大規模訴訟等に関する特則

(和解調書等の効力)
第二百六十七條 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(新設)

(新設)

第七章 大規模訴訟等に関する特則

(準備書面の省略等)

第二百七十六条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載し、又は同項の規定による通知をしたものでなければ、主張することができない。

一 相手方に送達された準備書面

二 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面

三 相手方が第九十一条の二第一項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第二百七十七条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。

(準備書面の省略等)

第二百七十六条 (同上)

2 (同上)

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面(相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。)に記載し、又は同項の規定による通知をしたものでなければ、主張することができない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(尋問等に代わる書面の提出)

第二百七十八条 (略)

2| 第二百五条第二項及び第三項の規定は前項の規定による証人又は当事者本人の尋問に代わる書面の提出について、第二百五条第二項及び第四項の規定は前項の規定による鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出について、それぞれ準用する。

(電子判決書の記録事項)

第二百八十条 第二百五十二条第一項の規定により同項第二号の事実及び同項第三号の理由を記録する場合には、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を記録すれば足りる。

(控訴期間)

第二百八十五条 控訴は、電子判決書又は第二百五十四条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

(裁判長の控訴状審査権等)

第二百八十八条 第三百三十七条の規定は控訴状が第二百八十六条

(尋問等に代わる書面の提出)

第二百七十八条 (同上)

(新設)

(判決書の記載事項)

第二百八十条 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

(控訴期間)

第二百八十五条 控訴は、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

(裁判長の控訴状審査権)

第二百八十八条 第三百三十七条の規定は、控訴状が第二百八十六

第二項の規定に違反する場合について、第三百三十七条の二の規定は民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数を納付しない場合について、それぞれ準用する。

(控訴の取下げ)

第二百九十二条 (略)

2 第二百六十一条第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

(再審の事由)

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

一 五 (略)

六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造され若しくは変造されたものであったこと又は判決の証拠となった電磁的記録が不正に作られたものであったこと。

七 十 (略)

条第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数を納付しない場合について準用する。

(控訴の取下げ)

第二百九十二条 (同上)

2 第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

(再審の事由)

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

一 五 (同上)

六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。

七 十 (同上)

2・3 (略)	<p>(証拠調べの制限)</p> <p>第三百五十二条 手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに限りすることができる。</p> <p>2 文書の提出の命令若しくは送付の嘱託又は第二百三十一条の第三項において準用する第二百二十三条に規定する命令若しくは同項において準用する第二百二十六条に規定する嘱託は、することができない。対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える物件の提出の命令又は送付の嘱託についても、同様とする。</p> <p>3 文書若しくは電磁的記録の成立の真否又は手形の提示に関する事実については、申立てにより、当事者本人を尋問することができる。</p> <p>4 証拠調べの嘱託は、することができない。第百八十六条第一項の規定による調査の嘱託についても、同様とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(通常の手続への移行)</p> <p>第三百五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合には、裁判所は、直ちに、被告に対し、訴訟が通</p>
2・3 (同上)	<p>(証拠調べの制限)</p> <p>第三百五十二条 手形訴訟においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。</p> <p>2 文書の提出の命令又は送付の嘱託は、することができない。対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える物件の提出の命令又は送付の嘱託についても、同様とする。</p> <p>3 文書の成立の真否又は手形の提示に関する事実については、申立てにより、当事者本人を尋問することができる。</p> <p>4 証拠調べの嘱託は、することができない。第百八十六条の規定による調査の嘱託についても、同様とする。</p> <p>5 (同上)</p> <p>(通常の手続への移行)</p> <p>第三百五十三条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 前項の場合には、裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移</p>

常の手續に移行した旨の通知をしなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その通知をすることを要しない。

4 (略)

(口頭弁論の終結)

第三百五十四条 裁判所は、被告が口頭弁論において原告が主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合には、前条第三項の規定による通知をする前であっても、口頭弁論を終結することができる。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

第三百五十五条 (略)

2 前項の場合において、原告が電子判決書の送達を受けた日から二週間以内に同項の請求について通常の手続により訴えを提起したときは、第四百四十七条の規定の適用については、その訴えの提起は、前の訴えの提起の時にしたものとみなす。

(異議の申立て)

第三百五十七条 手形訴訟の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書又は第二百五十四条第二項の規定に

行した旨を記載した書面を被告に送付しなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その送付をすることを要しない。

4 (同上)

(口頭弁論の終結)

第三百五十四条 裁判所は、被告が口頭弁論において原告が主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合には、前条第三項の規定による書面の送付前であっても、口頭弁論を終結することができる。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

第三百五十五条 (同上)

2 前項の場合において、原告が判決書の送達を受けた日から二週間以内に同項の請求について通常の手続により訴えを提起したときは、第四百四十七条の規定の適用については、その訴えの提起は、前の訴えの提起の時にしたものとみなす。

(異議の申立て)

第三百五十七条 手形訴訟の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達

より当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

(異議の取下げ)

第三百六十条 (略)

2 (略)

3 第二百六十一条第三項から第六項まで、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、異議の取下げについて準用する。

(督促手続から手形訴訟への移行)

第三百六十六条 第三百九十五条又は第三百九十八条第一項の規定により提起があったものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、支払督促の申立ての際にしなければならない。

2 (略)

(判決の言渡し)

第三百七十四条 (略)

を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

(異議の取下げ)

第三百六十条 (同上)

2 (同上)

3 第二百六十一条第三項から第五項まで、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、異議の取下げについて準用する。

(督促手続から手形訴訟への移行)

第三百六十六条 第三百九十五条又は第三百九十八条第一項〔第四百二条第二項において準用する場合を含む。〕の規定により提起があったものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、支払督促の申立ての際にしなければならない。

2 (同上)

(判決の言渡し)

第三百七十四条 (同上)

2 前項の場合には、判決の言渡しは、電子判決書に基づかない
ことができる。この場合においては、第二百五十四条第
二項及び第二百五十五条の規定を準用する。

(異議)

第三百七十八条 少額訴訟の終局判決に対しては、電子判決書又
は第二百五十四条第二項(第三百七十四条第二項において準用
する場合を含む。)の規定により当事者及び法定代理人、主文
、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた
日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を
申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異
議の効力を妨げない。

2 (略)

第七編 法定審理期間訴訟手続に関する特則

(法定審理期間訴訟手続の要件)

第三百八十一条の二 当事者は、裁判所に対し、法定審理期間訴
訟手続による審理及び裁判を求める旨の申出をすることができ
る。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りでない。

- 一 消費者契約に関する訴え
- 二 個別労働関係民事紛争に関する訴え

2 前項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかな
いことができる。この場合においては、第二百五十四条
第二項及び第二百五十五条の規定を準用する。

(異議)

第三百七十八条 少額訴訟の終局判決に対しては、判決書又は第
二百五十四条第二項(第三百七十四条第二項において準用する
場合を含む。)の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間
内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる
。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2 (同上)

(新設)

(新設)

2| 当事者の双方が前項の申出をした場合には、裁判所は、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、訴訟を法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が同項の申出をした場合において、相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とする。

3| 第一項の申出及び前項後段の同意は、書面で行わなければならない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭であることを妨げない。

4| 訴訟が法定審理期間訴訟手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、法定審理期間訴訟手続のために指定したものとみなす。

(法定審理期間訴訟手続の審理)

第三百八十一条の三 前条第二項の決定があったときは、裁判長は、当該決定の日から二週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。

2| 裁判長は、前項の期日において、当該期日から六月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定すると

(新設)

ともに、口頭弁論を終結する日から一月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。

3| 前条第二項の決定があつたときは、当事者は、第一項の期日から五月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。

4| 裁判所は、前項の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。

5| 法定審理期間訴訟手続における証拠調べは、第一項の期日から六月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

6| 法定審理期間訴訟手続における期日の変更は、第九十三条第三項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

（通常の手続への移行）

第三百八十一条の四 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

一 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。

（新設）

二 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。

2 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 訴訟が通常の手続に移行したときは、法定審理期間訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

(法定審理期間訴訟手続の電子判決書)

第三百八十一条の五 法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御の方法の要旨を記録するものとし、理由として、第三百八十一条の三第四項の規定により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。

(控訴の禁止)

第三百八十一条の六 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。

(異議)

第三百八十一条の七 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対して

(新設)

(新設)

(新設)

は、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2| 第三百五十八条から第三百六十条まで及び第三百六十四条の規定は、前項の異議について準用する。

(異議後の審理及び裁判)

第三百八十一条の八 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

2| 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

3| 裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の終局判決の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

4| 第三百六十二条及び第三百六十三条の規定は、第一項の審理及び裁判について準用する。

第八編 督促手続

(電子支払督促の記録事項)

第三百八十七条 裁判所書記官は、支払督促を発するとき、最

(新設)

第七編 督促手続

(支払督促の記載事項)

第三百八十七条 支払督促には、次に掲げる事項を記載し、かつ

高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促（次に掲げる事項を記録し、かつ、債務者がその送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言をする旨を併せて記録した電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）を作成しなければならない。

一〇三（略）

2| 裁判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

（電子支払督促の送達）

第三百八十八条 電子支払督促（前条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下この章において同じ。）は、債務者に送達しなければならない。

2（略）

3 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、電子支払督促を送達することができないときは、裁判所書記官は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二月の不変期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべき場所の申出をしないときは、支払督促の申立てを取り下げたものとみなす。

、債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言をする旨を付記しなければならない。

一〇三（同上）

（新設）

（支払督促の送達）

第三百八十八条 支払督促は、債務者に送達しなければならない。

2（同上）

3 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、支払督促を送達することができないときは、裁判所書記官は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二月の不変期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべき場所の申出をしないときは、支払督促の申立てを取り下げたものとみなす。

(仮執行の宣言)

第三百九十一条 債務者が電子支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、電子支払督促に手続の費用額を併せて記録して仮執行の宣言をしなければならぬ。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあつたときは、この限りでない。

2 仮執行の宣言は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促に記録し、これを当事者に送達しなければならない。ただし、債権者の同意があるときは、当該債権者に対しては、当該記録をした電子支払督促に記録された事項を出力することにより作成した書面を送付することをもって、送達に代えることができる。

3～5 (略)

(仮執行の宣言後の督促異議)

第三百九十三条 仮執行の宣言を付した電子支払督促の送達を受けた日から二週間の不変期間を経過したときは、債務者は、その支払督促に対し、督促異議の申立てをすることができない。

(電子情報処理組織による支払督促の申立て)

(仮執行の宣言)

第三百九十一条 債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならぬ。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあつたときは、この限りでない。

2 仮執行の宣言は、支払督促に記載し、これを当事者に送達しなければならない。ただし、債権者の同意があるときは、当該債権者に対しては、当該記載をした支払督促を送付することをもって、送達に代えることができる。

3～5 (同上)

(仮執行の宣言後の督促異議)

第三百九十三条 仮執行の宣言を付した支払督促の送達を受けた日から二週間の不変期間を経過したときは、債務者は、その支払督促に対し、督促異議の申立てをすることができない。

(電子情報処理組織による支払督促の申立て)

第三百九十七条 この章の規定による督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所（次条第一項及び第三百九十九条において「指定簡易裁判所」という。）の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により支払督促の申立てをすることができる。

第三百九十八条 指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、当該支払督促の申立ての時に、第三百八十三条に規定する簡易裁判所で支払督促を発した裁判所書記官の所属するもの若しくは前条の別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。

2・3 (略)

(電子情報処理組織による送達の効力発生の時期)

第三百九十九条 第九十九条の三の規定にかかわらず、送達を受けらるべき債権者の同意があるときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官が送達を受けることとする。

第三百九十七条 電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所（以下この章において「指定簡易裁判所」という。）の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いて支払督促の申立てをすることができる。

第三百九十八条 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、当該支払督促の申立ての時に、第三百八十三条に規定する簡易裁判所で支払督促を発した裁判所書記官の所属するもの若しくは前条の別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。

2・3 (同上)

(電子情報処理組織による処分告知)

第三百九十九条 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続

記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促手続に関する
第百九条の二第一項の規定による送達は、同項の通知が当該債
権者に対して発せられた時に、その効力を生ずる。

第四百条から第四百二条まで 削除

に関する指定簡易裁判所の裁判所書記官の処分の告知のうち、
当該処分の告知に関するこの法律その他の法令の規定により書
面等をもってするものとされているものについては、当該法令
の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、
電子情報処理組織を用いてすることができる。

2| 第百三十二条の十第二項から第四項までの規定は、前項の規
定により指定簡易裁判所の裁判所書記官がする処分の告知につ
いて準用する。

3| 前項において準用する第百三十二条の十第三項の規定にかか
わらず、第一項の規定による処分の告知を受けるべき債権者の
同意があるときは、当該処分の告知は、裁判所の使用に係る電
子計算機に備えられたファイルに当該処分に係る情報が最高裁
判所規則で定めるところにより記録され、かつ、その記録に関
する通知が当該債権者に対して発せられた時に、当該債権者に
到達したものとみなす。

(電磁的記録による作成等)

第四百条 指定簡易裁判所の裁判所書記官は、第百三十二条の十
第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払
督促の申立てに係る督促手続に関し、この法律その他の法令の
規定により裁判所書記官が書面等の作成等(作成又は保管をい
う。以下この条及び次条第一項において同じ。)をすることと

されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、書面等の作成等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2| 第三百三十二条の十第二項及び第四項の規定は、前項の規定により指定簡易裁判所の裁判所書記官がする電磁的記録の作成等について準用する。

（電磁的記録に係る訴訟記録の取扱い）

第四百一条 督促手続に係る訴訟記録のうち、第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた申立て等に係る部分又は前条第一項の規定により電磁的記録の作成等がされた部分（以下この条において「電磁的記録部分」と総称する。）について、第九十一条第一項又は第三項の規定による訴訟記録の閲覧等の請求があつたときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官は、当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面をもってするものとする。電磁的記録の作成等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

2| 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあつたときは、第三百九

十八条の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所は、電磁的記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面をもつてするものとする。

（電子情報処理組織による督促手続における所定の方式の書面による支払督促の申立て）

第四百二条 電子情報処理組織（裁判所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定める方式に適合する方式により記載された書面をもって支払督促の申立てをすることができる。

2 第三百九十八条の規定は、前項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあつたときについて準用する。

第九編 執行停止

第八編 執行停止

三 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第三条関係）

改正案

現行

別表第一（略）		別表第一（同上）	
項	上	項	上
一七	イ、ニ ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止	一七	イ、ニ ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止
	五百円		五百円
	欄		欄
	下		下
	欄		欄

止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律

止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律

第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の
手続の停止若しくは続行を
命ずる裁判を求める申立て
、人事訴訟法（平成十五年
法律第九号）第三十九条
第一項の規定による申立て
、特許法（昭和三十四年法
律第二百一十一号）第二百五条
の二の三第一項、第二百五条
の四第一項若しくは第二百五
条の五第一項の規定による
申立て、著作権法（昭和四
十五年法律第四十八号）第
百十四条の六第一項若しく
は百十四条の七第一項の
規定による申立て、不正競
争防止法（平成五年法律第
四十七号）第十条第一項若
しくは第十一条第一項の規
定による申立て、私的独占
の禁止及び公正取引の確保

第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の
手続の停止若しくは続行を
命ずる裁判を求める申立て
、人事訴訟法（平成十五年
法律第九号）第三十九条
第一項の規定による申立て
、特許法（昭和三十四年法
律第二百一十一号）第二百五条
の四第一項若しくは第二百五
条の五第一項の規定による
申立て、著作権法（昭和四
十五年法律第四十八号）第
百十四条の六第一項若しく
は百十四条の七第一項の
規定による申立て又は不正
競争防止法（平成五年法律
第四十七号）第十条第一項
若しくは第十一条第一項の
規定による申立て

<p>(略)</p>	<p>一八・一九 (略)</p>	<p>へ・ト (略)</p> <p>に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八十条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法(平成十年法律第八十三号)第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和二年法律第二十二号)第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て</p>
<p>(同上)</p>	<p>一八・一九 (同上)</p>	<p>へ・ト (同上)</p>

四 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第四条関係）（現行規定は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の關係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 次条の規定による手数料 その手数料の額（<u>第九条第二項</u>の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）</p> <p>二 十一（略）</p> <p>十二 強制執行の申立て若し 裁判所その他の官庁又は公証人は、<u>配当要求のための債務に支払うべき手数料の額に交付名義の正本若しくは記録事</u>又は付与一回につき第一種郵便</p>	<p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の關係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 次条の規定による手数料 その手数料の額（<u>第九条第三項</u>又は<u>第五項</u>の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）</p> <p>二 十一（同上）</p> <p>十二 強制執行の申立て若し 裁判所その他の官庁又は公証人は、<u>配当要求のための債務に支払うべき手数料の額に交付名義の正本の交付、執行文</u>又は付与一回につき第一種郵便</p>

項証明書の交付、執行文の物の最低料金の二倍の額に書留付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九條の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

十三〽十八（略）

（申立ての手数料）

第三条（略）

2| 前項の規定にかかわらず、民事訴訟法第百三十二條の十第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第七條の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行うことができるものとされている申立てであつて、別表第二の上欄に掲げるもの（以下「特定申立て」という。）をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

3| 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年

の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九條の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

十三〽十八（同上）

（申立ての手数料）

第三条（同上）

（新設）

2| 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年

法律第九十六号) 第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者) は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額(当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合に於ては二千元を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合に於ては別表第二の一の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。)を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二・三 (略)

4| 5| (略)

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一及び別表第二において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2・3 (略)

4 第一項の規定は、別表第二の一の項イの手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

法律第九十六号) 第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者) は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項(同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二・三 (同上)

3| 4| (同上)

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2・3 (同上)

4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

557 (略)

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

第七条 別表第三の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八条 次に掲げるものの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができるときは、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

一 特定申立て

二 別表第三の一の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

2| 前項の手数料以外の手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(過納手数料の還付等)

557 (同上)

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八条 (新設)

手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(過納手数料の還付等)

第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

(削る)

2| 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一〜五 (略)

六| 支払督促の申立て

却下の処分¹の確定又は電子支払

督促の送達前における取下げ

3| (削る)

第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、支払督促若しくは差押処分の申立ての手数料又は別表第二の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う⁹

3| 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一〜五 (同上)

(新設)

4| (同上)

5| 支払督促の申立てについて、却下の処分¹の確定又は支払督促

4| 第一項及び第二項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

5| 第一項及び第二項の申立ては、その申立てをすることができ、その事由が生じた日から五年以内にならなければならない。

6| 第二項又は第三項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

7| 第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。

（再使用証明）

第十条 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定

の送達前における取下げがあつた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、第三項の規定に準じて算出した金額の金を還付しなければならない。ただし、前項前段に規定する場合には、その限度においては、この限りでない。

6| 第一項から第三項まで及び前項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

7| 第一項から第三項まで及び第五項の申立ては、その申立てをすることができ、その事由が生じた日から五年以内にならなければならない。

8| 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

9| 第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判については、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。

（再使用証明）

第十条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて

により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。ただし、特定申立てに係る手続においては、第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

一・二 (略)

2 (略)

(予納義務)

、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一・二 (同上)

2 (同上)

(予納義務)

第十二条 (略)

2| 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

3| 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行わないことができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項、第十二条第一項及び第三項並びに前条の規定の適用については、第十一条第二項及び第十二条第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、同条第一項及び前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

一| 担保権利者に対する権利行使の催告

二| 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

三| 六 (略)

(予納がない場合の費用の取立て)

第十五条 (略)

2 第九条第七項の規定は、前項の決定について準用する。

第十二条 (同上)

(新設)

2| 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行わないことができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

(新設)

(新設)

一| 四 (同上)

(予納がない場合の費用の取立て)

第十五条 (同上)

2 第九条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

(調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

第二十条 (略)

- 2 民事訴訟法第三百三十二条の四第一項第一号の規定により文書(同法第二百三十一条に規定する物件を含む。)又は電磁的記録の送付を嘱託したときは、請求により、当該文書の写し又は電磁的記録の作成に必要な費用を支給する。

3 (略)

(旅費の種類及び額)

第二十一条 (略)

- 2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅

(調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

第二十条 (同上)

- 2 民事訴訟法第三百三十二条の四第一項第一号の規定により文書(同法第二百三十一条に規定する物件を含む。)の送付を嘱託したときは、請求により、当該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。

3 (同上)

(旅費の種類及び額)

第二十一条 (同上)

- 2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメー

行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。) によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所書記官が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十二條 (略)

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三條 (略)

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四條 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三條に規定する基準を参酌して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

トル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。) によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十二條 (同上)

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三條 (同上)

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四條 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三條に規定する基準を参酌して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第一百五十六条第二項若しくは第三項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十三年法律第九十四号）第三十六条の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一〇五 （略）
- 二〇三 （略）

別表第一（略）

七	項	
	上	下
民事訴訟法第四十七条第一項又は第五十二条第一項の規定による参加の申出	一〇六 （略）	一の項（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項又は三の項、第一審において請求について判断し、第二審において請求について判断しなかつた判決に係

第二十八条の二 民事執行法第一百五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十三年法律第九十四号）第三十六条の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一〇五 （同上）
- 二〇三 （同上）

別表第一（同上）

七	項	
	上	下
民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第三百三十八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出	一〇六 （同上）	一の項（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項又は三の項、第一審において請求について判断し、第二審において請求について判断しなかつた判決に係

九	イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て、	(削る)	(削る)	八の二 (略)	再審の訴えの提起(簡易裁判所及び地方裁判所に提起するものを除く。)	四千元	る上告審における参加にあつては二の項)により算出して得た額
		(削る)	(削る)				

一一	イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て、	一〇 支払督促の申立て	九 和解の申立て	八の二 (同上)	再審の訴えの提起	四千元	る上告審における参加にあつては二の項)により算出して得た額
		請求の目的の価額に依じ一の項により算出して得た額の二分の一の額	二千元		(1) 簡易裁判所に提起するもの (2) 簡易裁判所以外の裁判所に提起するもの	二千元	

一〇	
イ・ロ (略) (削る)	債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行若しくは競売若しくは収益執行の申立て(一〇の項イに掲げる申立て及び民事執行法第一百五十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による差押命令の申立てを除く。)又は金銭債権の差押処分 <small>(略)</small> の申立て
二千円	

一一の二	
イ・ロ (同上) ハ 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て	債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行若しくは競売若しくは収益執行の申立て(一一の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第一百五十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による差押命令の申立てを除く。)又は金銭債権の差押処分 <small>(同上)</small> の申立て
二千円	

八 (略)	一一・一二 (略)	一三〇一五の二 (略)	<p>一六 イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年</p> <p style="text-align: right;">千円</p>
-------	-----------	-------------	--

二 (同上)	一一・一二 (同上)	一三〇一五の二 (同上)	<p>一六 イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年</p> <p style="text-align: right;">千円</p>
--------	------------	--------------	--

法律第三十一号) 第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(この表の他の項に掲げる申立てを除く。)

法律第三十一号) 第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。)

ロ (略)	一六の二 (略)	<p>一七 イ</p> <p>(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができるときが、当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる</p> <p>五百円</p>
----------	-------------	---

ロ (同上)	一六の二 (同上)	<p>一七 イ</p> <p>(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができるときが、当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処</p> <p>五百円</p>
-----------	--------------	---

者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をする事の許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命

分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

じ、若しくは執行処
分の取消しを命ずる
裁判を求める申立て

(ロ)・ハ (略)

ロ・ハ (略)

ニ 参加（破産法、民事
再生法（平成十一年法
律第二百二十五号）、
会社更生法（平成十四
年法律第五百五十四号）
、金融機関等の更生手
続の特例等に関する法
律（平成八年法律第九
十五号）、船舶の所有
者等の責任の制限に関
する法律（昭和五十年
法律第九十四号）又は
船舶油濁等損害賠償保
障法（昭和五十年法律
第九十五号）の規定に
よる参加及び七の項、
一三の項、一五の項、

(ロ)・ハ (同上)

ロ・ハ (同上)

ニ 参加（破産法、民事
再生法、会社更生法（
平成十四年法律第五百
十四号）、金融機関等
の更生手続の特例等に
関する法律（平成八年
法律第九十五号）、船
舶の所有者等の責任の
制限に関する法律（昭
和五十年法律第九十四
号）又は船舶油濁等損
害賠償保障法（昭和五
十年法律第九十五号）
の規定による参加及び
七の項、一三の項、一
五の項、一五の二の項
又は一六の項に掲げる

一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十

参加を除く。）の申出又は申立て

ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若

六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九

しくは仮の義務付け若しくは仮の差止め^の決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）[（]第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を

号)第三十九条第一項の規定による申立て、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第百五条の四第一項若しくは第百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百十四条の六第一項若しくは第百十四条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八十一条第一項若しくは

求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法(平成十五年法律第九号)第三十九条第一項の規定による申立て、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第百五条の二の三第一項、第百五条の四第一項若しくは第百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百十四条の六第一項若しくは第百十四条の七

第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て

第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一条第一項若しくは第

		一八	
抗告の提起 又は民事訴 訟法第三百 三十七條第 二項、非訟 事件手続法 第七十七條 第二項、家 事事件手続 法第九十七 條第二項若 しくは国際 的な子の奪 取の民事上 の側面に關 する条約の 実施に關す る法律第百		(1) 一〇の 項、一五 の項、一 五の二の 項又は一 六の項に 掲げる申 立てにつ いての裁 判(抗告 裁判所の 裁判を含 む。)に 対するも の	(略)
(3) 民事保	(2) (略)		それぞれの申立ての手数 料の額の一・五倍の額
	(略)		一〇の項口に掲げる申立

		一八	
抗告の提起 又は民事訴 訟法第三百 三十七條第 二項、非訟 事件手続法 第七十七條 第二項、家 事事件手続 法第九十七 條第二項若 しくは国際 的な子の奪 取の民事上 の側面に關 する条約の 実施に關す る法律第百		(1) 一一の 二の項、 一五の項 、一五の 二の項又 は一六の 項に掲げ る申立て について の裁判(抗 告裁判 所の裁判 を含む。)に對す るもの	十二條第一項の規定に よる申立て (略)
(3) 民事保	(2) (同上)		それぞれの申立ての手数 料の額の一・五倍の額
	(同上)		一一の二の項口に掲げる

別表第二(第三条、第四条関係)

項	上欄	下欄
一	訴え(反訴を除く。)の提起	イ及びロに掲げる額の合算額 イ 訴訟の目的の価額に 応じて、次に定めるところにより算出して得た額 ロ 訴訟の目的の価額が百万円までの部分が その価額十 万円 までごとに千円

一九 (略)	て	十一 条第二 項の規 定によ る抗告 の申立 許可の	全法 の規 定によ る保 全抗 告	手 数料 の額 の一 ・五 倍の 額
		(4)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

(新設)

一九 (同上)	て	十一 条第二 項の規 定によ る抗告 の申立 許可の	全法 の規 定によ る保 全抗 告	申 立手 数料 の額 の一 ・五 倍の 額
		(4)	(同上)	(同上)
		(同上)	(同上)	(同上)

-
-
-
- (二) 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分
その価額二十万円までごとに
千円
- (三) 訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分
その価額五十万円までごとに
二千円
- (四) 訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分
その価額百万円までごとに
三
千円
- (五) 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分
その価額五百万
-
-

二	<p>控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 一の項イにより算出して得た額の一・五倍</p>
		<p>ロ 二千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千四百円）。ただし、被告の数が二以上の場合にあつては、被告の数から一を減じた数に二千円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>（六）訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分</p> <p>その価額千円円までごとに一 一万円 円までごとに</p>

四	三	
<p>請求について判断をしな かった判決に対する控訴 の提起又は上告の提起若 しくは上告受理の申立て</p>	<p>上告の提起又は上告受理 の申立て（四の項に掲げ るものを除く。）</p>	
<p>イ及びロに掲げる額の合 算額 イ 二の項イ又は三の項 イにより算出して得た 額の二分の一の額 ロ 二の項ロ又は三の項</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合 算額 イ 一の項イにより算出 して得た額の二倍の額 ロ 二千七百円（電子情 報処理組織を使用する 方法による申立てをす る場合にあつては、千 百円）</p>	<p>の額 ロ 千九百円（電子情報 処理組織を使用する方 法による申立てをする 場合にあつては、八百 円）</p>

六	五
反訴の提起	請求の変更
<p>一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係</p>	<p>ロに掲げる額 変更後の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額</p>

八	七	
<p>簡易裁判所に対する再審の訴えの提起</p>	<p>民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法第三百十八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出</p>	
<p>三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に</p>	<p>一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項イ又は三の項イ、第一審において請求について判断し、第二審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審における参加にあつては二の項イ）により算出して得た額</p>	<p>る訴訟の目的の価額について一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額</p>

一三	行政事件訴訟法の規定に	二千円
一一	支払督促の申立て	<p>イ 請求の目的の価額に 応じ、一の項イにより 算出して得た額の二分 の一の額</p> <p>ロ 二千七百円（電子情 報処理組織を使用する 方法による申立てをす る場合にあつては、二 千五百円）</p>
一〇	和解の申立て	<p>二千七百円（電子情報処 理組織を使用する方法に よる申立てをする場合に あつては、二千四百円）</p> <p>イ及びロに掲げる額の合 算額</p>
九	簡易裁判所以外の裁判所 に対する再審の訴えの提 起	<p>あつては、二千二百円）</p> <p>五千二百円（電子情報処 理組織を使用する方法に よる申立てをする場合に あつては、四千五百円）</p>

	一三
<p>よる執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て</p>	<p>イ 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができざる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができざる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘</p>
<p>五百円</p>	

匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするものの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ

、若しくは執行処分
の取消しを命ずる裁判を
求める申立て

ロ 参加（七の項に掲げ
る参加を除く。）の申
出又は申立て

ハ 行政事件訴訟法の規
定による執行停止決定
の取消しの申立て若し
くは仮の義務付け若し
くは仮の差止め決定
の取消しの申立て、労
働組合法（昭和二十四
年法律第七十四号）
第二十七条の二十の規
定による申立て、特許
法第百五条の二の三第
一項、第百五条の第四
一項若しくは第百五条
の五第一項の規定によ
る申立て、著作権法第
百十四条の六第一項若

しくは第百十四条の七
第一項の規定による申
立て、不正競争防止法
第十条第一項若しくは
第十一条第一項の規定
による申立て、私的独
占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律第
八十一条第一項若しく
は第八十二条第一項の
規定による申立て、種
苗法第四十条第一項若
しくは第四十一条第一
項の規定による申立て
又は家畜遺伝資源に係
る不正競争の防止に関
する法律第十一条第一
項若しくは第十二条第
一項の規定による申立
て

ニ 最高裁判所の規則の
定めによる申立てのう

	<p>ちイに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの</p>	一四	<p>行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	一五	<p>一四の項に規定する裁判以外の裁判に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	一六	<p>民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再</p>
			<p>五千元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、三千九百円）</p>	<p>三千元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千九百円）</p>	<p>二千七百元（電子情報処理組織を使用する方法に</p>		

審の申立て	による申立てをする場合に あつては、千六百元）
-------	----------------------------

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てに
 ついての規定を準用し、又はその例によるものとする規定
 による申立てを含むものとする。

別表第三(略)

項	上欄	下欄
一	事件の記録の閲覧、謄写 複製又は複写（事件の 係属中に当事者等が請求 するものを除く。）	一件につき百五十円
二	事件の記録の正本、謄本 若しくは抄本の交付又は 当該記録中電磁的記録部 分に記録されている事項 を証明した書面の交付若 しくは当該事項を証明し た電磁的記録の提供	用紙一枚につき百五十円 （事件の記録中電磁的記 録部分に記録されている 事項を証明した電磁的記 録の提供をする場合に つては、一件につき二千 百円）
三	事件に関する事項を証明 した書面の交付又は当該	一件につき百五十円（事 件の記録の写しについて

別表第二(同上)

項	上欄	下欄
一	事件の記録の閲覧、謄写 又は複製（事件の係属中 に当事者等が請求するも のを除く。）	一件につき百五十円
二	事件の記録の正本、謄本 又は抄本の交付	用紙一枚につき百五十円
三	事件に関する事項の証明 書の交付	一件につき百五十円（事 件の記録の写しについて

<p>四 (略)</p>	<p>事項を証明した電磁的記録の提供</p> <p>原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。）の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円）</p>
<p>四 (同上)</p>	<p>原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。）の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円）</p>

改正案

目次

第一章（略）

第五節 訴訟手続（第十六条の二―第二十七条）

第五節 訴訟手続

（期日の呼出し）

第十六条の二 人事訴訟に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

現行

目次

第一章（同上）

第五節 訴訟手続（第十七条―第二十七条）

第五節 訴訟手続

（新設）

(公示送達の方法)

第十六条の三 人事訴訟に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるとき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(新設)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十六条の四 人事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)(については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

(新設)

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等

を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係る民事訴訟法第九十条第一項又は第三項の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(民事訴訟法の規定の適用除外)

第十九条 (略)

- 2 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条から第二百六十七条の二までの規定は、適用しない。

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 (略)

- 2| 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第六十一条第三項第三号、第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三條第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

(民事訴訟法の規定の適用除外)

第十九条 (同上)

- 2 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条及び第二百六十七条の規定は、適用しない。

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 (同上)

- 2| 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、同法第二十五条第一項中「地方裁判所の一人の裁判官の除外又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除外又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「家庭裁判所の一人の裁判官の除外又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所」と、同法第二項並びに同法第一百三十二条の五第一項、第八十五条、第二百三十五条第二項及び第三項、第二百六十九条第一項、第三百二十九条第三項並びに第三百三十七條第一項中「地方裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同法第二百八十一条第一項中「地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同法第三百十一条第二項中「地方裁判所の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所」とあるのは「家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所」と、同法第三百三十六條第一項中「

3| 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(事実調査部分の閲覧等)

第三十五条 (略)

257 (略)

8| 事実調査部分については、民事訴訟法第百三十三条の二及び第百三十三条の三の規定は、適用しない。

第三十七条 離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。）並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかわらず、民事訴訟法第百六十六条（第二項中請求の認諾に関する部分を除く。）、第二百六十七条第一項及び第二百六十七条の二の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。

2| 前項の場合における民事訴訟法第百六十七条第一項及び第百六十七条の二第一項の規定の適用については、同法第百

地方裁判所及び簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」とする⁹⁾

(新設)

(事実調査部分の閲覧等)

第三十五条 (同上)

257 (同上)

(新設)

第三十七条 離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。）並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかわらず、民事訴訟法第百六十六条（第二項中請求の認諾に関する部分を除く。）及び第二百六十七条の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。

(新設)

六十七条第一項中「について電子調書を作成し、これをファイルに記録した」とあるのは「を調書に記載した」と、「その記録」とあるのは「その記載」と、同法第二百六十七条の第二項中「規定によりファイルに記録された電子調書」とあるのは「調書」とする。

3| (略)

4| 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第八十九条第二項及び第七十条第三項の期日においては、同法第八十九条第三項及び第七十条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。ただし、当該期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって行われた場合には、この限りでない。

別表(第二十九条関係)

第二十五条第一項	地方裁判所の一人 の裁判官の除斥又は忌避については その裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官	家庭裁判所の一人 の裁判官の除斥又は忌避については その裁判官の所属する裁判所
----------	--	---

2| (同上)

3| 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第七十条第三項の期日においては、同条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。

(新設)

<p>第二十五条第二項、第三百三十二条の五第一項、第八百八十五条第一項及び第二項、第二百三十五条第二項及び第三項、第二百六十九条第一項、第三百二十九条第三項並びに第三百三十七条第一項</p>	<p>の除斥又は忌避に ついてはその裁判 所の所在地を管轄 する地方裁判所</p>	<p>家庭裁判所</p>
<p>第九十一条の三</p>	<p>交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供</p>	<p>交付</p>
<p>交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて</p>	<p>交付する</p>	

<p>本文 第一百二十二条第一項</p>	
<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する</p>
<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場へ</p>	

<p>第百二十二条第一項 ただし書</p>	<p>前条の規定による 措置を開始した</p>	<p>の掲示を始めた 当該掲示を始めた</p>	<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記 録</p>	<p>書類</p>		<p>記載又は記録</p>	<p>記載</p>		<p>第百十一条の規定 による措置を開始 した</p>	<p>裁判所書記官が送 達すべき書類を保 管し、いつでも送 達を受けらるべき者 に交付すべき旨の 裁判所の掲示場へ の掲示を始めた</p>	<p>第百二十八条第二 項</p>	<p>第二百五十五条（ 第三百七十四条第 二項において準用 する場合を含む。 以下この項におい て同じ。）の規定 による第二百五十 五条第一項に規定</p>	<p>判決書又は人事訴 訟法（平成十五年 法律第百九号）第 二十九条第三項の 規定により読み替 えて適用する第二 百五十四条第二項 の調書</p>
---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------	-----------------------	-----------	--	---------------	-----------	--	-------------------------------------	---	-----------------------	--	---

<p>第百三十二条の七</p>	<p>する電子判決書又は電子調書</p>	<p>記録</p>
<p>第百三十三条の三 第一項</p>	<p>記録され、又は記録された書面又は電磁的記録</p>	<p>記載された書面</p>
<p>第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項</p>	<p>交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供</p>	<p>交付</p>
<p>方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録</p>	<p>その他これに類する書面</p>

<p>第百六十条第一項</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>当該電子調書</p>	<p>当該調書</p>	

<p>第百六十条の二第一項</p>	<p>前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容</p>	<p>調書の記載</p>
<p>第百六十条の二第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第四項</p>	<p>事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一条の三第二項</p>	<p>若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情</p>	<p>又は送付する</p>

	<p>報処理組織を使用する</p>	
<p>第二百五十二条第一項</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）</p>	<p>次に掲げる事項を記載した判決書</p>
<p>第二百五十二条第二項</p>	<p>記録</p>	<p>記載</p>
<p>第二百五十三条第一項及び第二百五十四条第一項</p>	<p>電子判決書</p>	<p>判決書の原本</p>
<p>第二百五十四条第二項</p>	<p>電子判決書 電子調書に記録させなければ</p>	<p>判決書 調書に記載させなければ</p>
<p>第二百五十五条第一項</p>	<p>電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファ</p>	<p>判決書</p>

<p>イルに記録された ものに限る。次項 、第二百八十五条 、第三百五十五条 第二項、第三百五 十七条、第三百七 十八条第一項及び 第三百八十一条の 七第一項において 同じ。）</p>	<p>規定により当事者 及び法定代理人、 主文、請求並びに 理由の要旨が記録 された電子調書（ 第六十条第二項 の規定によりファ イルに記録された ものに限る。次項 、第二百六十一条 第五項、第二百八</p>
<p>調書</p>	

<p>三項 第二百五十六條第 二項第二号</p>	<p>第二百五十五條第 二項第二号</p>		
<p>電子呼出状(第九 十四條第二項の規</p>	<p>第九條の二の規 定による</p>	<p>を証明したもの 同 録されてる事項 と同一であること を証明したもの 第九條の二の規 定による</p>	<p>第十五條、第三百五 十七條及び第三百 七十八條第一項に おいて同じ。)</p>
<p>呼出状</p>	<p>前條第二項の調書 の謄本の</p>		<p>判決書の正本</p>

	定によりファイルに記録されたものに限る。)	
第二百五十六條第三項第一号	第九條の規定による送達	公示送達
第二百五十六條第三項第二号	同條の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて發した時	人事訴訟法第二十九條第三項の規定により読み替えて適用する第一百二十二條の規定により公示送達の効力が生じた時
	第九條の二の規定による送達	公示送達の方法以外の送達
第二百六十一條第四項	同條第一項本文の通知が發せられた時	送達をすべき場所に宛てて呼出状を發した時
第二百六十一條第五項	電子調書	調書
記録しなければ	記載しなければ	
記録された電子調書	記載された調書の謄本	

<p>第二百八十一条第一項</p>	<p>地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所</p>	<p>家庭裁判所</p>
<p>第二百八十五条</p>	<p>電子判決書 規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書</p>	<p>調書 判決書</p>
<p>第三百十一条第二項</p>	<p>地方裁判所の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所</p>	<p>家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所</p>
<p>第三百三十六条第一項</p>	<p>地方裁判所及び簡易裁判所</p>	<p>家庭裁判所</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第八章 電子情報処理組織による申立て等（第三十八条）</p> <p>第九章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第三十八条の二）</p> <p>第三十八条 家事事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。</p> <p>2（略）</p> <p>第九章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿</p> <p>第三十八条の二 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部</p>	<p>目次</p> <p>第一編（同上）</p> <p>第八章 電子情報処理組織による申立て等（第三十八条）</p> <p>第三十八条 家事事件の手続における申立てその他の申述（次項において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。</p> <p>2（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

分に限る。)及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人(家事事件手続法第四十二條第七項(同法第二百五十八條第一項において準用する場合を含む。))に規定する利害関係参加人(いう。第三百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。))又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者(同法第十條第一項第一号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。))と、同法第三百三十三條の四第一項中「秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前條の決定(次項及び第七項において「秘匿決定等」という。))に係る者以外の者は、訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定(家事事件手続法第二百七十七條第一項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手続に係るもの並びに同法第二百八十九條第一項(同法第七項において準用する場合を含む。))の規定による調査及び勧告の事件の手続に係るものを除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。))に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録」と、同法第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と、「訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同法第四項第一号中「秘匿決定又は第三百三十三條の二第二項の決定」とあるのは「秘匿決定

「と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と、「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。」

改正案

現行

<p>（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）</p> <p>第三十一条 民事訴訟法第六十九条から第七十四条までの規定（<u>同法第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定を除く。</u>）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十二条中「当事者が裁判所において和解をした場合」とあるのは「調停が成立した場合」と、「和解の費用又は訴訟費用」とあるのは「家事事件手続法第二十九条第三項の調停費用又は同条第四項の訴訟費用」と、同法第七十三条第一項中「裁判及び和解」とあるのは「裁判及び調停の成立」と、「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と、「<u>について、同条第二項の規定は前項の申立てについて</u>」とあるのは「<u>について</u>」と</p>	<p>（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）</p> <p>第三十一条 民事訴訟法第六十九条から第七十四条までの規定（<u>裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に對する即時抗告に関する部分を除く。</u>）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十二条中「当事者が裁判所において和解をした場合」とあるのは「調停が成立した場合」と、「<u>和解の費用又は訴訟費用</u>」とあるのは「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二十九条第三項の調停費用又は同条第四項の訴訟費用」と、同法第七十三条第一項中「裁判及び和解」とあるのは「裁判及び調停の成立」と、「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と読み替えるものとする。</p>
--	--

、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。」
この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（期日及び期間）

第三十四条 家事事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。

2・3 （略）

4 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同法第九十四条第三項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（期日及び期間）

第三十四条 家事事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。

2・3 （同上）

（新設）

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。

(送達及び手続の中止)

第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。)及び第百三十条から第百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判又は調停を求めらるる事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2 | 前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(送達及び手続の中止)

第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第百三十条から第百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判又は調停を求めらるる事項」と読み替えるものとする。

(新設)

第三十八条 家事事件の手續における申立てその他の申述（以下

この条及び次条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所ので定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に

第三十八条 家事事件の手續における申立てその他の申述（次項

及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。

2| 前項において準用する民事訴訟法第三百三十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係るこの法律の他の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、同条第五項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の他の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第三十八条の二 家事事件の手續における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（家事事件手續法第四十

第三十八条の二 家事事件の手續における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（家事事件手續法第四十

二条第七項（同法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者（同法第十条第一項第一号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。）と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）とあるのは「家事事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の四第一項中「秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定（家事事件手続法第二百七十七條第一項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手続に係るもの並びに同法第二百八十九條第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件の手続に係るものを除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。）に係る者

二条第七項（同法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者（同法第十条第一項第一号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。）と、同法第三百三十三條の四第一項中「秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定（家事事件手続法第二百七十七條第一項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手続に係るもの並びに同法第二百八十九條第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件の手続に係るものを除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。）に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録」と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と、「訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第三百三十三條の二第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と、「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録」と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「前項の事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第三百三十三条の二第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と、「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

(証拠調べ)

第六十四条 家事審判の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第八十二条、第八十五条第三項、第八十七条から第八十九条まで、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百十五條第二項、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定

(証拠調べ)

第六十四条 家事審判の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第八十二条、第八十七条から第八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第四項の規定を除く。）を準用する。

によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十三条第一項（同法第二百三十一条及び第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないとき。

- 二 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条（同法第二百三十一条及び第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により提出の義務がある文書（同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる

2 (同上)

3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十三条第一項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないとき。

- 二 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定により提出の義務がある文書（同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物件を含む。）を滅失させ、そ

物件及び同法第二百三十一条の二に規定する電磁的記録を含む。)を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

4～6 (略)

(家事審判の申立ての取下げ)

第八十二条 (略)

2～4 (略)

5 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事審判の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「家事審判の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二

その他これを使用することができないようにしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

4～6 (同上)

(家事審判の申立ての取下げ)

第八十二条 (同上)

2～4 (同上)

5 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、家事審判の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「家事審判の手続の期日」と読み替えるものとする。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第九十三条 (同上)

2 (同上)

3 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二

条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三百八条までの規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一条第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条」とあるのは「家事事件手続法第八十二条第五項及び第八十三条」と、同法第三百三条第五項中「第八十九条」とあるのは「家事事件手続法第二百九十一条」と読み替えるものとする。

(調停の成立及び効力)

第二百六十八条 (略)

2 (略)

3 離婚又は離縁についての調停事件においては、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合は、この限りでない。

4 (略)

(家事調停の申立ての取下げ)

条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三百八条までの規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条」とあるのは「家事事件手続法第八十二条第五項及び第八十三条」と、同法第三百三条第五項中「第八十九条」とあるのは「家事事件手続法第二百九十一条」と読み替えるものとする。

(調停の成立及び効力)

第二百六十八条 (同上)

2 (同上)

3 離婚又は離縁についての調停事件においては、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。

4 (同上)

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十三條 (略)

2 (略)

3 第八十二條第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一條第三項及び第四項並びに第二百六十二條第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二條第三項中「前項ただし書、第五百十三條（第九十九條第一項において準用する場合を含む。）及び第九十九條第二項」とあるのは「第二百七十三條第二項」と、同法第二百六十一條第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは「家事調停の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(付調停)

第二百七十四條 (略)

2 3 4 (略)

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四條、第二百四十七條、第二百四十八條第二項、第二百五十四條第一項から第四項まで、第二百六十四條第二項、第二百六十六條第四項、第二百六十八條第三項ただし書、第二百六十九條第一項並びに

第二百七十三條 (同上)

2 (同上)

3 第八十二條第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一條第三項及び第二百六十二條第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二條第三項中「前項ただし書、第五百十三條（第九十九條第一項において準用する場合を含む。）及び第九十九條第二項」とあるのは「第二百七十三條第二項」と、同法第二百六十一條第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは「家事調停の手続の期日」と読み替えるものとする。

(付調停)

第二百七十四條 (同上)

2 3 4 (同上)

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四條、第二百四十七條、第二百四十八條第二項、第二百五十四條第一項から第四項まで、第二百六十四條第二項、第二百六十六條第四項、第二百六十九條第一項並びに第二百七十二條第一項ただし書及

第二百七十二條第一項ただし書及び第二項並びに次章及び第三章の規定中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第二百四十四條、第二百五十八條第一項、第二百七十六條、第二百七十七條第一項第一号、第二百七十九條第三項及び第二百八十四條第一項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第二百六十七條第一項中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、次章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百七十二條第一項ただし書及び第三章の規定（第二百八十六條第七項の規定を除く。）中「調停に代わる審判」とあるのは「調停に代わる審判に代わる裁判」と、第二百八十一條及び第二百八十七條中「却下する審判」とあるのは「却下する審判に代わる裁判」とする。

（合意に相当する審判の対象及び要件）

第二百七十七條（略）

2 前項第一号の合意は、第二百五十八條第一項において準用する第五十四條第一項及び第二百七十九條第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない。

び第二項並びに次章及び第三章の規定中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第二百四十四條、第二百五十八條第一項、第二百七十六條、第二百七十七條第一項第一号、第二百七十九條第三項及び第二百八十四條第一項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第二百六十七條第一項中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、次章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百七十二條第一項ただし書及び第三章の規定（第二百八十六條第七項の規定を除く。）中「調停に代わる審判」とあるのは「調停に代わる審判に代わる裁判」と、第二百八十一條及び第二百八十七條中「却下する審判」とあるのは「却下する審判に代わる裁判」とする。

（合意に相当する審判の対象及び要件）

第二百七十七條（同上）

2 前項第一号の合意は、第二百五十八條第一項において準用する第五十四條第一項及び第二百七十九條第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。

3・4
(略)

3・4
(同上)

八 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（第八条関係）

改正案	現行
<p>（民事訴訟法の準用） 第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。</p>	<p>（民事訴訟法の準用） 第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に關しては、民事訴訟法の規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第二十一条の二）</p> <p>（期日の呼出しの特例）</p> <p>第十五条の二 民事執行の手續における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。</p> <p>2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。</p> <p>（送達の特例）</p> <p>第十六条条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条にお</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第二十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（送達の特例）</p> <p>第十六条条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条にお</p>

いて準用する民事訴訟法第六条の規定により送達をすることができないときは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第七十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

5| 民事執行の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十九条の二 民事執行の手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、

いて準用する民事訴訟法第六条の規定により送達をすることができないときは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所にあてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第七十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

（新設）

（新設）

受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに

記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

- 第十九条の三 民事執行の手續に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

- 2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

- 第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十

(新設)

(民事訴訟法の準用)

- 第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

条第二項、第八百八十五条第三項、第八百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(家庭裁判所における執行関係訴訟手続に関する特例)

第二十一条の二 第二十四条又は第三十三条から第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに関する手続(以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手続」という。)については、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第六十一条第三項第三号、第八百八十五条第三項、第八百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三條第二項、第二百六十七條第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

2) 家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟法の

(新設)

規定の適用については、別表第二の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3| 第十五条の二、第十六条第五項及び第十九条の二の規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続について準用する。

第二章 強制執行

(強制執行の実施)

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本(債務名義に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下この条において単に「ファイル」という。)に記録されたものである場合にあつては、記録事項証明書(ファイルに記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。以下同じ。)。以下同じ。))に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにす

第二章 強制執行

(強制執行の実施)

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

る強制執行は、その債務名義の正本に基づいて実施する。

(執行文の再度付与等)

第二十八条 (略)

2 前項の規定は、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本又は記録事項証明書を更に交付する場合について準用する。

(債務名義等の送達)

第二十九条 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

(執行文の付与等に関する異議の申立て)

第三十二条 (略)

2～4 (略)

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若し

(執行文の再度付与等)

第二十八条 (同上)

2 前項の規定は、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本を更に交付する場合について準用する。

(債務名義等の送達)

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

(執行文の付与等に関する異議の申立て)

第三十二条 (同上)

2～4 (同上)

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若し

くは支払督促の正本又は記録事項証明書^レの交付について準用する。

(執行文付与の訴え)

第三十三条 (略)

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

一 一 (略)

三 第二十二條第四号に掲げる債務名義のうち民事訴訟法第三百九十七條に規定する指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てによるもの 当該支払督促の申立てについて同法第三百九十八條の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所

四 六 (略)

(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁

くは支払督促の正本の交付について準用する。

(執行文付与の訴え)

第三十三条 (同上)

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

一 一 (同上)

三 第二十二條第四号に掲げる債務名義のうち民事訴訟法第三百九十二條の十第一項本文の規定による支払督促の申立て又は同法第四百二條第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立てによるもの 当該支払督促の申立てについて同法第三百九十八條(同法第四百二條第二項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所

四 六 (同上)

(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

第三十六条 (同上)

2 (同上)

3 第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁

判の正本又は記録事項証明書を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前においても、することができる。

4・5 (略)

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本又は記録事項証明書

二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本又は記録事項証明書

三 (略)

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の調書の正本又は電子調書（民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいう。第百六十七条の二第一項第四号において同じ。）の記録事項証明書

四の二 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した調停の調書又は労働審判法（平成十六年法律第四十

判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前においても、することができる。

4・5 (同上)

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本

二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本

三 (同上)

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解若しくは調停の調書の正本又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

(新設)

五号)第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

五 (略)

六 強制執行の停止及び執行処分^の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

八 (略)

2・3 (略)

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 (略)

2 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号から第五号までに掲げる文書を提出する場合について準用する。

(配当表の作成)

第八十五条 (略)

2・3 (略)

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及

五 (同上)

六 強制執行の停止及び執行処分^の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

八 (同上)

2・3 (同上)

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 (同上)

2 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

(配当表の作成)

第八十五条 (同上)

2・3 (同上)

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及

び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べることができる書証又は電磁的記録に記録された情報の内容の取調べをすることができる。

5～7 (略)

(配当異議の訴え等)

第九十条 (略)

2～5 (略)

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日（知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日）から一週間以内（買受人が第七十八条第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内）に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本若しくは記録事項証明書の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(第三債務者の供託)

第一百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る。以下この条及び第六十一条の二において同じ。）の全額に相当する金銭を債務の

び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べることができる書証の取調べをすることができる。

5～7 (同上)

(配当異議の訴え等)

第九十条 (同上)

2～5 (同上)

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日（知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日）から一週間以内（買受人が第七十八条第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内）に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(第三債務者の供託)

第一百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る。次項において同じ。）の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託するこ

履行地の供託所に供託することができる。

2 (略)

3| 第三債務者は、第六十一条の二第一項に規定する供託命令の送達を受けたときは、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

4| 第三債務者は、前三項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

(取立訴訟)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 前条第二項又は第三項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

5 (略)

(譲渡命令等)

第六十一条 差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて

とができる。

2 (同上)

(新設)

3| 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

(取立訴訟)

第五十七条 (同上)

2・3 (同上)

4 前条第二項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

5 (同上)

(譲渡命令等)

第六十一条 差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて

差押債権者に譲渡する命令（以下「譲渡命令」という。）、取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令（以下「売却命令」という。）又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令（以下「管理命令」という。）その他相当な方法による換価を命ずる命令（第百六十七條の十第一項において「譲渡命令等」と総称する。）を發することができる。

257 (略)

(供託命令)

第百六十一條の二 次の各号のいずれかに掲げる場合には、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託すべきことを第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七條の十において「供託命令」という。）を發することができる。

一 差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名について第二十条において準用する民事訴訟法第百三十三條第一項の決定がされたとき。

二 債務名義に民事訴訟法第百三十三條第五項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により定められた差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名に代わる事項が表示されているとき。

差押債権者に譲渡する命令（以下「譲渡命令」という。）、取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令（以下「売却命令」という。）又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令（以下「管理命令」という。）その他相当な方法による換価を命ずる命令を發することができる。

257 (同上)

(新設)

2| 供託命令は、第三債務者に送達しなければならない。

3| 第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができ。

4| 供託命令に対しては、不服を申し立てることができない。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第六十五条 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

一 第三債務者が第五十六条第一項から第三項までの規定による供託をした時

二 四 (略)

(配当等の実施)

第六十六条 執行裁判所は、第六十一条第七項において準用する第九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第五十六条第一項から第三項まで又は第五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 三 (略)

2・3 (略)

(少額訴訟債権執行の開始等)

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第六十五条 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

一 第三債務者が第五十六条第一項又は第二項の規定による供託をした時

二 四 (同上)

(配当等の実施)

第六十六条 執行裁判所は、第六十一条第七項において準用する第九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第五十六条第一項若しくは第二項又は第五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 三 (同上)

2・3 (同上)

(少額訴訟債権執行の開始等)

第六百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、前目の定めるところにより裁判所が行うほか、第二条の規定にかかわらず、申立てにより、この目の定めるところにより裁判所書記官が行う。

一～三 (略)

四 少額訴訟における和解又は認諾の調書又は電子調書

五 (略)

2～4 (略)

(転付命令等のための移行)

第六百六十七条の十 差押えに係る金銭債権について転付命令、讓渡命令等又は供託命令(以下この条において「転付命令等」という。)のいずれかの命令を求めようとするときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、転付命令等のうちいずれの命令を求めるかを明らかにして、債権執行の手續に事件を移行させることを求める旨の申立てをしなければならない。

2～6 (略)

(債権執行の規定の準用)

第六百六十七条の十四 第四百四十六条から第五百五十二条まで、第五十五条、第五百五十六条(第三項を除く。)、第五百五十七条、

第六百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、前目の定めるところにより裁判所が行うほか、第二条の規定にかかわらず、申立てにより、この目の定めるところにより裁判所書記官が行う。

一～三 (同上)

四 少額訴訟における和解又は認諾の調書

五 (同上)

2～4 (同上)

(転付命令等のための移行)

第六百六十七条の十 差押えに係る金銭債権について転付命令又は讓渡命令、売却命令、管理命令その他相当な方法による換価を命ずる命令(以下この条において「転付命令等」という。)のいずれかの命令を求めようとするときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、転付命令等のうちいずれの命令を求めるかを明らかにして、債権執行の手續に事件を移行させることを求める旨の申立てをしなければならない。

2～6 (同上)

(債権執行の規定の準用)

第六百六十七条の十四 第四百四十六条から第五百五十二条まで、第五百五十五条から第五百五十八条まで、第六百六十四条第五項及び第六

第五百五十八条、第六百六十四条第五項及び第六項並びに第六百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第四百四十六条、第五百五十五条第四項から第六項まで及び第八項並びに第五百五十六条第四項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第四百四十六条第一項中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第二項、第五十条、第五百五十五条第一項、第六項及び第七項並びに第五百五十六条第一項中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第四百四十七条第一項及び第四百四十八条第一項中「差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金銭債権」と、第四百四十九条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分がされたとき」と、第五百五十五条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と、第六百六十四条第五項中「差押命令の取消決定」とあるのは「差押処分の取消決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第六百六十五条（見出しを含む。）中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

2 (略)

(不動産担保権の実行の開始)

第八百八十一条 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出さ

項並びに第六百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第四百四十六条、第五百五十五条第四項から第六項まで及び第八項並びに第五百五十六条第三項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第四百四十六条第一項中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第二項、第五百五十条、第五百五十五条第一項、第六項及び第七項並びに第五百五十六条第一項中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第四百四十七条第一項及び第四百四十八条第一項中「差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金銭債権」と、第四百四十九条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分がされたとき」と、第五百五十五条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と、第六百六十四条第五項中「差押命令の取消決定」とあるのは「差押処分の取消決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第六百六十五条（見出しを含む。）中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(不動産担保権の実行の開始)

第八百八十一条 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出さ

れたときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本又は記録事項証明書

二 四 (略)

2 4 (略)

(不動産担保権の実行の手続の停止)

第八十三条 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本又は記録事項証明書

二 第八十一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本又は記録事項証明書

三 四 (略)

五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書

六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書

れたときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

二 四 (同上)

2 4 (同上)

(不動産担保権の実行の手続の停止)

第八十三条 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本

二 第八十一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

三 四 (同上)

五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本

六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本

七 (略)
2・3 (略)

別表第一(第二十条関係)

<p>第百二十二条第一 項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
<p>第百二十二条第一 項ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録</p>	<p>書類 記載</p>
	<p>第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲</p>

七 (同上)
2・3 (同上)

(新設)

<p>第百三十三條の 三第一項</p>	<p>記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電 磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録</p>	<p>示を始めた 記載された書面 当該書面 その他これに類する書 面</p>
<p>第百五十一條第 二項及び第百 三十一條の二第 二項</p>	<p>方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>方法</p>
<p>第百六十條第一 項</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容</p>	<p>調書</p>

<p>第 百 六 十 条 第 一 項</p>	<p>第 百 六 十 条 第 二 項</p>	<p>第 百 六 十 条 第 三 項</p>	
<p>前 条 第 二 項 の 規 定 に よ り フ ア イ ル に 記 録 さ れ た</p>	<p>当 該 電 子 調 書 前 条 第 二 項 の 規 定 に よ り フ ア イ ル に 記 録 さ れ た 電 子 調 書</p>	<p>第 二 項 の 規 定 に よ り フ ア イ ル に 記 録 さ れ た 電 子 調 書 の 内 容 に</p>	<p>及 び 経 過 等 の 記 録 及 び 公 証 を す る た め に こ の 法 律 そ の 他 の 法 令 の 規 定 に よ り 裁 判 所 書 記 官 が 作 成 す る 電 磁 的 記 録 を い う 。以 下 同 じ。)</p>
<p>調 書 の 記 載</p>	<p>当 該 調 書</p>	<p>調 書</p>	<p>調 書 の 記 載 に つ い て</p>

<p>第二百三十一條 の三第二項</p>	<p>第二百十五條第 四項</p>	<p>第二百五條第三 項</p>	<p>第六十條の二 第二項</p>
<p>電子情報処理組 所規則で定める</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>	<p>事項又は前項の 規定によりファ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項</p>	<p>電子調書の内容 その旨をファイ ルに記録して</p>
<p>又は最高裁判 所規則で定める</p>	<p>又は送付する</p>	<p>事項</p>	<p>調書を作成して</p>

第二百六十一条	電子調書	織を使用する
第四項	記録しなければ	記載しなければ
	調書	

別表第二(第二十一条の二関係)

第四十五条第五項第三号	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係	交付する

(新設)

	<p>第百十二条第一項本文</p>	<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>
<p>電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録</p>
	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該掲示を始めた</p>	<p>書類 記載 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、い</p>
<p>第百十一条の規定による措置を</p>			

七	第三百三十二条の	第二百二十八条第二項	
磁的記録の提供	記録事項に係る部分を除く。）	書又は電子調書 定する電子判決 五條第一項に規 定する電子判決 書又は電子調書 による第二百五十 五條第一項に規 定する電子判決 書又は電子調書	開始した
交付又は当該事項を証明した電	記録	書 百五十四條第二項の調書	つでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた 判決書又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十一条の第二項の規定により読み替えて適用する第二百五十四條第二項の調書

<p>第百六十条第一項</p>	<p>第百五十一条第二項及び第二百三十一条の第二項</p>	<p>第百三十三条の三第一項</p>
<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記</p>	<p>方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電磁的記録</p>
<p>調書</p>	<p>方法</p>	<p>記載された書面 当該書面 その他これに類する書面</p>

<p>第百六十条の二 第一項</p>	<p>第百六十条第四 項</p>	<p>第百六十条第三 項</p>	
<p>電子調書の内容 に記録された 電子調書の内容</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規 定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容</p>	<p>第二項の規定に よりファイルに 記録された電子 調書の内容</p>	<p>録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。)</p>
<p>調書の記載</p>	<p>当該調書</p>	<p>調書</p>	<p>調書の記載について</p>

<p>第六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイ ルに記録して</p>	<p>調査を作成して</p>
<p>第二百五条第三 項</p>	<p>事項又は前項の 規定によりファ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第 四項</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一 条の三第二項</p>	<p>若しくは送付し 、又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する</p>	<p>又は送付する</p>

<p>第二百五十二条 第一項</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、次に掲 げる事項を記録 した電磁的記録 (以下「電子判 決書」という。 一</p>	<p>次に掲げる事項を記載 した判決書</p>
<p>第二百五十二条 第二項 第二百五十三条 第一項及び第二 百五十四条第一 項</p>	<p>記録 電子判決書</p>	<p>記載 判決書の原本</p>
<p>第二百五十四条 第二項</p>	<p>電子判決書 電子調書に記録 させなければ</p>	<p>判決書 調書に記載させなけれ ば</p>
<p>第二百五十五条 第一項</p>	<p>電子判決書(第 二百五十三条第 二項の規定によ りファイルに記</p>	<p>判決書</p>

<p>規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。</p>	<p>録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び第三百八十一条の七第一項において同じ。</p>
<p>調書</p>	

	<p>第二百五十五条 第二項第一号</p>
<p>次項、第二百六十一條第五項、第二百八十五條、第三百五十七條及び第三百七十八條第一項において同じ。）</p>	<p>電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証</p>
<p>判決書の正本</p>	

	明したもの	前条第二項の調書の謄本の
第二百五十五条 第二項第二号	第九十九条の二の規定による	呼出状
第二百五十六条 第三項	電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）	
第二百五十六条 第三項第一号	第九十九条の規定による送達	公示送達
	同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時	民事執行法第二十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する第一百十二条の規定により公示送達の効力が生じた時
第二百五十六条 第三項第二号	第九十九条の二の規定による送達 同条第一項本文の通知が発せられた時	公示送達の方法以外の送達 送達をすべき場所に宛てて呼出状を発した時

	れた時	
第二百六十一条	電子調書	調書
第四項	記録しなければ	記載しなければ
第二百六十一条	記録された電子	記載された調書の謄本
第五項	調書	
第二百六十七条	について電子調	を調書に記載した
第一項	書を作成し、こ	
	れをファイルに	
	記録した	
第二百六十七条	その記録	その記載
の二第一項	規定によりファ	調書
	イルに記録され	
	た電子調書	
第二百八十五条	電子判決書	判決書
	規定により当事	調書
	者及び法定代理	
	人、主文、請求	
	並びに理由の要	
	旨が記録された	
	電子調書	

改正案	現行
<p>（債権者のみなし承諾）</p> <p>第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、<u>抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。</u></p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の謄本若しくは記録事項証明書が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。</p>	<p>（債権者のみなし承諾）</p> <p>第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、<u>抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。</u></p> <p>一〜三 （同上）</p> <p>四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の謄本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。</p>

改正案	現行
<p>（担保権の実行の義務等）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社に付与された執行力のある債務名義の正本（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものである場合にあつては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十五条に規定する記録事項証明書）に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（担保権の実行の義務等）</p> <p>第四十三条（同上）</p> <p>2 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社に付与された執行力のある債務名義の正本に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができる。</p> <p>3（同上）</p>

改正案	現行
<p>第四十三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 申立書ニハ執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本（債務名義ニ係ル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ララル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ）ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイルニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ民事執行法第二十五条ニ規定スル記録事項証明書）ノ外鉄道抵当原簿ノ謄本ヲ添付スベシ但シ強制管理ノ開始アリタル場合ニ於テハ鉄道抵当原簿ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セス</p>	<p>第四十三条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③ 申立書ニハ執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本ノ外鉄道抵当原簿ノ謄本ヲ添付スヘシ但シ強制管理ノ開始アリタル場合ニ於テハ鉄道抵当原簿ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セス</p>

十三 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
<p>第五十七条ノ二（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百条第一項、第一百一条第二項、第一百二条ノ二、第一百三條、第一百五條、第一百六条並第一百七條第一項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	<p>第五十七条ノ二（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条第二項、第一百一条乃至第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百七條第一項及第三項並第九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>

改正案	現行
<p>第七十条の七 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第一百条第一項、第一百一条、第一百二条の二、第一百三</u>条、<u>第一百五</u>条、<u>第一百六条及び第一百八条</u>の規定を準用する。この場合において、同項中「<u>裁判所</u>」とあり、及び同条中「<u>裁判長</u>」とあるのは「<u>公正取引委員会</u>」と、同法<u>第一百一条第一項中「</u>執行官」とあるのは「<u>公正取引委員会の職員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第七十条の九 公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第九号</u>に規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととして<u>いるもの</u>に関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律<u>第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織</u>を使用して行つたときは、<u>第七十条の七</u>において読み替えて準用する民事訴訟法<u>第一百条第一項</u>の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委</p>	<p>第七十条の七 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第九十九条、第一百一条、第一百三</u>条、<u>第一百五</u>条、<u>第一百八条及び第一百九条</u>の規定を準用する。この場合において、同法<u>第九十九条第一項中「</u>執行官」とあるのは「<u>公正取引委員会の職員</u>」と、同法<u>第一百八条中「</u>裁判長」とあり、及び同法<u>第九十九条中「</u>裁判所」とあるのは「<u>公正取引委員会</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第七十条の九 公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第九号</u>に規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととして<u>いるもの</u>に関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律<u>第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織</u>を使用して行つたときは、<u>第七十条の七</u>において読み替えて準用する民事訴訟法<u>第九十九条</u>の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委員会</p>

員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第八十一条第三項において同じ。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

第八十条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

② 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

③ 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表

の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第八十条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

② 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

③ 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者

者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、
使用人その他の従業者をいう。次条第一項において同じ。)、
訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を
開示することができる。

④ (略)

第八十一条 (略)

一 既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者
の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若
しくは取り調べられるべき証拠(前条第三項の規定により開
示された書類又は電磁的記録を含む。)の内容に当事者の保
有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

② (略)

③ 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書(民事
訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一
項の規定により作成された電磁的記録(同法第二百二十二条にお
いて準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の
使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの
に限る。)をいう。以下同じ。)を秘密保持命令を受けた者に
送達しなければならない。

④ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定

の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人その他の
従業者をいう。次条第一項において同じ。)、訴訟代理人又は
補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

④ (同上)

第八十一条 (同上)

一 既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者
の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若
しくは取り調べられるべき証拠(前条第三項の規定により開
示された書類を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密
が含まれること。

二 (同上)

② (同上)

③ 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持
命令を受けた者に送達しなければならない。

④ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の

書の送達がされた時から、効力を生ずる。

⑤ (略)

第八十二条 (略)

② 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

③⑤ (略)

第一百二条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができる。

②⑦ (略)

送達された時から、効力を生ずる。

⑤ (同上)

第八十二条 (同上)

② 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

③⑤ (同上)

第一百二条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができる。

②⑦ (同上)

改正案	現行
<p>第十一条（裁判官の意見の表示） 裁判書又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。）若しくは電子決定書（同法第二百一十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十条において同じ。）をいう。）には、各裁判官の意見を表示しなければならない。</p> <p>第六十条（裁判所書記官）（略）</p> <p>② 裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類又は電磁的記録の作成及び保管その他の法律において定める事務を掌る。</p> <p>③ 裁判所書記官は、前項の事務を掌るほか、裁判所の事件に關し、裁判官の命を受けて、裁判官の行_う法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。</p> <p>④（略）</p>	<p>第十一条（裁判官の意見の表示） 裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。</p> <p>第六十条（裁判所書記官）（同上）</p> <p>② 裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他の法律において定める事務を掌る。</p> <p>③ 裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に關し、裁判官の命を受けて、裁判官の行_なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。</p> <p>④（同上）</p>

⑤ 裁判所書記官は、口述の書取その他書類又は電磁的記録の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添え、又は併せて記録することができる。

⑤ 裁判所書記官は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

改正案	現行
<p>第九條（略）</p> <p>②～⑨（略）</p> <p>⑩ 前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。第七十四条の二第十項において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添えてその旨を総務大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>⑪（略）</p> <p>第七十四条の二（略）</p> <p>②～⑨（略）</p> <p>⑩ 審査の申立てに対する判決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに判決書の写し又は電子判決書に記録されている事項を出力することにより作成した書面を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければ</p>	<p>第九條（同上）</p> <p>②～⑨（同上）</p> <p>⑩ 前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに判決書の写を添えてその旨を総務大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>⑪（同上）</p> <p>第七十四条の二（同上）</p> <p>②～⑨（同上）</p> <p>⑩ 審査の申立てに対する判決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに判決書又は判決書の写を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選</p>

ばならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

⑪～⑬ (略)

第百条 (略)

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の尋問に関する規定(過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定を除く。)は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。この場合において、民事訴訟法第二百五条第二項中、「最高裁判所規則で」とあるのは、「議会が」と、「最高裁判所規則で定めらる電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

③～⑳ (略)

選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

⑪～⑬ (同上)

第百条 (同上)

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③～⑳ (同上)

改正案	現行
<p>(特別送達)</p> <p>第四十九条 特別送達の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第百条第一項及び第百三条</u>から<u>第百六条</u>までに掲げる方法により、送達し、その送達の事実を証明する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法<u>第百条第一項及び第百三条</u>から<u>第百六条</u>までに掲げる方法により送達すべき書類を内容とする郵便物につき、これをするものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別送達の取扱いに係る認証（総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物が民事訴訟法<u>第百三条</u>から<u>第百六条</u>までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が同法<u>第百条</u>第一項の書面に適正に記載</p>	<p>(特別送達)</p> <p>第四十九条 特別送達の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第百三条</u>から<u>第百六条</u>まで及び<u>第百九条</u>に掲げる方法により、送達し、その送達の事実を証明する。</p> <p>② (同上)</p> <p>③ 特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法<u>第百三条</u>から<u>第百六条</u>まで及び<u>第百九条</u>に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする郵便物につき、これをするものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第五十八条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 特別送達の取扱いに係る認証（総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物が民事訴訟法<u>第百三条</u>から<u>第百六条</u>までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が同法<u>第百九条</u>の書面に適正に記載され</p>

されていることを確認し、その旨を当該書面に記載し、これに署名し、又は記名押印することをいう。) をすること。

ていることを確認し、その旨を当該書面に記載し、これに署名し、又は記名押印することをいう。) をすること。

改正案

現行

（民事訴訟法の準用）

第八十五条の十 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条及び第一百二条の二から第八十条までの規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第一百四十四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」と、同法第八十条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（金融商品取引法第八十条第一項ただし書の場合）であつては、審判官」と読み替えるものとする。

（処分通知等の電子情報処理組織の使用）

第八十五条の十二 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第

（民事訴訟法の準用）

第八十五条の十 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条及び第一百一条から第九十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第一百四十四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」と、同法第八十条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（金融商品取引法第八十条第一項ただし書の場合）であつては、審判官」と、同法第九十条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

（処分通知等の電子情報処理組織の使用）

第八十五条の十二 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第

三条第九号に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

三条第九号に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

改正案	現行
<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、<u>第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第百八条の規定を準用する。</u>この場合において、<u>同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用）</p> <p>第三十四条の五十七 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第</u>三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものを、同</p>	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、<u>第百一条から第百三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第百八条並びに第百九条の規定を準用する。</u>この場合において、<u>同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用）</p> <p>第三十四条の五十七 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第</u>三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものを、同</p>

法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することをもつて、同項に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することをもつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

二十 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）（附則第四十条関係）

<p>改正案</p>	<p>第五十四条 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定を除く。）を準用する。</p>
<p>現行</p>	<p>第五十四条 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。</p>

改正案	現行
<p>（閲覧又は謄写の手数料）</p> <p>第五条の三 前条第一項の規定による記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第三の一の項の規定（同項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。</p>	<p>（閲覧又は謄写の手数料）</p> <p>第五条の三 前条第一項の規定による記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第二の一の項の規定（同項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。</p>

改正案

現行

<p>（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）</p> <p>第四十二条 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三條第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十條第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）を所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（在外投票等）</p> <p>第四十九條の二 （略）</p>	<p>（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）</p> <p>第四十二条 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（在外投票等）</p> <p>第四十九條の二 （同上）</p>
--	---

2・3 (略)

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

(略)	(略)	(略)
第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項	選挙	選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百五十二条第一項に規定する電子判決書(同法第二百五十三条第二項の規定により裁

2・3 (同上)

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

(同上)	(同上)	(同上)
第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項	選挙	選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙

<p>一 項</p> <p>第四十八條の二第</p>	
<p>登録されるべき旨</p>	<p>判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。 〔に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二十条第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）を所持し、選挙</p>

<p>一 項</p> <p>第四十八條の二第</p>	
<p>登録されるべき旨</p>	<p>在外選挙人名簿に</p>

の決定書又は確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録

の決定書又は確定判決書を所持し、第四十八条の二第一項

5 (略)	(略)	期日前投票所	<p>指定期日前投票所 (第四十九条の二 第四項の規定によ り読み替えて適用 される第四十八条 の二第一項に規定 する指定期日前投 票所をいう。以下 第四十八条までに おいて同じ。)</p>	<p>されている事項と 同一であることを 証明したものを所 持し、第四十八条 の二第一項</p>
				(略)

5 (同上)	(同上)	期日前投票所	<p>指定期日前投票所 (第四十九条の二 第四項の規定によ り読み替えて適用 される第四十八条 の二第一項に規定 する指定期日前投 票所をいう。以下 第四十八条までに おいて同じ。)</p>	(同上)
				(同上)

第二百十二条 (略)
(選挙人等の出頭及び証言の請求)

第二百十二条 (同上)
(選挙人等の出頭及び証言の請求)

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の尋問に関する規定（罰金、拘留、勾引又は過料に関する規定を除く。）は、前項の規定により選挙管理委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求める場合について準用する。この場合において、民事訴訟法第二百五条第二項中、「最高裁判所規則で」とあるのは「選挙管理委員会が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

3 (略)

(選挙関係訴訟についての通知及び電子判決書記録事項証明書の送付)

第二百二十条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その電子判決書記録事項証明書を、総務大臣に送付し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の尋問に関する規定は、前項の規定により選挙管理委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求める場合について準用する。ただし、罰金、拘留、勾引又は過料に関する規定は、この限りでない。

3 (同上)

(選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付)

第二百二十条 (同上)

2 (同上)

3 前二項に掲げる訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その判決書の謄本を、総務大臣に送付し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙

出) 議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に送付しなければならぬ。この場合において、衆議院議員又は参議院議員については衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員については当該議会の議長に、併せて送付しなければならない。

4 裁判所の長は、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であつたものについて当該衆議院(小選挙区選出)議員の選挙に係る第二項の規定による通知又は前項の規定による送付をする場合には、併せて、中央選挙管理会に、第二項に規定する訴訟が係属しなくなつた旨を通知し、又は前項の電子判決書記録事項証明書を送付しなければならない。

(総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知)

第二百五十四条の二 (略)

2 前項の通知は、送達の方法をもつて行う。

については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、衆議院議員又は参議院議員については衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員については当該議会の議長に、併せて送付しなければならない。

4 裁判所の長は、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であつたものについて当該衆議院(小選挙区選出)議員の選挙に係る第二項の規定による通知又は前項の規定による送付をする場合には、併せて、中央選挙管理会に、第二項に規定する訴訟が係属しなくなつた旨を通知し、又は前項の判決書の謄本を送付しなければならない。

(総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知)

第二百五十四条の二 (同上)

2 前項の通知は、送達の方法をもつて行う。この場合において、当該送達に関しては、民事訴訟に関する法令の規定中送達に

<p>3 前項の送達については、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（民事訴訟法第百条第二項、第一編第五章第四節第三款及び第百十一条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項中「前条の規定による措置を開始した日から」とあるのは、「公職選挙法第二百五十四条の二第四項の規定による掲示を始めた日から」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第二項の送達についてする公示送達は、裁判所書記官が第一項の書面を保管し、いつでも同項の規定による通知を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>関する規定を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (同上)</p>
--	---

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類若しくは電磁的記録又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第八編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの</p> <p>ハ 八 (略)</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第三条 (同上)</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。</p> <p>五 (同上)</p> <p>六 (同上)</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの</p> <p>ハ 八 (同上)</p> <p>七・八 (同上)</p>

258 (略)

(業務を行い得ない事件)

第二十二條 (略)

2 司法書士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号及び第五号(同項第四号に関する部分に限る。)に規定する業務(以下「裁判書類等作成関係業務」という。)を行つてはならない。

一5三 (略)

3 第三条第二項に規定する司法書士は、次に掲げる事件については、裁判書類等作成関係業務を行つてはならない。ただし、第三号及び第六号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一5六 (略)

4 (略)

(特定の事件についての業務の制限)

第四十一条 司法書士法人は、次に掲げる事件については、裁判書類等作成関係業務を行つてはならない。

一・二 (略)

三 第二十二条第一項、第二項第一号若しくは第二号又は第三項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上

258 (同上)

(業務を行い得ない事件)

第二十二條 (同上)

2 司法書士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号及び第五号(同項第四号に関する部分に限る。)に規定する業務(以下「裁判書類作成関係業務」という。)を行つてはならない。

一5三 (同上)

3 第三条第二項に規定する司法書士は、次に掲げる事件については、裁判書類作成関係業務を行つてはならない。ただし、第三号及び第六号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一5六 (同上)

4 (同上)

(特定の事件についての業務の制限)

第四十一条 司法書士法人は、次に掲げる事件については、裁判書類作成関係業務を行つてはならない。

一・二 (同上)

三 第二十二条第一項、第二項第一号若しくは第二号又は第三項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上

<p>の者が裁判書類等作成関係業務を行つてはならないこととされる事件</p> <p>2 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人（過去に簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的としていたものを含む。）は、次に掲げる事件については、裁判書類等作成関係業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>の者が裁判書類作成関係業務を行つてはならないこととされる事件</p> <p>2 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人（過去に簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的としていたものを含む。）は、次に掲げる事件については、裁判書類作成関係業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>
---	---

改正案

現行

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十一条の二 調停手続における申立てその他の申述について

は、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合にお

いて、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事

者又は参加人（民事調停法第十一条（同法第十五条において準

用する場合を含む。）の規定により調停手続に参加した者をい

う。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ

。」と、同法第百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟

記録又は第百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の

記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ

。）」とあるのは「調停事件の記録」と、同法第百三十三条の

四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは

参加人又は利害関係を疎明した第三者は、調停事件の記録」と

、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と

、「訴訟記録等」とあるのは「調停事件の記録」と、同条第七

項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替

えるものとする。

（新設）

(非訟事件手続法の準用)

第二十二條 特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する。ただし、同法第四十條、第四十二條の二及び第五十二條の規定は、この限りでない。

(非訟事件手続法の準用)

第二十二條 特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する。ただし、同法第四十條及び第五十二條の規定は、この限りでない。

改正案

現行

<p>（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）</p> <p>第二十一条の二 調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第三百三十三条の二第五項及び第六項並びに第三百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人（民事調停法第十一条（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停手続に参加した者をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「調停事件の記録」と、「<u>について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）</u>」とあるのは「<u>の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付</u>」と、同法第三百三十三条の二第一項中「<u>に係る訴訟記録等の閲覧等</u>」とあるのは「<u>の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付</u>」と、同条第二項中「<u>訴訟記録等</u>中」とあるのは</p>	<p>（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）</p> <p>第二十一条の二 調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人（民事調停法第十一条（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停手続に参加した者をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）<u>。</u>」と、同法第三百三十三条の二第二項中「<u>訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。第三百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>調停事件の記録</u>」と、同法第三百三十三条の四第一項中「<u>者は、訴訟記録等</u>」とあるのは「<u>当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、調停事件の記録</u>」と、同条第二項中「<u>当事者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、「<u>訴訟記録等</u>」とあるのは「<u>調停事件の記録</u>」と、同条第七項中「<u>当事者</u>」とあるのは「<u>当事者若しくは参加人</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	---

「調停事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三條の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、調停事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「調停事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

改正案

現行

<p>(裁判) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の裁判は、第二条第一項に該当する行為が終わつた時から一箇月を経過した後は、することができない。</p> <p>3 裁判所は、裁判をするについては、証人尋問その他の証拠調べをすることができる。</p>	<p>(裁判) 第四条 (同上)</p> <p>2 前項の裁判は、第二条第一項にあたる行為が終つた時から一箇月を経過した後は、することができない。</p> <p>3 裁判所は、裁判をするについては、証人尋問その他の証拠調べをすることができる。この場合においては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）による証拠調べの場合の例による。</p>
<p>4 前項の場合においては、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第七十九条、第八十二条、第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百八条、第二十五条第二項、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第三項及び第四項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表</p>	<p>(新設)</p>

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5| (略)

(執行)

第七条 (略)

2~5 (略)

6 第一項及び前二項の規定は、第四条第五項の規定による裁判の執行について準用する。

7 (略)

8 監置の裁判を受けた者について、当該裁判の執行によつて著しく健康を害するおそれがあるとき、その他重大な事由があるときは、裁判所は、本人の請求又は職権により、当該裁判の執行を停止することができる。

4| (同上)

(執行)

第七条 (同上)

2~5 (同上)

6 第一項及び前二項の規定は、第四条第四項の規定による裁判の執行について準用する。

7 (同上)

8 監置の裁判を受けた者について、当該裁判の執行によつて著しく健康を害する虞があるとき、その他重大な事由があるときは、裁判所は、本人の請求又は職権により、当該裁判の執行を停止することができる。

別表(第四条関係)

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりフアイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事	事項

(新設)

<p>第二百三十一條 の三第二項</p>	<p>第二百三十一條 の二第二項</p>	<p>第二百十五條第 四項</p>	<p>若しくは送付し 又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する</p>	<p>方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>	<p>又は送付する</p>	<p>方法</p>	<p>事項</p>
--------------------------	--------------------------	-----------------------	--	---	---	---------------	-----------	-----------

改正案	現行
<p>(配当等の実施) 第二十条の七 (略)</p> <p>2 前項の場合において、民事執行法第六十五条（同法第六十七条の十四第一項において同法第六十五条（第三号及び第六号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第二十条の六第一項」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(取立訴訟) 第三十六条の七 民事執行法第五十七条（同法第六十七条の十四第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十六条の九及び第三十六条の十第一項において同じ。）の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされた場合において、強制執行又は滞納処分による差押えをした債権者が差押えをした債権に係る給付を求</p>	<p>(配当等の実施) 第二十条の七 (同上)</p> <p>2 前項の場合において、民事執行法第六十五条（同法第六十七条の十四第一項において同法第六十五条（第三号及び第六号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第五十六条第一項又は第二項」とあるのは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第二十条の六第一項」とする。</p> <p>3 (同上)</p> <p>(取立訴訟) 第三十六条の七 民事執行法第五十七条（同法第六十七条の十四第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十六条の九及び第三十六条の十第一項において同じ。）の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされた場合において、強制執行又は滞納処分による差押えをした債権者が差押えをした債権に係る給付を求</p>

める訴えを提起したときについて準用する。この場合において、同法第百五十七条第一項中「訴状」とあるのは「強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその者の共同訴訟人としての参加の申出の書面」と、同条第四項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六条の六第一項」と読み替えるものとする。

める訴えを提起したときについて準用する。この場合において、同法第百五十七条第一項中「訴状」とあるのは「強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその者の共同訴訟人としての参加の申出の書面」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六条の六第一項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（民事訴訟法及び民事執行法の準用）</p> <p>第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（民事訴訟法及び民事執行法の準用）</p> <p>第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定を準用する。</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（民事訴訟法及び民事執行法の準用）</p> <p>第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第八十七條第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>2 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第三十八条、第四十二条及び第八十三條の規定は、実行手続に関し準用する。</p>	<p>（民事訴訟法及び民事執行法の準用）</p> <p>第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。</p> <p>2 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第三十八条、第四十二条及び第八十三條の規定は、実行手続に関し準用する。</p>

別表（第十七条関係）

	第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する
--	---------	--

交付する

（新設）

<p>第百二十二条第一項本文</p>	<p>第百二十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>	<p>第百三十三条の三第一項</p>
<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録</p>
<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該掲示を始めた</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>記載された書面</p>

<p>第百五十一条第二項及び第二三十一条の二第二項</p>		<p>第百六十条第一項</p>
<p>方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電磁的記録</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令</p>
<p>方法</p>	<p>面 その他これに類する書</p>	<p>調書</p>
	<p>当該書面又は電磁的記録</p>	<p>当該書面</p>

	<p>の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>	
<p>第六十条第三 項</p>	<p>前項の規定によ りファイルに記 録された電子調 書の内容に</p>	<p>調書の記載につ いて</p>
<p>第六十条第四 項</p>	<p>第二項の規定に よりファイルに 記録された電子 調書</p>	<p>調書</p>
<p>第六十条の二 第一項</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規 定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイ ルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三</p>	<p>事項又は前項の</p>	<p>事項</p>

<p>第四項 第二百六十一条</p>	<p>第二百三十一条 の三第二項</p>	<p>第二百十五條第 四項</p>	<p>項</p>
<p>記録しなければ</p>	<p>電子調書</p>	<p>若しくは送付し 又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>
<p>記載しなければ</p>	<p>調書</p>	<p>又は送付する</p>	<p>事項</p>
<p>項 規定によりファ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項</p>			

改正案	現行
<p>第七十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条、第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項、第三百三十八条、第三百三十九条（第六号及び第七号を除く。）、第四百零一条から第四百四十四条まで、第四百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、第四百四十五条第二項から第八項まで、第四百四十六条、第四百四十七条第一項、第二項及び第三項（民事訴訟法第三百六十条の二第一項の規定の準用に係る部分に限る。）、第五百零一条第一項から第五項まで、第五百零一条から第五百零四条まで、第五百零五条第一項、第五百零七条並びに第五百零九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定について準用する。この場合において、第三百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第四百零五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第六項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあ</p>	<p>第七十一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条、第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項、第三百三十八条、第三百三十九条（第六号及び第七号を除く。）、第四百零一条から第四百四十四条まで、第四百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、第四百四十五条第二項から第七項まで、第四百四十六条、第四百四十七条第一項及び第二項、第五百零一条第一項から第五項まで、第五百零一条から第五百零四条まで、第五百零五条第一項、第五百零七条並びに第五百零九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定について準用する。この場合において、第三百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第四百零五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第五百零一条中「第四百四十七</p>

るのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第五百五十一条中「第四百七十七条」とあるのは「第四百七十七条第一項、第二項及び第三項（民事訴訟法第六十条の二第一項の規定の準用に係る部分に限る。）」と、第五百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4 (略)

(書類の提出等)

第百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をす

「とあるのは「第四百七十七条第一項及び第二項」と、第五百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4 (同上)

(書類の提出等)

第百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類

るため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員（民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員をいう。第二百五条の二の六第四項において同じ。）に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 (略)

(査証)

の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員（民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員をいう。第二百五条の二の六第四項において同じ。）に対し、当該書類を開示することができる。

5 (同上)

(査証)

第二百五条の二の四 査証人は、第二百五条の二第一項の規定による命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書（以下「査証報告書」という。）を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

2～4 （略）

5| 第一項の規定により裁判所に提出された査証報告書については、民事訴訟法第三百三十二条の十三の規定は、適用しない。

（第三者の意見）

第二百五条の二の十一 民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法（民事訴訟法第三百三十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

2 民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所が第一審とした特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟についての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認める

第二百五条の二の四 査証人は、第二百五条の二第一項の規定による命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書（以下「査証報告書」という。）を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

2～4 （同上）

（新設）

（第三者の意見）

第二百五条の二の十一 民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。

2 民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所が第一審とした特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟についての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認める

ときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

3 当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写若しくはその正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの規定により電磁的方法によつて提出された意見に係る電磁的記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供を請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写並びにこれらの規定により電磁的方法によつて提出された意見に係る電磁的記録の閲覧及び複写について準用する。

5 第一項及び第二項の規定により裁判所に提出された書面及び電磁的記録を記録した記録媒体については、民事訴訟法第三百三十二條の十三の規定は、適用しない。

（秘密保持命令）

第二百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴

ときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。

3 当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写について準用する。

（新設）

（秘密保持命令）

第二百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴

訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外のもので使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百五条第三項の規定により開示された書類若しくは電磁的記録、第百五条の二の四第一項の規定により提出された査証報告書の全部若しくは一部又は第百五条の七第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

2 (略)

訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外のもので使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百五条第三項の規定により開示された書類、第百五条の二の四第一項の規定により提出された査証報告書の全部若しくは一部又は第百五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (同上)

2 (同上)

<p>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならぬ。</p> <p>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(秘密保持命令の取消し) 第二百五条の五 (略)</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(当事者尋問等の公開停止) 第二百五条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。</p> <p>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。</p> <p>5 (同上)</p> <p>(秘密保持命令の取消し) 第二百五条の五 (同上)</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3～5 (同上)</p> <p>(当事者尋問等の公開停止) 第二百五条の七 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>
--	---

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面又は電磁的記録の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 (略)

(審判における審理の方式)

第四百四十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法により第三項の期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者若しくは参加人、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

5 (同上)

(審判における審理の方式)

第四百四十五条 (同上)

2・3 (同上)

4 民事訴訟法第九十四条(期日の呼出し)の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。

(新設)

を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

6
8 (略)

第四百四十六条 民事訴訟法第五十四条（通訳人の立会い等）の規定は、審判に準用する。この場合において、同条第二項中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と、「裁判所及び当事者双方」とあるのは「審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人」と読み替えるものとする。

(調書)

第四百四十七条 (略)

2 (略)

3 民事訴訟法第六十条第三項及び第四項（口頭弁論調書）並びに第六十条の二第一項（調書の更正）の規定は、第一項の調書に準用する。この場合において、同法第六十条第三項中「最高裁判所規則」とあるのは、「経済産業省令」と読み替えるものとする。

第五百十一条 第四百四十五条第三項から第五項まで、第七項及び第八項並びに第四百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項（期日の指定）、第七十九条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条、第八十五条第一項及び第二項、第八

5
7 (同上)

第四百四十六条 民事訴訟法第五十四条（通訳人の立会い等）の規定は、審判に準用する。

(調書)

第四百四十七条 (同上)

2 (同上)

3 民事訴訟法第六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

第五百十一条 第四百四十五条第六項及び第七項並びに第四百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項（期日の指定）、第九十四条（期日の呼出し）、第七十九条から第八十一条まで、第八十三条から第八十六条まで、第八十八条、第九十

八十六条第一項、第八十八條、第九十條、第九十一條、第九十五條から第九十八條まで、第九十九條第一項、第二百一條から第二百四條まで、第二百六條、第二百七條、第二百十條から第二百十三條まで、第二百十四條第一項から第三項まで、第二百十五條第一項及び第三項、第二百十五條の二から第二百十七條まで、第二百十八條第一項及び第二項、第二百十九條から第二百二十二條まで、第二百二十三條第一項から第六項まで、第二百二十六條、第二百二十七條第一項、第二百二十八條、第二百二十九條第一項から第三項まで、第二百三十一條、第二百三十一條の二、第二百三十一條の三第一項（同法第二百二十條から第二百二十二條まで、第二百二十三條第一項から第六項まで、第二百二十六條、第二百二十七條第一項及び第二百二十八條（第四項を除く。）の規定の準用に係る部分に限る。）及び第二項、第二百三十二條第一項、第二百三十三條、第二百三十四條、第二百三十六條から第二百三十八條まで、第二百四十條から第二百四十二條まで（証拠）並びに第二百七十八條第一項（尋問等に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第九十三條第一項中「期日の指定及び変更」とあるのは「期日の指定」と、同法第七十九條中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第二百四條及び第二百十五條の三中「最高裁判所規則」

条、第九十一條、第九十五條から第九十八條まで、第九十九條第一項、第二百一條から第二百四條まで、第二百六條、第二百七條、第二百十條から第二百十三條まで、第二百十四條第一項から第三項まで、第二百十五條から第二百二十二條まで、第二百二十三條第一項から第六項まで、第二百二十六條から第二百二十八條まで、第二百二十九條第一項から第三項まで、第二百三十一條、第二百三十二條第一項、第二百三十三條、第二百三十四條、第二百三十六條から第二百三十八條まで、第二百四十條から第二百四十二條まで（証拠）及び第二百七十八條（尋問等に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第七十九條中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第二百四條及び第二百十五條の三中「最高裁判所規則」とあるのは「經濟産業省令」と読み替えるものとする。

とあるのは「経済産業省令」と、同法第二百十八条第二項中「鑑定の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「鑑定書」と、同法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と、同法第二百三十一条の二第二項中「又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により」とあるのは「により」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「又は送付する方法」と読み替えるものとする。

(訴訟との関係)

第六十八條 (略)

二五 (略)

6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写し又は当該訴訟の電磁的訴訟記録（民事訴訟法第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうちその審判において審判官が必要と認めるものを出力した書面の送付を求めることができる。

(審判における費用の負担)

(訴訟との関係)

第六十八條 (同上)

二五 (同上)

6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。

(審判における費用の負担)

第百六十九条 (略)

2 民事訴訟法第六十一条から第六十六条まで、第六十九条第一項及び第二項、第七十条並びに第七十一条第三項(訴訟費用の負担)の規定は、前項に規定する審判に関する費用に準用する。この場合において、同条第三項中「最高裁判所規則」とあるのは、「経済産業省令」と読み替えるものとする。

3 6 (略)

(裁判の正本等の送付)

第百八十二条 裁判所は、第百七十九条ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。

- 一 裁判により訴訟手続が完結した場合 各審級の裁判の正本又は当該裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものであるもの

二 (略)

第百九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、第九十九条、第百条第一項、第百一条から第百三条まで、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第三項(送達)の規定は、この法律又は前条の経済産業省令で定める書

第百六十九条 (同上)

2 民事訴訟法第六十一条から第六十六条まで、第六十九条第一項及び第二項、第七十条並びに第七十一条第二項(訴訟費用の負担)の規定は、前項に規定する審判に関する費用に準用する。この場合において、同法第七十一条第二項中「最高裁判所規則」とあるのは、「経済産業省令」と読み替えるものとする。

3 6 (同上)

(裁判の正本等の送付)

第百八十二条 裁判所は、第百七十九条ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。

- 一 裁判により訴訟手続が完結した場合 各審級の裁判の正本

二 (同上)

第百九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、第九十九条から第百三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第三項並びに第百九条(送達)の規定は、この法律又は前条の経済産業省令で定める書類の送達に準用

類の送達に準用する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第百二条中「裁判所書記官」とあるのは「特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と、同法第百一条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第百七条第一項中「場合（第百九条の二の規定により送達をすることができる場合を除く。）」には、「裁判所書記官」とあるのは「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と、「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

第二百四条 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件又は電磁的記録の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第百条中「裁判所書記官」とあるのは「特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第百七条第一項中「場合には、裁判所書記官」とあるのは「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と、「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

第二百四条 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（訴訟との關係） 第四十條（略） 25（略） 6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写し又は当該訴訟の電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうちその審判において審判官が必要と認めるものを出力した書面の送付を求めることができる。</p> <p>（再審の請求） 第四十二條（略） 2 民事訴訟法第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。</p> <p>第六十四條 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定によ</p>	<p>（訴訟との關係） 第四十條（同上） 25（同上） 6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。</p> <p>（再審の請求） 第四十二條（同上） 2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。</p> <p>第六十四條 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により</p>

り特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第七十七条 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>第七十七条 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。</p>

改正案	現行
<p>（審理の方式等）</p> <p>第四十三条の六（略）</p> <p>2 第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十五条第三項から第八項まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。</p> <p>3（略）</p> <p>第八十五条 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>（審理の方式等）</p> <p>第四十三条の六（同上）</p> <p>2 第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十五条第三項から第七項まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。</p> <p>3（同上）</p> <p>第八十五条 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。</p>

三十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（附則第五十六条関係）

改正案	現行
<p>（送達に関する民事訴訟法の準用）</p> <p>第七十五条の五の十五 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第一百条第一項、第一百一条、第一百二条の二、</u>第三条、<u>第五十五条、</u>第六十六条及び<u>第八十八条</u>の規定を準用する。この場合において、<u>同項中「裁判所」とあり、及び同条中「</u>裁判長<u>」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第一百一条第一項中「</u>执行官<u>」とあるのは「厚生労働省の職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第七十五条の五の十七 厚生労働省の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第九号</u>に規定する処分通知等であつて<u>第七十五条の五の二</u>から前条まで又は厚生労働省令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、<u>同法第七</u>条第一項の規定により同法<u>第六</u>条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、<u>第七十五</u>条の五の十五において準</p>	<p>（送達に関する民事訴訟法の準用）</p> <p>第七十五条の五の十五 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第九十九条、第一百一条、</u>第一百三、<u>第五</u>条、<u>第六</u>条、<u>第八</u>条及び<u>第九</u>条の規定を準用する。この場合において、<u>同法第九十九</u>条第一項中「<u>裁判所</u>」とあるのは「<u>厚生労働省の職員</u>」と、<u>同法第八</u>条中「<u>裁判長</u>」とあり、<u>及び同法第九</u>条中「<u>裁判所</u>」とあるのは「<u>厚生労働大臣</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第七十五条の五の十七 厚生労働省の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第九号</u>に規定する処分通知等であつて<u>第七十五</u>条の五の二から前条まで又は厚生労働省令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、<u>同法第七</u>条第一項の規定により同法<u>第六</u>条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、<u>第七十五</u>条の五の十五において準</p>

用する民事訴訟法第百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

改正案

現行

<p>（送達に関する民事訴訟法の準用）</p> <p>第二十二条 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条及び第百八条</u>の規定を準用する。この場合において、同項中「<u>裁判所</u>」とあり、及び同条中「<u>裁判長</u>」とあるのは「<u>内閣総理大臣</u>」と、同法第百一条第一項中「<u>執行官</u>」とあるのは「<u>消費者庁の職員</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（送達に関する民事訴訟法の準用）</p> <p>第二十二条 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条</u>の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「<u>執行官</u>」とあるのは「<u>消費者庁の職員</u>」と、同法第百八条中「<u>裁判長</u>」とあり、及び同法第百九条中「<u>裁判所</u>」とあるのは「<u>内閣総理大臣</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第二十四条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第九号</u>に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、<u>第二十二条</u>において準用する民事訴訟法<u>第百条第一項</u>の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当</p>	<p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第二十四条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第九号</u>に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、<u>第二十二条</u>において準用する民事訴訟法<u>第百九条</u>の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電</p>

該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

改正案	現行
<p>（被告を誤つた訴えの救済）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 前項の決定は、電子決定書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二十二条において準用する同法第百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）を作成してするものとし、その電子決定書（同法第百二十二条において準用する同法第百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）を新たな被告に送達しなければならぬ。</p> <p>3～7 （略）</p> <p>（原告による請求の追加的併合）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法第百四十三条の</p>	<p>（被告を誤つた訴えの救済）</p> <p>第十五条 （同上）</p> <p>2 前項の決定は、書面でするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。</p> <p>3～7 （同上）</p> <p>（原告による請求の追加的併合）</p> <p>第十九条 （同上）</p> <p>2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法（平成八年法律</p>

規定の例によることを妨げない。

第百九号 第四百四十三条の規定の例によることを妨げない。

改正案

現行

<p>第五十二条（略）</p> <p>2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添付書面を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（継続の登記）</p> <p>第三百三条 合名会社の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、会社法第八百四十五条の規定により合名会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本又はその判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。</p>	<p>第五十二条（同上）</p> <p>2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添付書面並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。</p> <p>3～5（同上）</p> <p>（継続の登記）</p> <p>第三百三条 合名会社の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、会社法第八百四十五条の規定により合名会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添付しなければならない。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（政治上の演説等の利用）</p> <p>第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項及び第四十二条の二において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（裁判手続における公衆送信等）</p> <p>第四十二条の二 著作物は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定により電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行う裁判手続のために必要と認められる限度において、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>	<p>（政治上の演説等の利用）</p> <p>第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>（新設）</p>

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の三 (略)

(公文書管理法等による保存等のための利用)

第四十二条の四 (略)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 (略)

二 第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第四項、第七項(第一号に係る部分に限る。)
若しくは第九項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項又は第四十一条から第四十二条の二まで
で 翻訳

三六 (略)

2 (略)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の二 (同上)

(公文書管理法等による保存等のための利用)

第四十二条の三 (同上)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 (同上)

二 第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第四項、第七項(第一号に係る部分に限る。)
若しくは第九項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条
翻訳

三六 (同上)

2 (同上)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第

第四十七条の七、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十

二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一・二 （略）

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三

七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一・二 （同上）

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三

十八条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2・3 (略)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条の五第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行つた者

二 〇六 (略)

十八条第一項、第四十一条、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2・3 (同上)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条の五第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行つた者

二 〇六 (同上)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行ったものとみなす。

一 (略)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

三・四 (略)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行ったものとみなす。

一 (同上)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

三・四 (同上)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目

定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十二条の二ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(著作隣接権の制限)

第百二条 (略)

258 (略)

- 9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、

的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(著作隣接権の制限)

第百二条 (同上)

258 (同上)

- 9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、

第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二〇五 (略)

(書類の提出等)

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二〇五 (同上)

(書類の提出等)

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

(秘密保持命令)

第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四条の三第三項の規定により開示された書類又は電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

(秘密保持命令)

第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四条の三第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書(民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録(同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならぬ。</p> <p>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(秘密保持命令の取消し) 第百十四条の七 (略)</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書とその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。</p> <p>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。</p> <p>5 (同上)</p> <p>(秘密保持命令の取消し) 第百十四条の七 (同上)</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書とその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3 5 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>(送達)</p> <p>第四十五条の二 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第一百条第一項、第一百一条、第一百三条、第一百五條、第一百六条並びに第一百七條第一項及び第三項の規定を準用する。</u>この場合において、<u>同法第一百条第一項中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七條第一項中「裁判所書記官」とあるのは「公害等調整委員会の事務局の職員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(送達)</p> <p>第四十五条の二 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第九十九條、第一百三条、第一百五條、第一百六條、第一百七條第一項及び第三項並びに第一百九條の規定を準用する。</u>この場合において、<u>同法第九十九條第一項中「執行官」とあり、同法第一百七條第一項中「裁判所書記官」とあるのは「公害等調整委員会の事務局の職員」と、同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と読み替えるものとする。</u></p>

四十 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第百十五号）（附則第六十四条関係）

改正案	現行
<p>（裁判外の文書の送達）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の送達及び外国の当局の囑託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第四節（第百条第二項、第百四条、第三款及び第百十一条の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が当該送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。</p>	<p>（裁判外の文書の送達）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>2 前項の送達及び外国の当局の囑託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第四節の規定を準用する。</p>

3 前項において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(新設)

四十一 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（附則第六十五条関係）

改正案

現行

（民事訴訟法の準用）

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

（民事訴訟法の準用）

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

改正案

現行

（期日の呼出し）

第十条の二 責任制限手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

（新設）

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十条の三 責任制限手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（新設）

（電子情報処理組織による申立て等）

第十条の四 責任制限手続における申立てその他の申述（以下こ

（新設）

-
- の条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規
-

定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記載されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記載された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係る第十一条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第九十一条第一項又は第三項の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第十条の五 責任制限手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

（新設）

(民事訴訟法の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十二条第二項、第一百八十五条第三項、第一百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。
。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第十一条関係）

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書	交付する
---------	------------------------------	------

(民事訴訟法の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

(新設)

<p>第百十二条第一 項本文</p>	
<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する</p>
<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲</p>	

	<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>	<p>第百三十三条の三第一項</p>
<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>書類又は電磁的記録</p>	<p>記載又は記録</p>	<p>第百十一条の規定による措置を開始した</p>
<p>示を始めた</p>	<p>当該揭示を始めた</p>	<p>記載</p> <p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の揭示場への揭示を始めた</p>	<p>記載された書面</p>
<p>又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電</p>	<p>磁的記録</p>	<p>当該書面又は電</p>	<p>その他これに類する書面</p>

<p>項 第六十條第一</p>	<p>第五十一條第 二項及び第二 三十一條の二第 二項</p>
<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>	<p>磁的記録 方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>
<p>調書</p>	<p>方法</p>

<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条の二第一項</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第百六十条の二第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事</p>	<p>事項</p>

	項	事項
第二百十五條第 四項	事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項	
第二百三十一條 の三第二項	若しくは送付し 又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する	又は送付する
第二百六十一條 第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

改正案

現行

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第六十六条の四 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。）及び第三項並びに第百八条の規定を準用する。この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第百八条中「裁判長」とあるのは「主務大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織の使用）

第六十六条の六 主務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第六十六条の四 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。）及び第三項、第百八条並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「主務省令」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織の使用）

第六十六条の六 主務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情

報処理組織を使用して行つたときは、第六十六条の四において準用する民事訴訟法第百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

報処理組織を使用して行つたときは、第六十六条の四において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

改正案

現行

（書類等の提出）

第二十六条 裁判所は、回路配置利用権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第三十四条の二において同じ。）の提出を命ずることができ、ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十四条の二 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条第二項及び第五十七

（書類の提出）

第二十六条 裁判所は、回路配置利用権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十四条の二 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処

条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2

(略)

理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条第二項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2

(同上)

改正案

現行

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第二十三条 前条の規定による送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。）及び第三項並びに第百八条の規定を準用する。この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第二十三条 前条の規定による送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。）及び第三項、第百八条並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織の使用）

第二十五条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第二十二条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報

（電子情報処理組織の使用）

第二十五条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第二十二条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報

処理組織を使用して行ったときは、第二十三条において読み替えて準用する民事訴訟法第百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

処理組織を使用して行ったときは、第二十三条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

四十六 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（附則第七十条関係）

改正案	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。</p>
現行	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に關しては、民事訴訟法の規定を準用する。</p>

改正案

現行

（公示送達の方法）

第六條の二 民事保全の手續における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（新設）

（電子情報処理組織による申立て等）

第六條の三 民事保全の手續における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ

（新設）

。と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。を用以てすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本

、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（民事訴訟法の準用）

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二條の二並びに第二百六十七條第二項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（民事執行法の準用）

第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第十六条（第五項を除く。）、第十

（民事訴訟法の準用）

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

（民事執行法の準用）

第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十三条第

八条、第十九条の三、第二十一条の二、第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号の二まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第五十条 (略)

234 (略)

5 民事執行法第四百四十五条第二項から第六項まで、第四百四十六条から第五百三十三条まで、第五百三十六条(第三項を除く。)、第六百六十四条第五項及び第六項並びに第六百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第五十条 (同上)

234 (同上)

5 民事執行法第四百四十五条第二項から第六項まで、第四百四十六条から第五百三十三条まで、第五百三十六条、第六百六十四条第五項及び第六項並びに第六百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

別表(第七条関係)

<p>第百二十二条第一項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付す</p>
--------------------	------------------------	--

(新設)

	<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>	<p>第百三十三条の三第一項</p>
	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録 第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>記載され、又は記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録</p>
<p>べき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該掲示を始めた</p>	<p>記載 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>記載された書面 当該書面</p>

	<p>第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項</p>	<p>第百六十条第一項</p>
<p>又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電磁的記録</p>	<p>方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作</p>
<p>その他これに類する書面</p>	<p>方法</p>	<p>調書</p>

	成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第六十条の二第一項	当該電子調書 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	当該調書 調書の記載
第六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録され	事項

	<p>た事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	
<p>第二百十五條第四項</p>	<p>事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一條の三第二項</p>	<p>若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>	<p>又は送付する</p>
<p>第二百六十一條第四項</p>	<p>電子調書 記録しなければ</p>	<p>調書 記載しなければ</p>
<p>第二百六十七條第一項</p>	<p>和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子</p>	<p>和解を調書に記載した</p>

<p>第二百六十七條 の二第一項</p>	
<p>規定によりフ イルに記録され た電子調書</p>	<p>調書を作成し、 これをファイル に記録した その記録</p>
<p>調書</p>	<p>その記載</p>

四十八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（附則第七十二条関係）

改正案

現行

（電子情報処理組織による特定通知等）

第五条（略）

2、4（略）

5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、特許法第九十条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

（電子情報処理組織による特定通知等）

第五条（同上）

2、4（同上）

5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、特許法第九十条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章 借地条件の変更等の裁判手続（第四十一条―第六十一条）</p> <p>（非訟事件手続法の適用除外及び最高裁判所規則）</p> <p>第四十二条 前条の事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条、第四十条、第四十二条の二及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）</p> <p>第六十一条 第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項にお</p>	<p>目次</p> <p>第四章 借地条件の変更等の裁判手続（第四十一条―第六十条）</p> <p>（非訟事件手続法の適用除外及び最高裁判所規則）</p> <p>第四十二条 前条の事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条、第四十条及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（新設）</p>

いて同じ。）」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。第三百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同法第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同法第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

改正案

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第六十一条 第四十一条の事件の手續における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第三百三十三条の二第五項及び第六項並びに第三百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手續法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中

現行

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第六十一条 第四十一条の事件の手續における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手續法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第三百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

「訴訟記録等中」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第三百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（登記） 第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。この場合においては、嘱託書に裁判書の謄本又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により同法第九十一条の二第一項に規定するファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものを添付しなければならない。</p>	<p>（登記） 第四十五条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 この法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。この場合においては、嘱託書に裁判書の謄本を添付しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 十六 (略)</p> <p>十七 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されたものに限る。以下この号、次号及び第八項において同じ。）の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができる</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 十六 (同上)</p> <p>十七 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されたものに限る。以下この号、次号及び第八項において同じ。）の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムの実行若しくは情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含</p>

るものを含む。）、当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。次号において同じ。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

十八〜二十二（略）

2〜11（略）

（書類の提出等）

第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録の提出を命ずることができ。ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を

む。）、当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。次号において同じ。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

十八〜二十二（同上）

2〜11（同上）

（書類の提出等）

第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができ。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて

利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて
正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専

正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、

門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 (略)

(秘密保持命令)

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第七条第三項の規定により開示された書類若しくは電磁的記録又は第十三条第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

当該書類を開示することができる。

5 (同上)

(秘密保持命令)

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書(民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録(同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならぬ。</p> <p>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(秘密保持命令の取消し)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その電子決定書とその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(当事者尋問等の公開停止)</p>	<p>二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。</p> <p>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。</p> <p>5 (同上)</p> <p>(秘密保持命令の取消し)</p> <p>第十一条 (同上)</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その決定書とその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3 5 (同上)</p> <p>(当事者尋問等の公開停止)</p>
--	--

<p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面又は電磁的記録の開示を求められない。</p> <p>4 裁判所は、前項後段の書面又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面又は当該電磁的記録を開示することができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第十三条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求められない。</p> <p>4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。</p> <p>5 (同上)</p>
---	---

改正案

現行

<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第十二条 特別の定めがある場合を除き、協同組織金融機関の更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。</p> <p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第七十七條 第十二條の規定は、相互会社の更生手続について準用する。</p>	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第十二条 協同組織金融機関の更生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。</p> <p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第七十七條 相互会社の更生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。</p>
<p>（更生計画認可の決定等に対する即時抗告）</p> <p>第二百九十三條 会社更生法第二百二條の規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定に対する即時抗告について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八條第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十條第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三條」とあるのは「更生特例法第七十七條において準用する更生特例法第十二條」と読み替えるものとする。</p>	<p>（更生計画認可の決定等に対する即時抗告）</p> <p>第二百九十三條 会社更生法第二百二條の規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定に対する即時抗告について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八條第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十條第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三條」とあるのは「更生特例法第七十七條」と読み替えるものとする。</p>

2 (略)

第三百二十二条 (略)

2 (略)

3 第二百九十三条第二項及び会社更生法第二百二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二百九十三条第二項中「前項において準用する会社更生法第二百二条第一項」とあるのは「第三百二十二条第二項」と、同法第二百二条第二項中「第六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第七十七条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

4 (略)

(更生が困難な場合の更生手続廃止等)

第三百二十五条 会社更生法第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十八条第一項から第五項までの規定は、相互会社の更生手続における更生手続廃止の決定について準用する。この場合において、同法第二百三十六条第三号中「第九十八条第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百八十九条において準用する第九十八条第一項本文」と、同法第二百三十七条第一

2 (同上)

第三百二十二条 (同上)

2 (同上)

3 第二百九十三条第二項及び会社更生法第二百二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二百九十三条第二項中「前項において準用する会社更生法第二百二条第一項」とあるのは「第三百二十二条第二項」と、同法第二百二条第二項中「第六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第七十七条」と読み替えるものとする。

4 (同上)

(更生が困難な場合の更生手続廃止等)

第三百二十五条 会社更生法第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十八条第一項から第五項までの規定は、相互会社の更生手続における更生手続廃止の決定について準用する。この場合において、同法第二百三十六条第三号中「第九十八条第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百八十九条において準用する第九十八条第一項本文」と、同法第二百三十七条第一

項中「第三百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第八十条第一項」と、同法第二百三十八条第三項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第一百七十七条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

2 (略)

第三百二十八条 (略)

2 会社更生法第二百三十八条第一項から第三項までの規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同法第二百三十八条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、同法第二百四十条の規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十八条第三項中「第十三条」とあるのは、「更生特例法第一百七十七条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

項中「第三百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第八十条第一項」と、同法第二百三十八条第三項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第一百七十七条」と読み替えるものとする。

2 (同上)

第三百二十八条 (同上)

2 会社更生法第二百三十八条第一項から第三項までの規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同法第二百三十八条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、同法第二百四十条の規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十八条第三項中「第十三条」とあるのは、「更生特例法第一百七十七条」と読み替えるものとする。

改正案

現行

（任意的口頭弁論、期日の呼出し、裁判書、不服申立て等）
 第九条 会社更生法第八条、第八条の二、第八条の五及び第九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

（任意的口頭弁論、不服申立て等）
 第九条 会社更生法第八条及び第九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

（公示送達の方法、公告等）

第十条 会社更生法第八条の三及び第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

（公告等）

第十条 会社更生法第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十条の二 会社更生法第八条の四の規定は、協同組織金融機関の更生手続における申立てその他の申述について準用する。

（新設）

（民事訴訟法の準用）

第十二条 特別の定めがある場合を除き、協同組織金融機関の更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条

（民事訴訟法の準用）

第十二条 特別の定めがある場合を除き、協同組織金融機関の更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第一百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(任意的口頭弁論、期日の呼出し、裁判書、不服申立て等)

第七十四条 会社更生法第八条、第八条の二、第八条の五及び第九条の規定は、相互会社の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

(公示送達の方法、公告等)

第七十五条 会社更生法第八条の三及び第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

(電子情報処理組織による申立て等)

第七十六条 会社更生法第八条の四の規定は、相互会社の更生手続における申立てその他の申述について準用する。

(任意的口頭弁論、不服申立て等)

第七十四条 会社更生法第八条及び第九条の規定は、相互会社の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

(公告等)

第七十五条 会社更生法第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

(新設)

(事件に関する文書の閲覧等)

第百七十七条 (略)

(民事訴訟法の準用)

第百七十八条 (略)

(最高裁判所規則)

第百七十九条 (略)

(削る)

第二節 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

(更生債権者委員会の意見聴取等)

第二百三十四条 会社更生法第百十八条から第百二十条までの規定は、相互会社の更生手続において更生債権者委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用す

(事件に関する文書の閲覧等)

第百七十六条 (同上)

(民事訴訟法の準用)

第百七十七条 (同上)

(最高裁判所規則)

第百七十八条 (同上)

第百七十九条 削除

第二節 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

(更生債権者委員会の意見聴取等)

第二百三十四条 会社更生法第百十八条から第百二十条までの規定は、相互会社の更生手続において更生債権者委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用す

る第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「更生特例法第七十七條において準用する第十二条第一項」と、同法第二百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

(更生担保権者委員会及び社員委員会への準用)

第二百三十五条 会社更生法第百十八条から第百二十条までの規定は、相互会社の更生手続において更生担保権者委員会又は社員委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「更生特例法第七十七條において準用する第十二条第一項」と、同法第二百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

る第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「更生特例法第七十六條において準用する第十二条第一項」と、同法第二百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

(更生担保権者委員会及び社員委員会への準用)

第二百三十五条 会社更生法第百十八条から第百二十条までの規定は、相互会社の更生手続において更生担保権者委員会又は社員委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「更生特例法第七十六條において準用する第十二条第一項」と、同法第二百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

(更生計画認可の決定等に対する即時抗告)

第二百九十三条 会社更生法第二百二条の規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定に対する即時抗告について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第七十八条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

2 (略)

第三百二十二条 (略)

2 (略)

3 第二百九十三条第二項及び会社更生法第二百二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二百九十三条第二項中「前項において準用する会社更生法第二百二条第一項」とあるのは「第三百二十二条第二項」と、同法第二百二条第二項中「第六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第七十八条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

4 (略)

(更生計画認可の決定等に対する即時抗告)

第二百九十三条 会社更生法第二百二条の規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定に対する即時抗告について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第七十七条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

2 (同上)

第三百二十二条 (同上)

2 (同上)

3 第二百九十三条第二項及び会社更生法第二百二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二百九十三条第二項中「前項において準用する会社更生法第二百二条第一項」とあるのは「第三百二十二条第二項」と、同法第二百二条第二項中「第六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第七十七条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

4 (同上)

(更生が困難な場合の更生手続廃止等)

第三百二十五条 会社更生法第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十八条第一項から第五項までの規定は、相互会社の更生手続における更生手続廃止の決定について準用する。この場合において、同法第二百三十六条第三号中「第九十八条第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百八十九条において準用する第九十八条第一項本文」と、同法第二百三十七条第一項中「第三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三十八条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第八十条第一項」と、同法第二百三十八条第三項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第七十七条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

2 (略)

第三百二十八条 (略)

2 会社更生法第二百三十八条第一項から第三項までの規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同法第二百三十八条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、同法第二百四十条の規定は前項において準用する同法第二百

(更生が困難な場合の更生手続廃止等)

第三百二十五条 会社更生法第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十八条第一項から第五項までの規定は、相互会社の更生手続における更生手続廃止の決定について準用する。この場合において、同法第二百三十六条第三号中「第九十八条第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百八十九条において準用する第九十八条第一項本文」と、同法第二百三十七条第一項中「第三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三十八条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第八十条第一項」と、同法第二百三十八条第三項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第七十七条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

2 (同上)

第三百二十八条 (同上)

2 会社更生法第二百三十八条第一項から第三項までの規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同法第二百三十八条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、同法第二百四十条の規定は前項において準用する同法第二百

四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十八条第三項中「第十三条」とあるのは、「更生特例法第百七十八条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十八条第三項中「第十三条」とあるのは、「更生特例法第百七十七条において準用する更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

別表（第十二条関係）

<p>第百十二条第一項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録</p>	<p>書類 記載</p>
<p>第百十一条の規定による措置を</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、い</p>	

（新設）

<p>項 第百六十条第一</p>	<p>第百五十一条第 二項及び第百 三十一条の二第 二項</p>	<p>第百三十三条の 三第一項</p>	
<p>最高裁判所規則 で定めるところ</p>	<p>方法 組織を使用する 電子情報処理 判所規則で定め る電子情報処理 方法又は最高裁</p>	<p>開始した 記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電 磁的記録 第百条 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録</p>	
<p>調書</p>	<p>方法</p>	<p>面 その他これに類する書 面</p>	<p>第百条第一項 当該書面 記載された書面 つでも送達を受けるべ き者に交付すべき旨の 裁判所の掲示場への掲 示を始めた</p>

<p>項 第百六十条第四</p>	<p>項 第百六十条第三</p>	
<p>調書 記録された電子 よりファイルに 記録された電子 調書</p>	<p>書の内容に 録された電子調 書の内容に 第二項の規定に よりファイルに</p>	<p>により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>
<p>調書</p>	<p>調書の記載について</p>	

<p>第百六十条第四 項ただし書</p>	<p>電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条の二 第一項</p>	<p>前条第二項の規 定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容</p>	<p>調書の記載</p>
<p>第百六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイ ルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三 項</p>	<p>事項又は前項の 規定によりファ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第 四項</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された</p>	<p>事項</p>

<p>第二百六十一条 第四項</p>	<p>第二百三十一条 の三第二項</p>	
<p>記録しなければ</p>	<p>電子調書</p>	<p>若しくは送付し 又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する</p>
<p>記載しなければ</p>	<p>調書</p>	<p>又は送付する</p>
<p>事項</p>		

改正案

（書類の提出等）

第三十七条 裁判所は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提出を命ずることができ、ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

現行

（書類の提出等）

第三十七条 裁判所は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 (略)

(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 (同上)

(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該

当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類若しくは電磁的記録又は第四十三条第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

2 (略)

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたフ

当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (同上)

2 (同上)

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

ファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならぬ。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

5 (略)

(秘密保持命令の取消し)

第四十一条 (略)

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その電子決定書^レをその申立てをした者及び相手方に送達しなければならぬ。

3～5 (略)

(当事者尋問等の公開停止)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

5 (同上)

(秘密保持命令の取消し)

第四十一条 (同上)

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その決定書^レをその申立てをした者及び相手方に送達しなければならぬ。

3～5 (同上)

(当事者尋問等の公開停止)

第四十三条 (同上)

2 (同上)

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

<p>又は電磁的記録の開示を求めることができない。</p> <p>4 裁判所は、前項後段の書面又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面又は当該電磁的記録を開示することができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。</p> <p>5 (同上)</p>
---	--

改正案	現行
<p>(債権の没収保全) 第三十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 民事執行法第五十条、第五十六条第一項及び第四項並びに第六十四条第五項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五十条及び第五十六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第五十条中「差押命令」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第五十六条第一項及び第四項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を發した裁判所」と、同法第六十四条第五項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは「没収</p>	<p>(債権の没収保全) 第三十条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 民事執行法第五十条、第五十六条第一項及び第三項並びに第六十四条第五項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五十条及び第五十六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第五十条中「差押命令」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第五十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を發した裁判所」と、同法第六十四条第五項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは「没収</p>

保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。

(第三債務者の供託)

第三十六条 (略)

2と4 (略)

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五条(同法第六十七条の十四第一項において同法第六十五条(第三号及び第四号を除く。))の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第一号中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条及び第一百十二条第二項の規定を除く。)を準用する。この

保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。

(第三債務者の供託)

第三十六条 (同上)

2と4 (同上)

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五条(同法第六十七条の十四第一項において同法第六十五条(第三号及び第四号を除く。))の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第一号中「第五十六条第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。この場合において、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一百条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送

場合において、同条第一項中「前条の規定による措置を開始した日から二週間」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた日から七日間」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第一百三十一条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2| 前項において準用する民事訴訟法第百十条の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるときに交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

達の効力が生ずる期間は、同法第百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(新設)

五十七 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第八十三条関係）

改正案	現行
<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第十八条 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。</p>	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第十八条 再生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。</p>

改正案

現行

（期日の呼出し）

第八条の二 再生手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、

当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

（新設）

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第八条の三 再生手続における公示送達は、裁判所書記官が送達

（新設）

すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第八条の四 再生手続における申立てその他の申述（以下この条

（新設）

- において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機)入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができ
- る。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規

定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第八条の五 再生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

（新設）

(民事訴訟法の準用)

第十八条 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第十八条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付
------------	-----------------	--------------------------------------

(民事訴訟法の準用)

第十八条 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

(新設)

	<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>	<p>第百三十三条の三第一項</p>
	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録 第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録その</p>
<p>すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該掲示を始めた</p>	<p>記載 書類 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>記載された書面 当該書面 その他これに類</p>

<p>項 第六十条第三</p>	<p>項 第六十条第一</p>	<p>第二百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の第二 項</p>	
<p>電子調書の内容に 前項の規定によりフ ァイルに記録された</p>	<p>最高裁判所規則で定 めるところにより、 電子調書（期日又は 期日外における手続 の方式、内容及び経 過等の記録及び公証 をするためにこの法 律その他の法令の規 定により裁判所書記 官が作成する電磁的 記録をいう。以下同 じ。）</p>	<p>報処理組織を使用す る方法</p>	<p>他これに類する書面 又は電磁的記録</p>
<p>調書の記載につ いて</p>		<p>調書</p>	<p>する書面</p>

<p>第六十条第四項</p>	<p>第二項の規定により ファイルに記録され た電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第六十条の二 第一項</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規定に よりファイルに記録 された電子調書の内 容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイルに 記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三 項</p>	<p>事項又は前項の規定 によりファイルに記 録された事項若しく は同項の記録媒体に 記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第 四項</p>	<p>事項又は第二項の規 定によりファイルに 記録された事項若し くは同項の記録媒体 に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一 条</p>	<p>若しくは送付し、又</p>	<p>又は送付する</p>

<p>第四項 第二百六十一条</p>	<p>の三第二項</p>	<p>記録しなければ</p>	<p>は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>	<p>記載しなければ</p>	<p>電子調書 調書</p>
------------------------	--------------	----------------	----------------------------------	----------------	--------------------

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百五条の二の十一第一項及び第二項（同法第六十五条第六項及び実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十条において準用する場合を含む。）に規定する意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七十五条において同じ。）を提出しようとする者からの当該意見の内容（特許法及び実用新案法の適用に関するものに限る。）に関する相談</p> <p>3 (略)</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準</p>	<p>(業務)</p> <p>第四条 (同上)</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百五条の二の十一第一項及び第二項（同法第六十五条第六項及び実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十条において準用する場合を含む。）に規定する意見を記載した書面を提出しようとする者からの当該意見の内容（特許法及び実用新案法の適用に関するものに限る。）に関する相談</p> <p>3 (同上)</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準</p>

用等)

第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は弁理士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は弁理士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は弁理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(弁理士法第四條第二項第四号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と読み替えるものとする。

2/6 (略)

(弁理士又は弁理士法人でない者の業務の制限)

用等)

第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は弁理士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は弁理士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は弁理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と読み替えるものとする。

2/6 (同上)

(弁理士又は弁理士法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は弁理士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録の作成を業とすることができない。

第七十五条 弁理士又は弁理士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

六十 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第八十六條関係）

改正案		現行
<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。）及び第四節（第六十条を除く。）並びに第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。）及び第四節（第六十条を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。）及び第四節（第六十条を除く。）の規定を準用する。</p>
<p>第五項</p> <p>第三百三十三条</p>	<p>当該事件並びにその事件</p>	<p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続</p>

<p>の四第七項 第三百三十三條</p>			<p>の四第二項</p>		<p>利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者</p>
	<p>和解記録</p>	<p>訴訟記録等</p>	<p>当事者</p>		
<p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者</p>					

(民事訴訟法の準用)

第四十条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関

(民事訴訟法の準用)

第四十条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関

<p>第百三十三條の四第一項</p>	
<p>者は、訴訟記録等</p>	<p>申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三條の四第一項及び第二項において同じ</p>
<p>当事者又は利害関係を疎明した第三者は損害賠償命令事件</p>	<p>めの刑事手続に付随する措置に関する法律第三十四條第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第三十五條第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十條において準用する第百三十二條の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（第百三十三條の四第一項及び第二項において「損害賠償命令事件の記録等」という</p>

<p>第百三十三條 の四第二項</p>	<p>訴訟記録等</p>	<p>損害賠償命令事件の 記録等</p>	<p>の記録等</p>
-------------------------	--------------	--------------------------	-------------

六十一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第八十七條關係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p> <p>第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十三条―第三十二条）</p> <p>第二節 審理及び裁判等（第三十三条―第三十六条）</p> <p>第三節 異議等（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第四節 民事訴訟手続への移行（第四十二条）</p> <p>第五節 補則（第四十三条・第四十四条）</p> <p>第八章 雑則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（和解記録）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（同上）</p> <p>第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p> <p>第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第二節 審理及び裁判等（第二十九条―第三十二条）</p> <p>第三節 異議等（第三十三条―第三十七条）</p> <p>第四節 民事訴訟手続への移行（第三十八条）</p> <p>第五節 補則（第三十九条・第四十条）</p> <p>第八章 雑則（第四十一条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（和解記録）</p> <p>第二十条（同上）</p> <p>2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の</p>

請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百一十一条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手續については同法第九十二条第一項から第八項までの例による。この場合において、同条第一項中「に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等を含む。）第三百三十三条第三項において同じ。」とあるのは、「の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」と読み替えるものとする。

3
(略)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手續における和解に関する手續については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。）及び第四節（第六十条を除く。）並びに第八章（第三百三十三条の二第五項及び第六項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十三条

書面その他最高裁判

書面

請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百一十一条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手續については同法第九十二条の例による。

3
(同上)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手續における和解に関する手續については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。）及び第四節（第六十条を除く。）並びに第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十三条

当該事件並びにその

犯罪被害者等の権利

第二項	所規則で定める方法	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録
第三百三十三條 第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録
第三百三十三條 第五項	当該事件並びにその事件 一 の章において同じ。 の章において同じ。以下この章において同じ。	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若
第五項	事件	利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十條に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続
第三百三十三條 の二第二項	訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録
第三百三十三條 の四第一項	者は、訴訟記録等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若

	<p>第三百三十三條の二第一項</p>	<p>に係る訴訟記録等の閲覧等</p>	<p>第三百三十三條の二第二項</p>	<p>訴訟記録等中</p>	<p>和解記録中</p>	<p>第三百三十三條の二第二項及び第三項</p>	<p>に係る訴訟記録等の閲覧等</p>	<p>の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付</p>	<p>第三百三十三條の四第一項</p>	<p>者は、訴訟記録等</p>	<p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九條第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づ</p>
--	---------------------	---------------------	---------------------	---------------	--------------	--------------------------	---------------------	------------------------------------	---------------------	-----------------	--

<p>第三百三十三條の四第二項</p>	<p>当事者</p>	<p>録 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九條第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者</p>	<p>第三百三十三條の四第七項</p>	<p>訴訟記録等 当事者</p>	<p>和解記録 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法</p>
---------------------	------------	--	---------------------	-------------------------------	---

<p>第百三十三條 の四第七項</p>		<p>第百三十三條 の四第二項</p>
<p>当事者</p>	<p>訴訟記録等の閲覧等 訴訟記録等の存する</p>	<p>当事者</p>
<p>犯罪被害者等の権利 利益の保護を図るた めの刑事手続に付随</p>	<p>和解記録の存する 閲覧若しくは謄写又 はその正本、謄本若 しくは抄本の交付</p>	<p>犯罪被害者等の権利 利益の保護を図るた めの刑事手続に付随 する措置に関する法 律第十九条第一項又 は第二項の規定によ る申立てに基づき公 判調書に記載された 合意をした者</p>
		<p>き公判調書に記載さ れた合意をした者又 は利害関係を疎明し た第三者は、和解記 録</p> <p>律第十九条第一項若 しくは第二項の規定 による申立てに基づ き公判調書に記載さ れた合意をした者</p>

	<p>する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者</p>

第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

第一節 損害賠償命令の申立て等

(期日の呼出し)

第二十九条 損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2| 呼出状の送達及び当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

第一節 損害賠償命令の申立て等

(新設)

(公示送達の方法)

第三十条 損害賠償命令事件に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(新設)

(事件の記録の閲覧等)

第三十一条 第四十四条において準用する民事訴訟法第三百二十二条の四第一項の処分申立てをした者及び相手方(同項に規定する相手方をいう。次項において同じ。)は、裁判所書記官に対し、同条第一項の処分申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(新設)

2| 前項の規定は、同項に規定する記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について申立人又は相手方の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

3| 第一項に規定する記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(電子情報処理組織による申立て等)

第三十二条 損害賠償命令事件に関する手続における申立てその

他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち

、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書
面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その
他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が
記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において
同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁
判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、
受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを
含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判
所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使
用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三
項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算
機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を
用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等
を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法
令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当
該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用
に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に

(新設)

、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も同様とする。

第二節 審理及び裁判等

（任意的口頭弁論）

第三十三条（略）

第二節 審理及び裁判等

（任意的口頭弁論）

第二十九条（同上）

(審理)

第三十四条 (略)

(審理の終結)

第三十五条 (略)

(損害賠償命令)

第三十六条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第二十七条

第一項の決定を除く。以下この条から第三十八条までにおいて
同じ。)は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わ
なければならない。

一 六 (略)

2 5 (略)

第三節 異議等

(異議の申立て等)

第三十七条 (略)

(訴え提起の擬制等)

(審理)

第三十条 (同上)

(審理の終結)

第三十一条 (同上)

(損害賠償命令)

第三十二条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第二十七条

第一項の決定を除く。以下この条から第三十四条までにおいて
同じ。)は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わ
なければならない。

一 六 (同上)

2 5 (同上)

第三節 異議等

(異議の申立て等)

第三十三条 (同上)

(訴え提起の擬制等)

第三十八条 (略)

2 前項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、損害賠償命令事件に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3・4 (略)

(記録の送付等)

第三十九条 前条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第三十四条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。

2 (略)

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

第三十四条 (同上)

2 前項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3・4 (同上)

(記録の送付等)

第三十五条 前条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第三十条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。

2 (同上)

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

第四十条 第三十八条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

(異議後の判決)

第四十一条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十八条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならぬ。ただし、損害賠償命令の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十八条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十八条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における訴訟費用

第三十六条 第三十四条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

(異議後の判決)

第三十七条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十四条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならぬ。ただし、損害賠償命令の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十四条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十四条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における訴訟費用

について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第四十二条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第三十四条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2・3 (略)

4 第三十八条から第四十条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第四十三条 (略)

について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第三十八条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第三十条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2・3 (同上)

4 第三十四条から第三十六条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第三十九条 (同上)

(民事訴訟法の準用)

第四十四条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第一編第二章第三節、第三章(第四十五条第五項各号及び第四十七条から第五十一条までを除く。)、第四章(第七十一条第二項を除く。)、第五章(第八十七条、第八十七条の二、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第二節第二款、第九十四条、第一百条第二項、第四節第三款、第一百一十一条、第一百六条並びに第一百八条を除く。)、第六章(第一百三十二条の六第三項及び第一百三十二条の七を除く。)、及び第八章(第一百三十三条の二第五項及び第六項並びに第一百三十三条の三第二項を除く。)、第二編第一章(第一百三十四条、第一百三十四条の二、第一百三十七条第二項及び第三項、第一百三十八条第一項、第一百三十九条、第四十条、第四十五条並びに第四十六条を除く。)、第三章(第一百五十一条第三項、第一百五十六条の二、第五十七条の二、第五十八条、第五十九条第三項、第一百六十二条第二項、第一百六十一条第三項及び第三節を除く。)、第四章(第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二條の二、第二百三十五條第一項ただし書並びに第二百三十六條を除く。)、第五章(第二百四十九條から第二百

(民事訴訟法の準用)

第四十条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第一編第二章第三節、第三章(第四十七条から第五十一条までを除く。)、第四章、第五章(第八十七条、第九十一条、第二節第二款、第一百六条及び第一百八条を除く。)、第六章から第八章まで、第二編第一章(第一百三十四条、第一百三十四条の二、第一百三十七条第二項及び第三項、第一百三十八条第一項、第一百三十九条、第四十条、第四十五条並びに第四十六条を除く。)、第三章(第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第五十八条、第五十九条第三項、第六十一条第三項及び第三節を除く。)、第四章(第二百三十五条第一項ただし書及び第二百三十六條を除く。)、第五章(第二百四十九条から第二百五十五条まで並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。)、及び第六章(第二百六十二条第二項、第二百六十三条及び第二百六十六条第二項を除く。)、第三編第三章、第四編並びに第八編(第四百三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。)、の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五十五条まで、第二百五十六條第三項各号並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。)及び第六章(第二百六十二條第二項、第二百六十三條、第二百六十六條第二項及び第二百六十七條第二項を除く。)、第三編第三章、第四編並びに第九編(第四百三條第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十五條第五項	次に掲げる	<p>損害賠償命令事件(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十九條第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。)の記録(同法第三十九條第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。以下同じ。)の閲覧若しくは謄写</p>
----------	-------	---

第三百三十三條の二第二項

<p>訴訟記録等(訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。第三百三十三條の四第一項及び第二項において同じ)</p>	<p>損害賠償命令事件(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十四條第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。)の記録(同法第三十五條第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。)又は同法第四十條において準用する第三百三</p>
---	--

	<p>よる措置を開始した</p>	<p>利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条の規定による揭示を始めた</p>
<p>第二百二十八条 第二項</p>	<p>第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書</p>	<p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十六条第一項の決定書</p>
<p>第三百三十三条 第二項 第三百三十三条 第三項</p>	<p>書面その他最高裁判所規則で定める方法 訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分）の申立てに係る事件の記録をいう。以下こ</p>	<p>書面 損害賠償命令事件の記録又は犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に</p>

<p>第百三十三條</p>	<p>第百三十三條 の二第一項</p>	
<p>訴訟記録等中</p>	<p>に係る訴訟記録等の 閲覧等</p>	<p>の章において同じ について訴訟記録等 の閲覧等（訴訟記録 の閲覧等、非電磁的 証拠収集処分記録の 閲覧等又は電磁的証 拠収集処分記録の閱 覧等をいう。以下こ の章において同じ。</p>
<p>損害賠償命令事件の</p>	<p>の閲覧若しくは謄写 又はその謄本若しく は抄本の交付</p>	<p>関する法律第四十四 条において準用する 第百三十二條の四第 一項の処分の申立て に係る事件の記録（ 以下この章において 「損害賠償命令事件 の記録等」という の閲覧若しくは謄写 又はその謄本若しく は抄本の交付</p>

の二第二項	第百三十三條の二第二項及び第三項	に係る訴訟記録等の閲覧等	記録等中 の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
第百三十三條の三第一項	第百三十三條の四第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等	記載された書面 当該書面 その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付
第百三十三條の四第二項	訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する	当事者又は利害関係を疎明した第三者は、損害賠償命令事件の記録等

<p>第百六十条第</p>	<p>第百六十条第一項</p>	<p>第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項</p>	
<p>前項の規定によりフ</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>	<p>報処理組織を使用する方法</p>	<p>訴訟記録等の閲覧等</p>
<p>調書の記載について</p>	<p>調書</p>	<p>方法</p>	<p>閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製</p>

三項	アイルに記録された 電子調書の内容に 最高裁判所規則で定 めるところにより、 その異議があつた旨 を明らかにする措置 を講じなければ	調書にその旨を記載 しなれば
第四百六十条第 四項	第二項の規定により ファイルに記録され た電子調書 当該電子調書	調書 当該調書
第四百六十条の 二第一項	前条第二項の規定に よりファイルに記録 された電子調書の内 容	調書の記載
第四百六十条の 二第二項	その旨をファイルに 記録して	調書を作成して
第二百五五条第 三項	事項又は前項の規定 によりファイルに記 録された事項若しく は同項の記録媒体に	事項

第二百六十一		第二百五十六 条第三項	第二百三十一 条の三第二項	第二百十五 条第四項
電子調書	める れぞれ当該各号に定 達の区分に応じ、そ 次の各号に掲げる送 達を行う場合 呼出し	電子呼出状（第九十 四条第二項の規定に よりファイルに記録 されたものに限る。 ）により前項	組織を使用する 定める電子情報処理 若しくは送付し、又 は最高裁判所規則で 定める電子情報処理 組織を使用する	記録された事項 事項又は第二項の規 定によりファイルに 記録された事項若し くは同項の記録媒体 に記録された事項
調書	呼出し 公示送達による場合 を除き、送達をすべ き場所に宛てて呼出 状を發した	前項	又は送付する	事項

条第四項	記録しなければ	記載しなければ
第二百六十一 条第五項	記録された電子調書	記載された調書の 本
第二百六十七 条第一項	について電子調書を 作成し、これをフ ァイルに記録した	を調書に記載した
第二百六十七 条の二第一項	その記録 規定によりフ ァイルに記録された電子調 書	その記載 調書

第八章 雑則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第四十五条 第三条第一項又は第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第三の一の項の規定（同項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。

2| 第十九条第一項の規定による申立てをするには、二千円の手

第八章 雑則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第四十一条 第三条第一項又は第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第二の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。

(新設)

数料を納めなければならない。

- 3| 第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七條から第十條まで並びに別表第一の一七の項及び一八の項（上欄(4)に係る部分に限る。）並びに別表第三の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。

（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）

第四十六条（略）

- 2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第三十七條第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

- 3 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十八條第一項（第四十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

- 2| 第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七條から第十條まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項（上欄(4)に係る部分に限る。）並びに別表第二の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。

（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）

第四十二条（同上）

- 2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第三十三條第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

- 3 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十四條第一項（第三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4
(略)

(最高裁判所規則)
第四十七條 (略)

4
(同上)

(最高裁判所規則)
第四十三條 (同上)

六十二 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（附則第八十八条関係）

改正案

現行

（民事訴訟法の準用）

第十五条 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

（民事訴訟法の準用）

第十五条 承認援助手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

改正案

現行

<p>（期日の呼出し）</p> <p>第六条の二 承認援助手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。</p> <p>2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（公示送達の方法）</p> <p>第六条の三 承認援助手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（電子情報処理組織による申立て等）</p> <p>第六条の四 承認援助手続における申立てその他の申述（以下こ</p>	<p>（新設）</p>

- の条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規

定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第六条の五 承認援助手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

（新設）

(民事訴訟法の準用)

第十五条 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関して
は、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編ま
での規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一
条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項
、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第
百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項
、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十
二項、第八八十五条第三項、第八八十七条第三項及び第四項
、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第
二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。
この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替
えるものとする。

別表（第十五条関係）

第百十二条第一 項本文	前条の規定による措 置を開始した	裁判所書記官が 送達すべき書類 を保管し、いつ でも送達を受け るべき者に交付
----------------	---------------------	---

(民事訴訟法の準用)

第十五条 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関して
は、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編ま
での規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

(新設)

	<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>	<p>第百三十三条の三第一項</p>
	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録 第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録その</p>
<p>すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該掲示を始めた</p>	<p>記載 書類 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>記載された書面 当該書面 その他これに類</p>

<p>項 第百六十条第三</p>		<p>第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項</p>	
<p>電子調書の内容に 前項の規定によりフ ァイルに記録された</p>	<p>最高裁判所規則で定 めるところにより、 電子調書（期日又は 期日外における手続 の方式、内容及び経 過等の記録及び公証 をするためにこの法 律その他の法令の規 定により裁判所書記 官が作成する電磁的 記録をいう。以下同 じ。）</p>	<p>報処理組織を使用す る方法</p>	<p>他これに類する書面 又は電磁的記録</p>
<p>調書の記載につ いて</p>		<p>調書</p>	<p>する書面</p>

<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定により ファイルに記録され た電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条の二 第一項</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規定に よりファイルに記録 された電子調書の内 容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第百六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイルに 記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三 項</p>	<p>事項又は前項の規定 によりファイルに記 録された事項若しく は同項の記録媒体に 記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第 四項</p>	<p>事項又は第二項の規 定によりファイルに 記録された事項若し くは同項の記録媒体 に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一 条</p>	<p>若しくは送付し、又</p>	<p>又は送付する</p>

<p>の三第二項</p>	<p>は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>	<p>調書</p>
<p>第二百六十一条</p>	<p>電子調書</p>	<p>記載しなければ</p>
<p>第四項</p>	<p>記録しなければ</p>	<p>記載しなければ</p>

（特別口座に記載又は記録がされた振替社債についての振替手続等に関する特例）

第七十条の二（略）

2 特定の銘柄の振替社債に係る第六十九条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替社債の交付を受けることができなかったものその他の主務省令で定める者（以下この項において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくは当該判決であつて執行力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもので若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲

（特別口座に記載又は記録がされた振替社債についての振替手続等に関する特例）

第七十条の二（同上）

2 特定の銘柄の振替社債に係る第六十九条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替社債の交付を受けることができなかったものその他の主務省令で定める者（以下この項において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (略)

3 (略)

(特別口座に記載又は記録がされた振替受益権についての振替
手続等に関する特例)

第二百二十七条の八 (略)

2 特定の銘柄の振替受益権に係る第二百二十七条の五第一項の通知又は振替の申請の前に信託の併合により消滅する信託の受益権を取得した者であつて受益権原簿に記載又は記録がされていないことを理由として信託の併合に際して当該受益権に代わる当該振替受益権の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替受益権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしななければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくは当該判決であつて執行力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であ

一・二 (同上)

3 (同上)

(特別口座に記載又は記録がされた振替受益権についての振替
手続等に関する特例)

第二百二十七条の八 (同上)

2 特定の銘柄の振替受益権に係る第二百二十七条の五第一項の通知又は振替の申請の前に信託の併合により消滅する信託の受益権を取得した者であつて受益権原簿に記載又は記録がされていないことを理由として信託の併合に際して当該受益権に代わる当該振替受益権の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替受益権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしななければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げ

ることを証明したものの若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (略)

3 (略)

(特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例)

第三百三十三条 (略)

2 特定の銘柄の振替株式に係る第三百三十条第一項の通知又は振替の申請の前に当該振替株式となる前の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくは当該判決であつて執行力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを

る行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (同上)

3 (同上)

(特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例)

第三百三十三条 (同上)

2 特定の銘柄の振替株式に係る第三百三十条第一項の通知又は振替の申請の前に当該振替株式となる前の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為を

証明したものの若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (略)

3 (略)

(特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての振替手続等に関する特例)

第百六十九条 (略)

2 特定の銘柄の振替新株予約権に係る第百六十六条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくは当該判決であつ

しても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (同上)

3 (同上)

(特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての振替手続等に関する特例)

第百六十九条 (同上)

2 特定の銘柄の振替新株予約権に係る第百六十六条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書

て執行力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもの若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (略)

3 (略)

(特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替手続等に関する特例)

第九十八条 (略)

2 特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る第九十五条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権付社債の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為を

類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (同上)

3 (同上)

(特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替手続等に関する特例)

第九十八条 (同上)

2 特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る第九十五条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権付社債の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為を

しななければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくは当該判決であつて執行力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものの若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (略)

3 (略)

しななければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一・二 (同上)

3 (同上)

六十五 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（附則第九十一条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）</p> <p>（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）</p> <p>第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録）」とあるのは「発信者情報開示命令事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条</p>	<p>目次</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十八条）</p> <p>（新設）</p>

第九号に規定する発信者情報開示命令事件」と、「中」とあるのは「」の記録中」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の適用除外)

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七条、第四十条及び第四十二条の二の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第十九条 (略)

(非訟事件手続法の適用除外)

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七条及び第四十条の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第十八条 (同上)

六十六 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）（附則第九十二条関係）

改正案	現行
<p>（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）</p> <p>第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第八章（第三百三十三条の二第五項及び第六項並びに第三百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録）」とあるのは「発信者情報開示命令事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第九号に規定する発信者情報開示命令事件）」と、「中」とあるのは「」の記録中」と、「」について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）とあるのは「」の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは</p>	<p>（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）</p> <p>第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録）」とあるのは「発信者情報開示命令事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第九号に規定する発信者情報開示命令事件）」と、「中」とあるのは「」の記録中」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同法第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開</p>

抄本の交付」と、同法第三百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第三百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

六十七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（附則第九十三條關係）

改正案	現行
<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第十三条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。</p>	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第十三条 更生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。</p>

改正案

現行

（期日の呼出し）

第八条の二 更生手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、

当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

（新設）

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第八条の三 更生手続における公示送達は、裁判所書記官が送達

（新設）

すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第八条の四 更生手続における申立てその他の申述（以下この条

（新設）

- において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機)入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができ
- る。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規

定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第八条の五 更生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

（新設）

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第八十七條第三項及び第四項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第十三条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲
------------	-----------------	--

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。

(新設)

	<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>		<p>第百三十三条の三第一項</p>
<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>書類又は電磁的記録</p>	<p>記載又は記録</p>	<p>第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録</p>
<p>示を始めた</p>	<p>書類</p>	<p>記載</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>記載された書面</p>
				<p>当該書面又は電磁的記録</p>
				<p>当該書面</p>
				<p>その他これに類する書面</p>
				<p>その他これに類する書面又は電磁的記録</p>
				<p>その他これに類する書面</p>

<p>第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の第二 二項</p>	<p>第百六十条第一 項</p>	<p>磁的記録 方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>	<p>方法 調書</p>
---	----------------------	--	---	------------------

<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条の二第一項</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第百六十条の二第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事</p>	<p>事項</p>

<p>第四項 第二百六十一条</p>	<p>第二百三十一条 の三第二項</p>	<p>第二百十五條第 四項</p>	<p>電子調書</p>	<p>若しくは送付し 又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>	<p>記載しなければ</p>	<p>調書</p>	<p>又は送付する 事項</p>
------------------------	--------------------------	-----------------------	-------------	--	---	----------------	-----------	----------------------

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第四十六条第一項、第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第一百一条、第一百条、第一百零二条の二、第一百零三条、第一百五條、第一百零六條及び第一百零八條、第一百六十三條並びに第一百六十四條の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。</u></p> <p>259（略）</p> <p>（送達に関する民事訴訟法の準用）</p> <p>第六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第<u>百零一条、第一百一条、第一百零二条の二、第一百零三条、第一百五條、第一百零六條及び第一百零八條の規定を準用する。</u>この場合において、</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第四十六条第一項、第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第九十九条、第一百一条、第一百零三条、第一百五條、第一百零六條、第一百零八條及び第一百零九條、第一百六十三條並びに第一百六十四條の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。</u></p> <p>259（同上）</p> <p>（送達に関する民事訴訟法の準用）</p> <p>第六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第<u>九十九條、第一百一条、第一百零三条、第一百零五條、第一百零八條及び第一百零九條の規定を準用する。</u>この場合において、<u>同法第</u></p>

同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「個人情報保護委員会」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織の使用)

第六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第八八条中「裁判長」とあり、及び同法第九九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織の使用)

第六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

七十 仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（附則第九十六条関係）

<p>改正案</p>	<p>（裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用）</p> <p>第十条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。</p>
<p>現行</p>	<p>（裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用）</p> <p>第十条 この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。</p>

改正案

現行

（期日の呼出し）

第九条の二 この法律の規定により裁判所が行う手続における期

日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

（新設）

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第九条の三 この法律の規定により裁判所が行う手続における公

示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（新設）

（電子情報処理組織による申立て等）

第九條の四 この法律の規定により裁判所が行う手続における申

(新設)

立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。

)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第九条の五 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書

（新設）

の正本によつてする。

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第一百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第十条関係）

第百十二条第一	前条の規定による措置を開始し	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し
項本文		

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

(新設)

<p>第三百三十三條の 三第一項</p>		<p>第三百十三條</p>	<p>第一百二十二條第一 項ただし書</p>	
<p>記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録</p>	<p>記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録</p>	<p>記載又は記録 記録 書類又は電磁的 記録</p>	<p>前条の規定によ る措置を開始し た</p>	<p>た</p>
<p>記載された書面</p>	<p>た 記載された書面 た 示場への掲示を始め べき旨の裁判所の掲 示場への掲示を始め た</p>	<p>記載 裁判所書記官が送達 すべき書類を保管し 、いつでも送達を受 けるべき者に交付す べき旨の裁判所の掲 示場への掲示を始め た</p>	<p>書類 当該掲示を始めた</p>	<p>、いつでも送達を受 けるべき者に交付す べき旨の裁判所の掲 示場への掲示を始め た</p>

<p>項 第六十条第一</p>	<p>第五十一条第 二項及び第二 三十一条の二第 二項</p>	
<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令</p>	<p>方法 組織を使用する 電子情報処理 判所規則で定め る電子情報処理 方法又は最高裁</p>	<p>磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録</p>
<p>調書</p>	<p>方法</p>	<p>当該書面又は電 磁的記録 当該書面 その他これに類する書 面</p>

	<p>の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>	
<p>第六十条第三 項</p>	<p>前項の規定によ りファイルに記 録された電子調 書の内容に</p>	<p>調書の記載につ いて</p>
<p>第六十条第四 項</p>	<p>第二項の規定に よりファイルに 記録された電子 調書</p>	<p>調書</p>
<p>第六十条の二 第一項</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規 定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイ ルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三 第二項</p>	<p>事項又は前項の</p>	<p>事項</p>

<p>項</p>	<p>第二百十五條第 四項</p>	<p>第二百三十一條 の三第二項</p>	<p>第二百六十一條 第四項</p>
<p>規定によりフ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ イルに記録され た事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>	<p>若しくは送付し 又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する</p>	<p>電子調書 記録しなければ</p>
<p></p>	<p>事項</p>	<p>又は送付する</p>	<p>調書 記載しなければ</p>

改正案

現行

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十八條の二 労働審判手続における申立てその他の申述につ

いては、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合

において、同法第百三十三條第一項中「当事者」とあるのは「

当事者又は参加人（労働審判法第二十九條第二項において準用

する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十一條

の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第百三十三條

の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第

百三十三條の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十

二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。第百

三十三條の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは

「労働審判事件の記録」と、同法第百三十三條の四第一項中「

者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利

害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同法第

二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟

記録等」とあるのは「労働審判事件の記録」と、同法第七項中

「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替える

ものとする。

（新設）

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関する
しては、非訟事件手続法第二編の規定(同法第十二条(同法第
十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)、第二十
七条、第四十条、第四十二条の二、第五十二条、第五十三条及
び第六十五条の規定を除く。)を準用する。この場合において
、同法第四十三条第四項中「第二項」とあるのは、「労働審判
法第五条第三項」と読み替えるものとする。

2
(略)

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関する
しては、非訟事件手続法第二編の規定(同法第十二条(同法第
十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)、第二十
七条、第四十条、第五十二条、第五十三条及び第六十五条の規
定を除く。)を準用する。この場合において、同法第四十三
条第四項中「第二項」とあるのは、「労働審判法(平成十六年法
律第四十五号)第五条第三項」と読み替えるものとする。

2
(同上)

改正案	現行
<p>（証拠調べ等） 第十七条（略）</p> <p>2 証拠調べについては、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二編第四章（第七十九条、第八十二条、第八十五条第一項後段、第二項及び第三項、第八十七條第三項及び第四項、第八十八条、第八十九条、第九十二条から第九十五条まで）（これらの規定を同法第二百一条第五項、第二百十条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第二百条、第二百二条（同法第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百五条第二項、第二百六条（同法第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七条第二項、第二百八条、第二百九条、第二百十五条第二項、第二百十五条の二第二項から第四項まで、第二百十五条の四、第二百二十四条（同法第二百一十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第四項から第六項まで、第二百三十条、第二百三十二条第二項及び第三項、第二百三十二条の二並びに第二百三十九条を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>（証拠調べ等） 第十七条（同上）</p> <p>2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。</p>

この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

(労働審判)

第二十条 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第百条第二項、第百四条、第三款及び第四款を除く。)の規定を準用する。

6・7 (略)

(訴え提起の擬制)

第二十二条 (略)

2 (略)

(労働審判)

第二十条 (同上)

2～4 (同上)

5 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編第五章第四節(第百四条及び第百十条から第百十三条までを除く。)の規定を準用する。

6・7 (同上)

(訴え提起の擬制)

第二十二条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたと
きは、民事訴訟法第三十七条から第三十八条まで及び第百
五十八条の規定の適用については、第五条第二項の申立書を訴
状とみなす。

(事件の記録の閲覧等)

第二十六条 (略)

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条(第九項及び第十項を除く。)の規定は、前項の記録について準用する。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第二十八条の二 労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章(第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人(労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十一条の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。)」と、同条第三項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十三条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下

3 第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたと
きは、民事訴訟法第三十七条、第百三十八条及び第百五十八
条の規定の適用については、第五条第二項の申立書を訴状とみ
なす。

(事件の記録の閲覧等)

第二十六条 (同上)

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条の規定は、前項の記録について準用する。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第二十八条の二 労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人(労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十一条の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。)」と、同法第百三十三条の二第二項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十三条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。)」とあるのは

この章において同じ。）」とあるのは「労働審判事件の記録」と、「「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「労働審判事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「労働審判事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その

「労働審判事件の記録」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「労働審判事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとす。

正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>第五条（略） 25 29（略）</p> <p>30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「されている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者</p>	<p>第五条（同上） 25 29（同上）</p> <p>30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「されている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者</p>

を除く。)を除く。)とあるのは「「されている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。)の区及び総合区を含み、」とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二十第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「「直ちに裁決書の写し又は」とあるのは「直ちに」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二編第四章第二節の規定(過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定を除く。)は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。この場

を除く。)を除く。)とあるのは「「されている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。)の区及び総合区を含み、」とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二十第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限

合において、民事訴訟法第二百五条第二項中「最高裁判所規則で」とあるのは、「選挙管理委員会が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

32・33 (略)

りでない。

32・33 (同上)

改正案

現行

<p>（業務の範囲）</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 民事裁判等手続又は行政不服申立手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続（特定援助対象者を援助する場合にあつては、イ(1)に定める手続）に必要な書類又は電磁</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 民事裁判等手続又は行政不服申立手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務</p> <p>イ・ロ （同上）</p> <p>ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続（特定援助対象者を援助する場合にあつては、イ(1)に定める手続）に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。</p>
---	--

的記録の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類又は電磁的記録を作成する事務を取り扱わせること。

ホ (略)

三十三 (略)

2・3 (略)

ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ (同上)

三十三 (同上)

2・3 (同上)

七十六 破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第百三条関係）

改正案	現行
<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。</p>	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第十三条 破産手続等に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。</p>

改正案

現行

（期日の呼出し）

第八条の二 破産手続等における期日の呼出しは、呼出状の送達

、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

（新設）

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第八条の三 破産手続等における公示送達は、裁判所書記官が送

（新設）

達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第八条の四 破産手続等における申立てその他の申述（以下この

（新設）

-
- 条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができるとする。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規
-

定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第八条の五 破産手続等に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

（新設）

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第十三条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲
------------	-----------------	--

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

(新設)

	<p>第百十二条第一 項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>		<p>第百三十三条の 三第一項</p>	
<p>前条の規定によ る措置を開始し た</p>	<p>書類又は電磁的 記録</p>	<p>記載又は記録</p>	<p>第百十一条の規 定による措置を 開始した</p>	<p>記載され、又は 記録された書 面 又は電磁的記録 又は電磁的記録</p>	<p>当該書面又は電 磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電</p>
<p>示を始めた</p>	<p>当該掲示を始めた</p>	<p>記載 書類</p>	<p>裁判所書記官が送達す べき書類を保管し、い つでも送達を受けるべ き者に交付すべき旨の 裁判所の掲示場への掲 示を始めた</p>	<p>記載された書面</p>	<p>当該書面 その他これに類する書 面</p>

<p>項 第六十條第一</p>	<p>第五十一條第 二項及び第二 三十一條の二第 二項</p>
<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>	<p>磁的記録 方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>
<p>調書</p>	<p>方法</p>

<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条の二第一項</p>	<p>前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第百六十条の二第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事</p>	<p>事項</p>

<p>第四項 第二百六十一条</p>	<p>第二百三十一条 の三第二項</p>	<p>第二百十五條第 四項</p>	<p>記録しなければ</p>	<p>電子調書 織を使用する 電子情報処理組 所規則で定める</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>	<p>記載しなければ</p>	<p>調書 又は送付する</p>	<p>事項</p>
------------------------	--------------------------	-----------------------	----------------	--	---	----------------	----------------------	-----------

七十八 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（附則第一百五条関係）（現行規定は、少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条、第九十条第二項</p>	<p>第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条、第九十条第二項</p>

及び第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条第三項の規定を適用する。

及び第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一百零二条第三項の規定を適用する。

改正案	現行
<p>（裁判書の送達）</p> <p>第八百八十三条 この節の規定による裁判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節（第百条第二項、第百四条、第三款、第百十一条及び第百十三条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。</p>	<p>（裁判書の送達）</p> <p>第八百八十三条 この節の規定による裁判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節（第百四条を除く。）の規定を準用する。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（継続の登記の申請）</p> <p>第三百二十五条 一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、第二百七十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により一般社団法人等を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本又はその判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものと及び第二百七十六条第一項の同意があつたことを証する書面を添付しなければならない。</p>	<p>（継続の登記の申請）</p> <p>第三百二十五条 一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、第二百七十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により一般社団法人等を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本及び第二百七十六条第一項の同意があつたことを証する書面を添付しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（投票人名簿又は在外投票人名簿の登録と投票）</p> <p>第五十三条 投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十二条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第三百三十二条第二項において「電子判決書記録事項証明書」という。）を所持し、国民投票の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（在外投票等）</p> <p>第六十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（投票人名簿又は在外投票人名簿の登録と投票）</p> <p>第五十三条 投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、国民投票の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（在外投票等）</p> <p>第六十二条 （同上）</p> <p>2・3 （同上）</p>

4 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票のうち、第六十条第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

(略)	(略)	(略)
第六十条第五項の表第五十三条第一項ただし書の項	国民投票	投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百五十二条第一項に規定する電子判決書(同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備え

4 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票のうち、第六十条第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

(同上)	(同上)	(同上)
第六十条第五項の表第五十三条第一項ただし書の項	国民投票	投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、国民投票

第六十条第一項	
<p>在外投票人名簿に 登録されるべき旨 の決定書又は確定 判決の判決書の正 本若しくは謄本若</p>	<p>られたファイルに 記録されたものに 限る。)をいう。 (に記録されてい る事項を記載した 書面であつて裁判 所書記官が当該書 面の内容が当該フ ァイルに記録され ている事項と同一 であることを証明 したもの(第百三 十二条第二項にお いて「電子判決書 記録事項証明書」 という。)を所持 し、国民投票</p>

第六十条第一項	
<p>第六十条第一項 判決書を所持し、</p>	<p>在外投票人名簿に 登録されるべき旨 の決定書又は確定 判決書を所持し、</p>

しくは電子判決書
(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百五十二条第一項に規定する電子判決書(同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。)に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものを所

(略)	(略)	(略)	<p>持し、第六十条第一項</p> <p>期日前投票所</p> <p>指定期日前投票所 (第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される第六十条第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第五十九条までにおいて同じ。)</p>
<p>(国民投票無効の訴訟についての通知及び電子判決書記録事項証明書の送付)</p> <p>第三百三十二条 (略)</p> <p>2 第二百二十七条の規定による訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その電子判決書記録事項証明書を、総務大臣及び中央選挙管理会並びに衆議院議長及び参議院議長に送付しなければならない。</p>			

(同上)	(同上)	(同上)	<p>期日前投票所</p> <p>指定期日前投票所 (第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される第六十条第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第五十九条までにおいて同じ。)</p>
<p>(国民投票無効の訴訟についての通知及び判決書謄本の送付)</p> <p>第三百三十二条 (同上)</p> <p>2 第二百二十七条の規定による訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その判決書の謄本を、総務大臣及び中央選挙管理会並びに衆議院議長及び参議院議長に送付しなければならない。</p>			

改正案

現行

<p>（訴状等の送達）</p> <p>第二十条 外国等に対する訴状その他これに類する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状又は電子呼出状（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十四条第一項第一号に規定する電子呼出状をいう。）について同法第九十九条の規定により作成した書面（以下この条及び次条第一項において「訴状等」という。）の送達は、次に掲げる方法によりするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げる方法がない場合には、次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法（民事訴訟法に規定する方法であるものに限る。）</p>	<p>（訴状等の送達）</p> <p>第二十条 外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状（以下この条及び次条第一項において「訴状等」という。）の送達は、次に掲げる方法によりするものとする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 前号に掲げる方法がない場合には、次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法（民事訴訟法（平成八年法律第九号）に規定する方法で</p>
--	---

254 (略)

(外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等)

第二十一条 (略)

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての電子判決書(民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。)又は同法第二百五十四条第二項の電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの(次項及び第四項において「電子判決書等記録事項証明書」という。)の当該外国等に対する送達について準用する。

3 前項に規定するもののほか、電子判決書等記録事項証明書の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 第一項に規定する判決に対して外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八十五条本文(同法第三百十三條(同法第三百十八條第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三百五十七條本文(同法第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。若しくは第三百七十八條第一項本文の規定にかかわらず、電子判決書等記録事項証明書の送達があつた日又は第二項において準用す

あるものに限る。)

254 (同上)

(外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等)

第二十一条 (同上)

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書(次項及び第四項において「判決書等」という。)の当該外国等に対する送達について準用する。

3 前項に規定するもののほか、判決書等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 第一項に規定する判決に対して外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八十五条本文(同法第三百十三條(同法第三百十八條第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三百五十七條本文(同法第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。若しくは第三百七十八條第一項本文の規定にかかわらず、判決書等の送達があつた日又は第二項において準用する前条第二項の規定

る前条第二項の規定により送達があったものとみなされる日から四月の不変期間内に提起しなければならない。

により送達があったものとみなされる日から四月の不変期間内に提起しなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第九節 電子情報処理組織による申立て等（第四十二条）</p> <p>第十節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第四十二条の二）</p> <p>第四十二条 非訟事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿</p> <p>第四十二条の二 非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並びに第百</p>	<p>目次</p> <p>第二編 (同上)</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第九節 電子情報処理組織による申立て等（第四十二条）</p> <p>第四十二条 非訟事件の手続における申立てその他の申述（次項において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。</p> <p>2 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は利害関係参加人は、非訟事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「非訟事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

改正案

現行

<p>（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）</p> <p>第二十八條 民事訴訟法第六十七條から第七十四條までの規定（同法第七十一條第二項（同法第七十二條後段）において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二條後段及び第七十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三條第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「非訟事件手続法第二十二條第一項若しくは第二十一條第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同法第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同法第二項中「第六十一條から第六十六條まで及び」とあるのは「非訟事件手続法第二十八條第一項において準用する」と、「ついで、同法第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついで」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同法第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完了した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。</p>	<p>（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）</p> <p>第二十八條 民事訴訟法第六十七條から第七十四條までの規定（裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に對する即時抗告に関する部分を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三條第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十二條第一項若しくは第二十一條第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同法第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同法第二項中「第六十一條から第六十六條まで及び」とあるのは「非訟事件手続法第二十八條第一項において準用する」と読み替えるものとする。</p>
--	--

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（期日及び期間）

第三十四条 非訟事件の手續の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。

2・3 （略）

4 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手續の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

（送達及び手續の中止）

第三十八条 送達及び非訟事件の手續の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）及び第百三十条から第百三十二条まで（同条第一

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（期日及び期間）

第三十四条 非訟事件の手續の期日は、職権で、裁判長が指定する。

2・3 （同上）

（新設）

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手續の期日及び期間について準用する。

（送達及び手續の中止）

第三十八条 送達及び非訟事件の手續の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第百三十条から第百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において

項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第一百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第一百三十一条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第一百一十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2) 前項において準用する民事訴訟法第一百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第四十二条 非訟事件の手續における申立てその他の申述(以下この条及び次条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字

、同法第一百三十一条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。

(新設)

第四十二条 非訟事件の手續における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第一百三十二条の十第一項から第五項までの規定(支払督促に関する部分を除く。)を準用する。

、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)

をもつてするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)

については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、

2| 前項において準用する民事訴訟法第三百三十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、同条第五項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第四十二条の二 非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法第二十条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同

第四十二条の二 非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法第二十条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同

条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「非訟事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は利害関係参加人は、非訟事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「非訟事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

（証拠調べ）

第五十三条 非訟事件の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第百八十二条、第百八十五条第三項、第百八十七条から

法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は利害関係参加人は、非訟事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「非訟事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

（証拠調べ）

第五十三条 非訟事件の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第百八十二条、第百八十七条から第百八十九条まで、

ら第八十九條まで、第二百五條第二項、第二百七條第二項、第二百八條、第二百五條第二項、第二百二十四條（同法第二百二十九條第二項、第二百三十一條の三第一項及び第二百三十二條第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項（同法第二百三十一條の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十九條第四項及び第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第二百五條第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百五條第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一條の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一條の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

一 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十三條第一項（同法第二百三十一條及び第二百三十一條の三第一項において

第二百七條第二項、第二百八條、第二百二十四條（同法第二百二十九條第二項及び第二百三十二條第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九條第四項の規定を除く。）を準用する。

2 (同上)

3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

一 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十三條第一項（同法第二百三十一條において準用する場合を含む。）の規

て準用する場合を含む。)の規定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないとき。

二 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条(同法第二百三十一条及び第二百三十一条の第三項)において準用する場合を含む。)の規定により提出の義務がある文書(同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物件及び同法第二百三十一条の二に規定する電磁的記録を含む。)を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

457 (略)

(非訟事件の申立ての取下げ)

第六十三条 (略)

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは「非訟事件の申立ての期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記

定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないとき。

二 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条(同法第二百三十一条において準用する場合を含む。)の規定により提出の義務がある文書(同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物件を含む。)を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

457 (同上)

(非訟事件の申立ての取下げ)

第六十三条 (同上)

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「非訟事件の申立ての期日」と読み替えるものとする。

録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(和解)

第六十五条 非訟事件における和解については、民事訴訟法第八十九條第一項、第二百六十四條及び第二百六十五條の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四條第一項及び第二百六十五條第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「非訟事件の手續」と読み替えるものとする。

2 (略)

(第一審の手續の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十三條 (略)

2 民事訴訟法第二百八十三條、第二百八十四條、第二百九十二條、第二百九十八條第一項、第二百九十九條第一項、第三百二條、第三百三條及び第三百五條から第三百九條までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手續について準用する。この場合において、同法第二百九十二條第二項中「第二百六十一條第三項及び第四項、第二百六十二條第一項並びに第二百六十三條」とあるのは「非訟事件手續法第六十三條第二項及び第六十四條」と、同法第三百三條第五項中「第一百八十九條」とあるのは「非訟事件手續法第二百一十一條」と読み替

(和解)

第六十五条 非訟事件における和解については、民事訴訟法第八十九條、第二百六十四條及び第二百六十五條の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四條及び第二百六十五條第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「非訟事件の手續」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(第一審の手續の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十三條 (同上)

2 民事訴訟法第二百八十三條、第二百八十四條、第二百九十二條、第二百九十八條第一項、第二百九十九條第一項、第三百二條、第三百三條及び第三百五條から第三百九條までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手續について準用する。この場合において、同法第二百九十二條第二項中「第二百六十一條第三項、第二百六十二條第一項及び第二百六十三條」とあるのは「非訟事件手續法第六十三條第二項及び第六十四條」と、同法第三百三條第五項中「第一百八十九條」とあるのは「非訟事件手續法第二百一十一條」と読み替えるものとする

ॐ नमो भगवते वासुदेवाय

ॐ

八十五 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（附則第百十四条関係）

改正案

現行

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給手続）

第四条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、当該請求をする者又はその被相続人が特定B型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が第六条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書若しくは調書の正本若しくは謄本又は当該確定判決等の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したものを提出しなければならない。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給手続）

第四条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、当該請求をする者又はその被相続人が特定B型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が第六条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書又は調書の正本又は謄本を提出しなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第八目 電子情報処理組織による申立て等（第六十九条）</p> <p>1</p> <p>第九目 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第六十九条の二）</p> <p>第六十九条 子の返還申立事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。</p> <p>2（略）</p> <p>第九目 当事者に対する住所、氏名等の秘匿</p>	<p>目次</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第一款（同上）</p> <p>第八目 電子情報処理組織による申立て等（第六十九条）</p> <p>1</p> <p>第六十九条 子の返還申立事件の手続における申立てその他の申述（次項において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。</p> <p>2（同上）</p> <p>（新設）</p>

第六十九条の二 子の返還申立事件の手續における申立て等につ

(新設)

いては、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は手續に参加した子（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十八条第六項に規定する手續に参加した子をいう。次項及び第七項において同じ。）は、子の返還申立事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は手續に参加した子」と、「訴訟記録等」とあるのは「子の返還申立事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは手續に参加した子」と読み替えるものとする。

改正案

現行

（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）

第五十八条 民事訴訟法第六十八条から第七十四条までの規定（

同法第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定による参加の申出」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十八条第一項において準用する」と、「ついで、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついで」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。

（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）

第五十八条 民事訴訟法第六十八条から第七十四条までの規定（

裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定による参加の申出」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十八条第一項において準用する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（記録の閲覧等）

第六十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付（第四項第一号及び第六十九条第六項において「閲覧等」という。）又は子の返還申立事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 11 （略）

（期日及び期間）

第六十三条 子の返還申立事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。

2・3 （略）

4 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

5 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（記録の閲覧等）

第六十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付（第四項第一号及び第六十九条第二項において「閲覧等」という。）又は子の返還申立事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 11 （同上）

（期日及び期間）

第六十三条 子の返還申立事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。

2・3 （同上）

（新設）

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、子の返

までの規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

(送達及び手続の中止)

第六十七条 送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。)及び第百三十条から第百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十一条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求めめる事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

還申立事件の手続の期日及び期間について準用する。

(送達及び手続の中止)

第六十七条 送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第百三十条から第百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。

2| 前項において準用する民事訴訟法第一百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第六十九条 子の返還申立事件の手続における申立てその他の申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法

（新設）

第六十九条 子の返還申立事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。

2| 前項において準用する民事訴訟法第三百三十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係る第六十二条第一項の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、同法第三百三十二条の十第五項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第六十九条の二 子の返還申立事件の手續における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並

第六十九条の二 子の返還申立事件の手續における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並

びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「子の返還申立事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は手続に参加した子（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十八条第六項に規定する手続に参加した子をいう。次項及び第七項において同じ。）は、子の返還申立事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は手続に参加した子」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「子の返還申立事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは手続に参加した子」と読み替えるもの

びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は手続に参加した子（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十八条第六項に規定する手続に参加した子をいう。次項及び第七項において同じ。）は、子の返還申立事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は手続に参加した子」と、「訴訟記録等」とあるのは「子の返還申立事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは手続に参加した子」と読み替えるものとする。

とする。

(証拠調べ)

第八十六条 子の返還申立事件の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第七十九条、第八十二条、第八十五条第三項、第八十七条から第八十九条まで、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項及び第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「地方裁判所若しくは簡易裁判所」とあるのは「他の家庭裁判所」と、同条第二項中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五條第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

(証拠調べ)

第八十六条 子の返還申立事件の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第七十九条、第八十二条、第八十七条から第八十九条まで及び第二百七条第二項の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「地方裁判所若しくは簡易裁判所」とあるのは「他の家庭裁判所」と、同条第二項中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2 (略)

(子の返還の申立ての取下げ)

第九十九条 (略)

2・3 (略)

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「子の返還申立事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(和解)

第百条 子の返還申立事件における和解については、民事訴訟法第八十九条第一項、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四条第一項及び第二百六十五条第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「子の返還申立事件の手続」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

2 (同上)

(子の返還の申立ての取下げ)

第九十九条 (同上)

2・3 (同上)

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「子の返還申立事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

(和解)

第百条 子の返還申立事件における和解については、民事訴訟法第八十九条、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四条及び第二百六十五条第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「子の返還申立事件の手続」と読み替えるものとする。

2・3 (同上)

(第一審の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第七百七条 (略)

2 (略)

3 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三百九条までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一条第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第九十九条第四項」と、同法第二百九十九条第二項中「第六条第一項各号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項各号」と、同法第三百三条第五項中「第八十九条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十条」と読み替えるものとする。

(出国禁止命令の申立て等)

第七百二十三条 (略)

2・3 (略)

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六

(第一審の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第七百七条 (同上)

2 (同上)

3 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三百九条までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第九十九条第四項」と、同法第二百九十九条第二項中「第六条第一項各号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項各号」と、同法第三百三条第五項中「第八十九条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十条」と読み替えるものとする。

(出国禁止命令の申立て等)

第七百二十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項

十二条第一項の規定は、出国禁止命令の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

の規定は、出国禁止命令の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

八十八 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（附則第一百七十条関係）

改正案	現行
<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第五十条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章（第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。）、第五章（第八十七条、第九十二条第六項から第八項まで、第二節、第一百六条及び第一百八条を除く。）及び第七章、第二編第一章（第一百三十四条、第一百三十四条の二、第一百三十七条第二項及び第三項、第一百三十八条第一項、第一百三十九条、第四百十条並びに第四百十三条から第四百六条までを除く。）、第三章（第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第一百五十八条、第五十九条第三項、第六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第七節を除く。）、第五章（第二百四十五条、第二百四十九条から第二百五十二条まで、第二百五十三條第二項、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十八條第二項から第四項まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十一条から第</p>	<p>（民事訴訟法の準用）</p> <p>第五十条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章（第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。）、第五章（第八十七条、第二節、第一百六条及び第一百八条を除く。）及び第七章、第二編第一章（第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十七条第二項及び第三項、第一百三十八条第一項、第一百三十九条、第四百十条並びに第四百十三条から第四百六条までを除く。）、第三章（第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第一百五十八条、第五十九条第三項、第六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第七節を除く。）、第五章（第二百四十五条、第二百五十二条から第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十八條第二項から第四項まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十一条から第二百六十三条まで及び第二百六十六条を</p>

二百六十三条まで及び第二百六十六条を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編（第四百三条第一項第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。

除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編（第四百三条第一項第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。

八十九 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（附則第百十八条関係）（現行規定は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第六目 補則（第五十三条―第五十五条の二）</p> <p>（共通義務確認訴訟における和解）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 共通義務確認訴訟における和解については、民事訴訟法第九十一条第二項後段（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）</p> <p>第十九条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第二節（同上）</p> <p>第一款（同上）</p> <p>第六目 補則（第五十三条―第五十五条）</p> <p>（共通義務確認訴訟における和解）</p> <p>第十一条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）</p> <p>第十九条（同上）</p>

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(債権届出の取下げ)

第四十三条 (略)

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(証拠調べの制限)

第四十八条 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに限りすることができる。

2 文書の提出の命令若しくは民事訴訟法第二百三十一条の第三項において準用する同法第二百二十三条に規定する命令又は対照の用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件の提出の命令は、することができない。

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。

(債権届出の取下げ)

第四十三条 (同上)

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。

(証拠調べの制限)

第四十八条 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。

2 文書の提出又は対照の用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件の提出の命令は、することができない。

3 (略)

(異議の申立て等)

第四十九条 (略)

2と6 (略)

7 民事訴訟法第二百六十一条第三項から第六項まで、第二百六十二条第一項、第二百六十三条、第三百五十八条並びに第三百六十条第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同条第五項中「前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書」とあるのは「その期日の調書の謄本」と読み替えるものとする。

(個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担)

第五十一条 (略)

2と4 (略)

5 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで(第七十一条第二項(同法第七十二条後段において準用する場合を含む。))を除く。及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

3 (同上)

(異議の申立て等)

第四十九条 (同上)

2と6 (同上)

7 民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。

(個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担)

第五十一条 (同上)

2と4 (同上)

5 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

(個別費用の負担)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 民事訴訟法第一編第四章第一節(第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項、第七十一条第二項(同法第七十二条後段に
おいて準用する場合を含む。))及び第七十三条を除く。)の規定は、個別費用の負担について準用する。

(民事訴訟法の準用)

第五十三条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章(第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。))及び第五章(第八十七条、第八十七条の二、第九十一条第一項及び第二項、第九十一条の二、第九十二条第六項から第十項まで、第二節、第九十四条、第一百条第二項、第四節第三款、第一百一十一条、第一百六条並びに第一百八条を除く。)、第二編第一章(第三十四条、第三十四条の二、第三百三十七条第二項及び第三項、第三百三十七条の二第六項から第九項まで、第三百三十八条第一項、第三百三十九条、第四百十条並びに第四百四十三条から第四百四十六条までを除く。)、第三章(第五百一十一条第三項、第五百五十六条の二、第五百五十七条

(個別費用の負担)

第五十二条 (同上)

2 (同上)

3 民事訴訟法第一編第四章第一節(第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項及び第七十三条を除く。)の規定は、個別費用の負担について準用する。

(民事訴訟法の準用)

第五十三条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章(第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。))、第五章(第八十七条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条第六項から第八項まで、第二節、第一百六条並びに第一百八条を除く。))及び第七章、第二編第一章(第三百三十四条、第三百三十四条の二、第三百三十七条第二項及び第三項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条、第四百十条並びに第四百四十三条から第四百四十六条までを除く。)、第三章(第五百五十六条の二、第五百五十七条の二、第五百五十八条、第五百五十九条第三項、第六十一条第三項及び第三節を除く。)、第四章(第七節を除く。))、第五章(第二百四十五条、第二

の二、第五百五十八条、第五百九十九条第三項、第六十条第二項、第六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二十五条第二項、第二十七條第二項、第二百三十二條の二並びに第七節を除く。）、第五章（第二百四十五条、第二百四十九条から第二百五十一条まで、第二百五十二条第二項、第二百五十三條から第二百五十五條まで、第二百五十八条第二項から第四項まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十一条から第二百六十三条まで、第二百六十六条及び第二百六十七條第二項を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第九編（第四百三条第一項第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（期日の呼出し）

第五十四条の二 簡易確定手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出

百四十九条から第二百五十二条まで、第二百五十三條第二項、第二百五十四條、第二百五十五條、第二百五十八條第二項から第四項まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十一条から第二百六十三條まで及び第二百六十六条を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編（第四百三条第一項第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。

（新設）

頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない⁹。

(送達の特例)

第五十五条 (略)

2| 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第五十五条の二 簡易確定手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定め

(送達の特例)

第五十五条 (同上)

(新設)

(新設)

-
- るところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができ。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
-

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(訴え提起の擬制等)

第五十六条 (略)

2・3 (略)

4 和解金債権についての債権届出に係る請求について第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件には、民事訴訟法第七編の規定は、適用しない。

別表(第五十三条関係)

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法に	交付する
---------	---	------

第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(訴え提起の擬制等)

第五十六条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

(新設)

<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十二条第一項本文</p>	
<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>より当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する</p>
<p>当該掲示を始めた</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	

<p>三十一 二第 二項</p>	<p>報処理組織を使用する 方法</p>	
<p>第百六十条第一 項</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条第三 項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四 項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>当該電子調書</p>	<p>調書</p>	

<p>第六十条の二 第一項</p>	<p>前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容</p>	<p>調書の記載</p>
<p>第六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第四項</p>	<p>事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百十八条第一項</p>	<p>規定を準用する</p>	<p>規定（第二百十五條第二項を除く。）を準用する。この場合において、同条第</p>

<p>第二百六十七條 第一項</p>	<p>第二百五十二條 第一項</p>	<p>第二百三十一條 の三第二項</p>	
<p>その記録</p>	<p>に「以下「電子判決書」という。」 について電子調書を作成し、これをファイルに記録した</p>	<p>記録した電磁的記録 （以下「電子判決書」という。）</p>	<p>若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>
<p>その記載</p>	<p>を調書に記載した</p>	<p>記載した裁判書</p>	<p>又は送付する</p>
<p>四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは、「事項」と読み替えるものとする</p>			

第二百六十七條
の二第一項

規定によりファイル
に記録された電子調
書

調書

改正案	現行
<p>（その他公益上の必要による特定秘密の提供）</p> <p>第十条 第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百二十三条第六項（同法第二百三十一條の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（その他公益上の必要による特定秘密の提供）</p> <p>第十条 第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合</p> <p>三・四 （同上）</p> <p>2・3 （同上）</p>

九十一 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一〇一号）（附則第二百二十条関係）

改正案	現行
<p>（民事執行法及び民事保全法の特例等） 第四十七条（略）</p> <p>2 前項の規定は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十 六条並びに民事保全法（平成元年法律第九十一号）第六条の二 及び同法第四十六条において準用する民事執行法第十六条第一 項から第四項までの規定の適用を妨げない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（民事執行法及び民事保全法の特例等） 第四十七条（同上）</p> <p>2 前項の規定は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十 六条（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条にお いて準用する場合を含む。）の規定の適用を妨げない。</p> <p>3（同上）</p>

改正案	現行
<p>（書類の提出等）</p> <p>第八条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提出を命ずることができ、<u>ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、<u>書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる</u>。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。</p>	<p>（書類の提出等）</p> <p>第八条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、<u>書類の所持者にその提示をさせることができる</u>。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。</p>

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 (略)

(秘密保持命令)

第十一条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれに

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 (同上)

(秘密保持命令)

第十一条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれに

も該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により開示された書類、電磁的記録若しくは検証の目的又は第十四条第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の

も該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により開示された書類若しくは検証の目的又は第十四条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (同上)

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならぬ。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達された時から、効力を生ずる。

5 (略)

(秘密保持命令の取消し)

第十二条 (略)

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならぬ。

3～5 (略)

(当事者尋問等の公開停止)

第十四条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

5 (同上)

(秘密保持命令の取消し)

第十二条 (同上)

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならぬ。

3～5 (同上)

(当事者尋問等の公開停止)

第十四条 (同上)

2 (同上)

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

<p>又は電磁的記録の開示を求めることができない。</p> <p>4 裁判所は、前項後段の書面又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面又は当該電磁的記録を開示することができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。</p> <p>5 (同上)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（送達に関する民事訴訟法の準用）</p> <p>第二十条 前条の規定による送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第一百条第一項、第一百一条、第一百二条の二、第一百三條、第一百五條、第一百六條及び第一百八條の規定を準用する。</u>この場合において、同項中「<u>裁判所</u>」とあり、及び同条中「<u>裁判長</u>」とあるのは「<u>経済産業大臣</u>」と、同法<u>第一百一条第一項中「執行官</u>」とあるのは「<u>経済産業大臣の職員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第二十二條 経済産業大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第九号に規定する処分通知等であつて第十九條の規定により書類を送達して行うこととして</u>いるものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、<u>第二十条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百條第一項の規定による送達</u>に関する事</p>	<p>（送達に関する民事訴訟法の準用）</p> <p>第二十条 前条の規定による送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第九十九條、第一百一條、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百九條の規定を準用する。</u>この場合において、同法第九十九條第一項中「<u>執行官</u>」とあるのは「<u>経済産業大臣の職員</u>」と、同法<u>第一百八條中「裁判長</u>」とあり、及び同法<u>第九十九條中「裁判所</u>」とあるのは「<u>経済産業大臣</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第二十二條 経済産業大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第九号に規定する処分通知等であつて第十九條の規定により書類を送達して行うこととして</u>いるものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、<u>第二十条において読み替えて準用する民事訴訟法第九條の規定による送達</u>に関する事</p>

る事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。